

# 令和3年度第2回横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

(書面開催)

令和3年8月20日(金)

## 次第

### 議題

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案(案)について

資料1

### 【配布資料】

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案(案)について

資料1

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案(案)

資料2

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」素案への市民意見一覧

参考資料

※次回(令和3年度第3回計画推進会議) 令和3年12月開催予定

## 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案（案）について

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、令和3年度第1回計画推進会議（5月18日書面開催）において、素案（案）を御報告しました。その後、市民意見募集による御意見等をもとに検討を加え、計画原案（案）【資料2参照】がとりまとめられましたので、ご報告します。

### 1 市民意見募集の実施

素案に対する市民意見募集を、令和3年6月11日から7月9日まで実施しました。

(1) 市民意見募集の結果

意見数 196 件（応募数 128 通）

(2) いただいた市民意見の反映状況

意見数 196 件のうち、24 件については、趣旨を踏まえて原案に反映しました。

原案に反映等できなかったご意見についても、今後の計画推進の参考とします。

意見の分類	主な意見	件数	
素案を修正したもの	必要な方に支援が届くよう、支援策の周知が必要	14 件	24 件
	市民アンケート調査の対象全体の「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」がわかるとよい	2 件	
	計画に位置付けられている主な取組について、対象となる子どものライフステージが示されていると分かりやすい	2 件	
	ヤングケアラーに対する支援が必要	2 件	
	その他	4 件	
素案に賛同いただいたもの	子どもの貧困対策は行政だけでなく地域や企業、関係団体など様々な方がそれぞれの立場や視点から主体的に支援に参画していくことが必要	13 件	61 件
	子どもへの学習支援等の取組が必要	7 件	
	必要な支援制度を知らなかったり、手続きが分からないといった支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭への支援が必要	6 件	
	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策が必要	5 件	
	ひとり親家庭への支援が必要	3 件	
	その他	27 件	
計画推進の参考とさせていただくもの等	より一層の経済的支援が必要（医療費助成や、幼児教育無償化の対象者の拡大、小中学校給食の無償化など）	32 件	111 件
	その他	79 件	
<b>合計</b>		<b>196 件</b>	

<参考> 市民意見を踏まえ、素案を修正した主なもの

主な意見	修正（追加）内容																															
必要な方に支援が届くよう、支援策の周知が必要	<p>【追加】原案（案）75 ページ</p> <p>4 情報発信・情報提供の推進</p> <p>第2期計画の推進にあたっては、子どもの貧困対策に関する取組について、制度の概要や相談先等を横断的にまとめた子どもや家庭向けの支援ガイド等の作成や、SNS を活用した相談体制の推進など、当事者の立場に立った分かりやすい情報発信・情報提供を行い、必要な方に適切な支援が届くよう、取組を進めていきます。</p>																															
市民アンケート調査の対象全体の「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」がわかるとよい	<p>【追加】原案（案）11 ページ</p> <p>市民アンケート調査の対象全体の「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」を追記しました。</p> <table border="1" data-bbox="512 775 1485 1097"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指標</th> <th colspan="2">今回調査(令和2年度)</th> <th colspan="2">【参考】 前回調査(平成27年度)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和元年所得</th> <th colspan="2">平成26年所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合</td> <td>5歳児</td> <td>6.10%</td> <td rowspan="4">0~24歳 未満の 子ども</td> <td rowspan="2">7.70%</td> </tr> <tr> <td>小学5年生</td> <td>7.80%</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>6.90%</td> </tr> <tr> <td>調査対象全体</td> <td>6.90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合</td> <td>5歳児</td> <td>38.60%</td> <td rowspan="4">45.60%</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>小学5年生</td> <td>39.20%</td> </tr> <tr> <td>中学2年生</td> <td>28.20%</td> </tr> <tr> <td>調査対象全体</td> <td>35.30%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)		令和元年所得		平成26年所得		世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合	5歳児	6.10%	0~24歳 未満の 子ども	7.70%	小学5年生	7.80%	中学2年生	6.90%	調査対象全体	6.90%	子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.60%	45.60%		小学5年生	39.20%	中学2年生	28.20%	調査対象全体	35.30%
指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)																													
	令和元年所得		平成26年所得																													
世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合	5歳児	6.10%	0~24歳 未満の 子ども	7.70%																												
	小学5年生	7.80%																														
	中学2年生	6.90%																														
	調査対象全体	6.90%																														
子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.60%	45.60%																													
	小学5年生	39.20%																														
	中学2年生	28.20%																														
	調査対象全体	35.30%																														
計画に位置付けられている主な取組について、対象となる子どものライフステージが示されているとわかりやすい	<p>【追加】原案（案）49～73 ページ</p> <p>各取組について、対象となる子どものライフステージを追加しました。</p> <div data-bbox="512 1234 1477 1458" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>寄り添い型生活支援事業</b></p> <p>養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨き、掃除などの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。</p> <table border="1" data-bbox="512 1391 1477 1458"> <thead> <tr> <th>ライフステージ</th> <th>妊娠・出産期</th> <th>乳幼児期</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th>高校生世代</th> <th>20代前半の若者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">●</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者				●	●																			
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者																										
			●	●																												
ヤングケアラーに対する支援が必要	<p>【追加】原案（案）60 ページ</p> <p>（ヤングケアラーに対する支援）</p> <p>幼いきょうだいや両親、祖父母の世話等を理由に、子どもらしい生活が送れず支援が必要なヤングケアラーについて、学校や地域等において早期に発見・把握し、相談支援や適切な福祉サービスにつなげていくなど、関係機関の連携のもと、取組を進めてまいります。また、子ども自身が支援を求めたり、周囲の大人がしっかりと相談を受け止めるよう、ヤングケアラーに関する理解を深めるためのリーフレット等を作成するなど、社会的認知度の向上を図ります。</p>																															

2 今後のスケジュール

令和3年9月末 ・計画策定、市民意見募集結果公表  
10月～ ・計画公表・推進

(案)

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画原案

令和3年〇月

こども青少年局



# 目次

第1章 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について .....	1
1 計画策定の背景.....	1
(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正 .....	1
(2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定.....	2
(3) 子どもの貧困と子どもの貧困率.....	3
(4) 第1期計画の振り返り .....	4
2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について.....	7
(1) 計画の趣旨.....	7
(2) 計画の位置づけ .....	7
(3) 計画の期間.....	7
(4) 計画の対象.....	7
第2章 本市における子どもの貧困の状況について.....	8
1 子どもの貧困に関する実態把握について.....	8
(1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査） .....	8
(2) 支援者等ヒアリング.....	9
2 本市の子どもの貧困に関する状況.....	11
(1) 家庭の経済状況.....	11
(2) 子どもの状況.....	19
(3) 保護者の状況.....	37
3 子どもや家庭を取り巻く課題.....	43
(1) 経済的困窮がもたらす様々な影響.....	43
(2) 子どもの学力や進学機会の格差.....	43
(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下.....	44
(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭.....	44
(5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因.....	45
(6) 新型コロナウイルス感染症の影響.....	45
第3章 本市の子どもの貧困対策.....	46
1 基本目標 .....	46
2 施策展開にあたっての基本的な考え方.....	46
3 施策の体系.....	47
4 計画の進捗状況の把握 .....	48

第4章 子どもの貧困対策に関する取組.....	49
【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】 .....	49
1 子どもの貧困対策の基盤について.....	49
2 主な取組.....	49
【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】 .....	53
1 施策の方針.....	53
2 主な取組.....	53
【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】 .....	59
1 施策の方針.....	59
2 主な取組.....	59
【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】 .....	62
1 施策の方針.....	62
2 主な取組.....	62
【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】 .....	67
1 施策の方針.....	67
2 主な取組.....	67
第5章 計画の推進体制等について .....	74
1 計画の推進体制等 .....	74
2 様々な主体による計画の推進と人材育成等 .....	74
3 国や県などの関係機関との連携 .....	75

# 第1章

## 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」について

### 1 計画策定の背景

#### (1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。）の施行から5年が経過し、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第41号。以下「改正法」という。）が公布され、同年9月に施行されました。

##### 【改正法の主なポイント】

- ◆ 目的の充実として、以下の事項が明記
  - ・子どもの将来だけでなく「現在」に向けた対策であること
  - ・貧困の解消に向けて、児童の権利条約の精神に則り推進すること
- ◆ 基本理念の充実として、以下の事項が明記
  - ・子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ・各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ・貧困の背景にある様々な社会的要因があることを踏まえること

##### 【改正法（一部抜粋）】

###### （目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

###### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の過程に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

## (2) 新たな「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

平成26年8月、政府は法律の規定に基づき、基本的な方針や子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、総合的な対策を推進してきました。

その後、平成30年11月、政府は「子どもの貧困対策会議」を開催し、「子供の貧困対策に関する有識者会議」において、諸施策の進捗状況を把握し、幅広く意見を聴取し、令和元年度内を目途に、新たな大綱の案の作成を行うことを決定しました。

有識者会議での議論の結果、令和元年8月には「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、大綱に基づき各種の支援が進捗し、子どもの貧困に対する社会の認知が一部で進んできたこと等については評価された一方、現場には今なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在し、状況は依然として厳しいこと等が指摘されました。

そして、令和元年11月には有識者会議での提言を踏まえて、改正法に基づく新たな大綱（以下「新大綱」という。）が閣議決定されました。

新大綱においては、「子供の貧困に関する指標」として「食料又は衣料が買えない経験」等の新たな指標が追加され、指標の改善に向けた4つの重点施策が引き続き示されています。

### 【子供の貧困対策に関する大綱（概要）】

<h4>I 目的・理念</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。</li> <li>● 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。</li> </ul>	
<h4>II 基本的な方針</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援</li> <li>● 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮</li> <li>● 地方公共団体による取組の充実 など</li> </ul>	<h4>IV 指標の改善に向けた重点施策</h4> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h5>教育の支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</li> <li>● 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築</li> <li>● スクール・ソール・カーやスク・ルカシテラが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補修等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障</li> <li>● 高等学校等における修学継続のための支援</li> <li>● 高校中退予防のための取組、高校中退後の支援</li> <li>● 大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>● 特に配慮を要する子供への支援</li> <li>● 教育費負担の軽減</li> <li>● 地域における学習支援等</li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <h5>生活の安定に資するための支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援</li> <li>● 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等</li> <li>● 保護者の生活支援</li> <li>● 保護者の自立支援、保育等の確保等</li> <li>● 子供の生活支援</li> <li>● 子供の就労支援</li> <li>● 住宅に関する支援</li> <li>● 児童養護施設退所者等に関する支援</li> <li>● 家庭への復帰支援、退所等後の相談支援</li> <li>● 支援体制の強化</li> </ul> </div> </div>
<h4>III 子供の貧困に関する指標</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活保護世帯に属する子供の高校・大学進学率</li> <li>● 高等教育の修学支援新制度の利用者数</li> <li>● 食料又は衣料が買えない経験</li> <li>● 子供の貧困率</li> <li>● ひとり親世帯の貧困率 など、39の指標</li> </ul>	<h5>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</h5> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>● 所得向上の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現</li> <li>● ひとり親に対する就労支援</li> <li>● ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</li> </ul>
<h4>経済的支援</h4> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施</li> <li>● 養育費の確保の推進</li> <li>● 教育費負担の軽減</li> </ul>	
<h4>施策の推進体制等</h4> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <h5>&lt;子供の貧困に関する調査研究等&gt;</h5> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究</li> <li>● 子供の貧困に関する指標に関する調査研究</li> <li>● 地方公共団体による実態把握の支援</li> </ul> </div> <div style="width: 48%;"> <h5>&lt;施策の推進体制等&gt;</h5> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国における推進体制</li> <li>● 地域における施策推進への支援</li> <li>● 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開</li> <li>● 施策の実施状況等の検証・評価</li> <li>● 大綱の見直し</li> </ul> </div> </div>	

### (3) 子どもの貧困と子どもの貧困率

#### ア 子どもの貧困

「子どもの貧困」の定義は改正法や新大綱においても明確には示されていません。

しかし、家庭の経済的困窮その他の様々な要因により、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が取り上げられたりする(剥奪がある)こと、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうなど、将来を担う子どもが、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている状況があります。

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を実現するため、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると考えられています。

#### <新型コロナウイルス感染症の影響>

世界的に猛威を振っている新型コロナウイルス感染症は、我が国においても多くの人々の生活を一変させました。子育て世帯においても、外出自粛に伴う景気の悪化や企業等の業績不振に伴う失業の増大などの家庭に対する影響だけでなく、長期休校や友達と関わる機会の減少による学習や心身への影響など、子どもにも大きな影響を与えています。

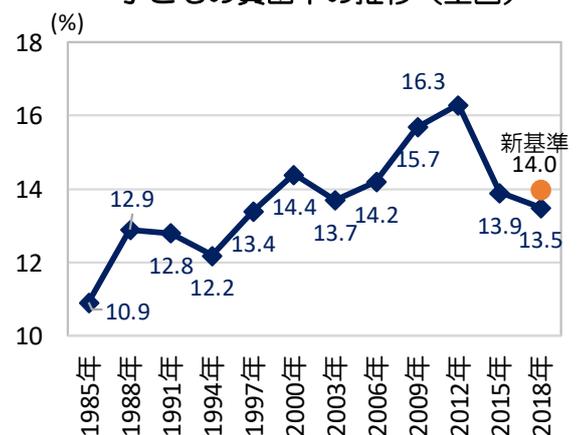
また、日本や欧米諸国などの先進国 41 か国で感染症の子どもへの経済的影響を分析した、国連児童基金(ユニセフ)の報告書(令和2年12月公表)によると、少なくとも今後5年間は子どもの貧困が増加し、感染症発生以前の水準を上回ると予想されており、長期的な子どもの貧困対策の必要性が提言されています。

#### イ 子どもの貧困率

子どもの貧困に関する指標の1つとして、新大綱においても設定されている子どもの貧困率は、OECDの基準に基づき、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得<sup>1</sup>が、貧困線<sup>2</sup>に満たない子どもの割合とされています。

厚生労働省が発表している平成30(2018)年の全国の子どもの貧困率は13.5%(新基準<sup>3</sup>においては14.0%)となっており、約7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

子どもの貧困率の推移(全国)



出所) 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

1 世帯の収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入を、世帯人員の平方根で割って調整した所得

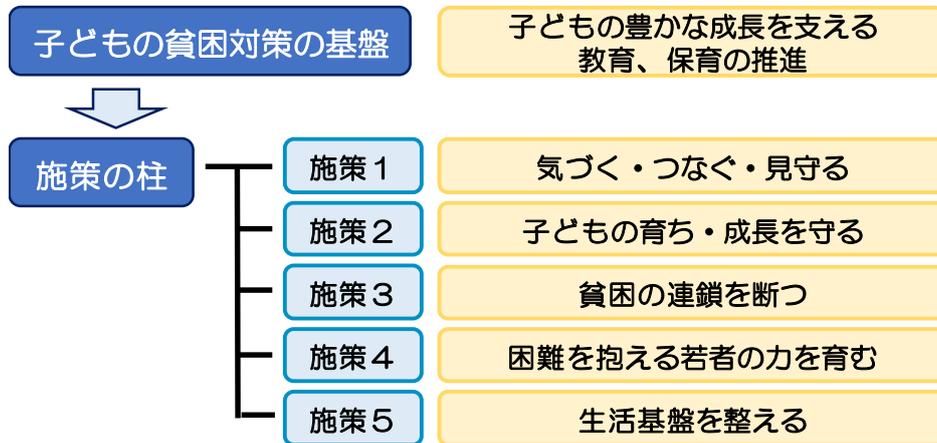
2 国民生活基礎調査のデータを用いて、等価可処分所得を低い順から並べて中央値を算出し、その半分の金額を貧困線としている。

3 平成27(2015)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準(従来の可処分所得から更に自動車税や企業年金の掛金、仕送り額等を差し引いたもの)を基に算出した子どもの貧困率

#### (4) 第1期計画の振り返り

第1期計画（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）では「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を対策の基盤とし、5つの施策の柱に沿って様々な取組を進めてきました。主な取組状況は以下のとおりです。

##### ■第1期計画の体系



##### 【子どもの貧困対策の基盤—子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進】

- 保育所等の受入枠の拡大を図るとともに、保育士等の処遇改善に向けた本市独自助成、保育士宿舎借上げ支援事業の拡充や、幼稚園教諭等住居手当補助事業の創設など、保育者の確保に取り組みました。
- 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しました。
- 保育・教育の質の確保・向上に向けて、各種研修の実施、園内研修・研究の推進、本市の保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言」の策定等に取り組みました。また、「横浜版接続期カリキュラム」の改訂など、幼児期の保育・教育から小学校教育への円滑な接続の推進を図りました。
- 家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身についていない小・中学生に対して、学校等において学習支援を行う放課後学び場事業について、実施か所数を拡充しました。
- 人権教育実践推進校を中心とした、人権尊重の精神を基盤とした学校づくり、授業づくりを行い、その取組を発信しました。また、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を授業や学校行事の場面で効果的に活用できるよう、校内研修の推進に力を入れました。
- はまっ子未来カンパニープロジェクト等の実施により、地域課題や社会課題の解決に向けた企業等と連携した取組を通じて、子どもたちの地域貢献や社会参加の意識を育みました。

### 【施策1 気づく・つなぐ・見守る】

- 母子保健コーディネーターを全区に配置するなど、区役所と地域子育て支援拠点の連携による「横浜市版子育て世代包括支援センター」の機能確立に取り組みました。
- 児童虐待が多様化・深刻化する中、迅速かつ適切に支援を行うため、区役所や児童相談所の機能強化、警察や医療機関等の関係機関との連携強化を推進しました。
- 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、立ち上げ等に関する補助金の交付やアドバイザーの派遣による相談支援等を実施しました。

### 【施策2 子どもの育ち・成長を守る】

- 放課後の安全・安心な居場所を確保するため、放課後キッズクラブの全小学校への設置や放課後児童クラブの基準適合に向けた支援策の強化を図りました。
- 青少年関連施設の運営や青少年の地域活動拠点づくり事業の実施により、多様な体験活動や交流の機会、居場所の提供に取り組みました。
- 区役所や児童相談所と連携して、支援が必要な家庭を見守る「横浜型児童家庭支援センター」について、全区設置に向け取り組みました。

### 【施策3 貧困の連鎖を断つ】

- 養育環境等に課題がある家庭に育つ小・中学生への生活習慣の習得及び学習支援を行う寄り添い型生活支援事業について、実施か所数を拡充しました。
- 将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を行う寄り添い型学習支援事業について、受入数を拡大しながら全区で実施しました。
- 生徒の相談にきめ細かく対応できるよう、市立定時制高校の相談ニーズに合わせ、平成29年度からスクールカウンセラーの配置人数を増やしました。
- 全ての市立高等学校でキャリア教育を推進するとともに、定時制高校では「学び直し」講座による基礎学力の向上や、産業カウンセラーの派遣による進路指導の充実を図りました。

### 【施策4 困難を抱える若者の力を育む】

- 青少年相談センター等において、個別相談や居場所の提供、社会体験・就労訓練の実施等により、本人の状態に応じた段階的支援に取り組みました。
- 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施、各区での若者支援セミナー・相談会の実施など、身近な地域で必要な支援につなげるための取組を進めました。
- 児童養護施設等に入所中の児童及び退所者に対し、居場所の提供のほか、支援コーディネーターによる就労や進学等の生活全般にわたる情報提供等の相談支援を行いました。

### 【施策5 生活基盤を整える】

- 令和元年11月支給分から、児童扶養手当の支給回数を年3回から年6回に変更しました。
- ひとり親家庭の総合的な支援窓口である「ひとり親サポートよこはま」を通じて、就労相談やひとり親家庭同士の交流、養育費セミナーなど、様々な支援に取り組みました。

## 第1期計画の目標値の振り返り

- 第1期計画においては、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとして、子どもの成長段階等に応じた目標を設定しています。
- 前述の様々な取組を進めてきた結果として、多くが計画策定時より改善しています。
- 子どもや家庭を取り巻く状況が日々変化している中、現在の本市の子どもの貧困実態を把握し、第2期計画に基づき、引き続き対策を強化していく必要があります。

対象	目標	目標値 (令和2年度)	計画策定時	実績 (令和2年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	95.7% (※1)以上	92.3% (平成26年度)	99.0%
未就学期	保育所等待機児童数	0人 (※1)	8人 (平成27年4月)	16人 (令和3年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	78.6% (※1)以上	53.4% (平成26年度)	81.7%
小・中学生	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合	75.0% (※2)以上	小：74.2% (平成26年度)	小：80.0% (令和元年度)
		65.0% (※2)以上	中：64.2% (平成26年度)	中：70.5% (令和元年度)
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	75.0% (※2)以上	69.8% (平成26年度)	67.1% (令和元年度)
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	1,200人	488人 (平成26年度)	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率(※3)	95.0%以上	93.1% (平成26年度)	94.0%
	市立高等学校における卒業時の進路決定率(※4)	99.0%以上	97.9% (平成26年度)	99.7%
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,500人 (※1)以上	1,082人 (平成26年度)	1,080人
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち就労者数	1,900人 (※1)以上 (平成26年度～7か年累計)	303人 (平成26年度)	2,554人 (平成26年度～7か年累計) 264人 (令和2年度)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値(平成31年度)

※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値(平成30年度)

※3 卒業者数を入学者数で割った値

※4 進路決定者数を卒業者数で割った値

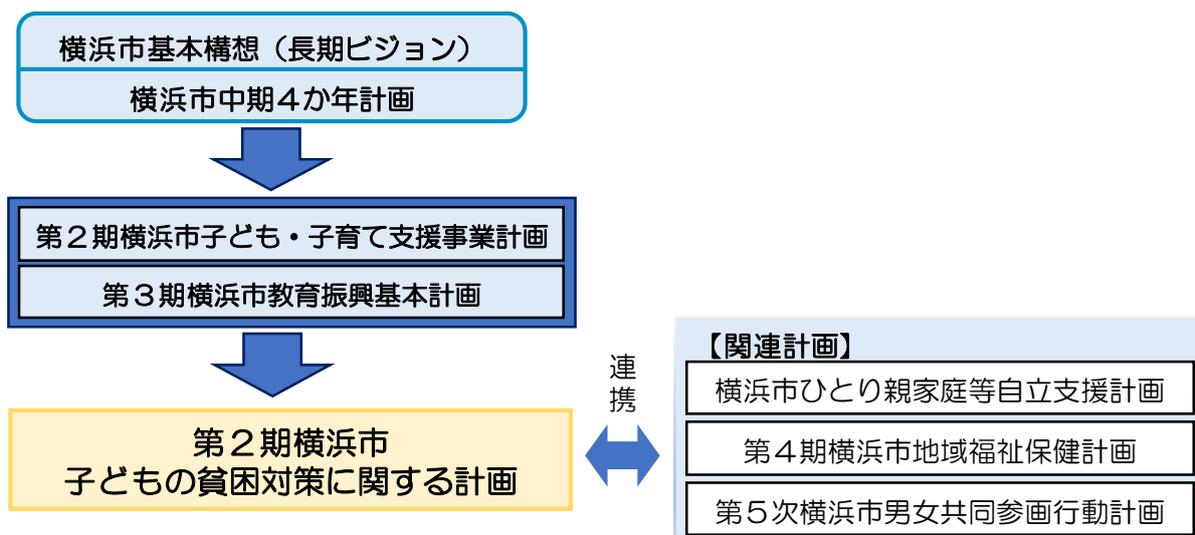
## 2 第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画について

### (1) 計画の趣旨

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として計画を策定します。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく計画として、令和元年度に国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえつつ、「横浜市中期4か年計画 2018-2021」や「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「第3期横浜市教育振興基本計画」における課題背景や基本的な考え方を基に、子どもの貧困対策に資する取組について整理し、今後5か年で取り組む施策について示していくものです。



### (3) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (4) 計画の対象

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭

## 第2章

# 本市における子どもの貧困の状況について

### 1 子どもの貧困に関する実態把握について

#### (1) 市民アンケート（横浜市子どもの生活実態調査）

##### ア 目的

子どもや家庭の生活実態に関する基礎的なデータを収集することにより、現に困窮状態にある、または困難を抱えやすい状況にある子どもや家庭の実態を多面的に把握し、今後5か年で取り組む施策の検討や課題の分析等に活用することを目的に実施しました。

##### イ 調査対象

- (ア) 市内在住の 5歳児の保護者 4,000人
- (イ) 市内在住の 小学5年生の子ども及びその保護者 各4,000人
- (ウ) 市内在住の 中学2年生の子ども及びその保護者 各4,000人

##### ウ 調査方法

調査対象のお子さんのいる世帯を無作為で抽出し、アンケート調査票を郵送で配布し、同封の返信用封筒にて返送いただきました。

なお、小学5年生及び中学2年生の子どものいる世帯については、子どもと保護者それぞれに回答していただくため、2種類の調査票を送付しています。

##### エ 調査内容

「家庭の経済状況」「社会的排除・剥奪の状況」「保護者の就労状況」「健康状態」「子どもの学習・進学に関する環境」「子どもの生活環境」「必要としている支援」「新型コロナウイルス感染症の拡大による子どもや家庭への影響」など

##### オ 調査期間

令和2年12月17日から令和3年1月8日

##### カ 調査票配布・有効回答数（率）

種類	配付数	有効回答数	有効回答率
5歳児の保護者	4,000	2,608	65.2%
小学5年生	4,000	2,214	55.4%
小学5年生の保護者	4,000	2,278	57.0%
中学2年生	4,000	2,006	50.2%
中学2年生の保護者	4,000	2,091	52.3%
計	20,000	11,197	56.0%

## (2) 支援者等ヒアリング

### ア 目的

日頃から多くの子どもや家庭に関わっている、区役所や学校、施設、NPO 法人等の方々に対するヒアリングにより、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握することを目的に実施しました。

### イ ヒアリング対象

	分類	ヒアリング先	実施日
1	区役所	泉区こども家庭支援課	令和3年1月25日
2		保土ヶ谷区生活支援課	令和3年1月19日
3	児童相談所	中央児童相談所	令和3年1月7日
4	児童家庭支援センター	横浜型児童家庭支援センターむつみの木	令和3年1月20日
5	母子生活支援施設	睦母子生活支援施設	令和3年1月20日
6	乳児院	久良岐乳児院	令和3年1月13日
7	児童養護施設	旭児童ホーム	令和3年1月15日
8	ファミリーホーム	パングファミリーホーム	令和3年1月26日
9	里親	こどもみらい横浜（横浜の里親会）	令和3年1月27日
10	ひとり親支援	母子家庭等就業・自立支援センター	令和2年12月24日
11	寄り添い型生活支援事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業受託法人 （特定非営利活動法人ワーカーズわくわく）	令和3年1月25日
12	寄り添い型学習支援事業	保土ヶ谷区寄り添い型学習支援事業受託法人 （特定非営利活動法人リロード）	令和3年1月19日
13	地域子育て支援拠点	各区地域子育て支援拠点	令和2年12月17日
14	横浜子育てパートナー	各区横浜子育てパートナー	令和2年12月22日
15	保育所	市立保育所	令和2年12月16日
16	小学校	四季の森小学校	令和3年1月13日
17	中学校	上白根中学校	令和2年12月22日
18	スクールカウンセラー		
19	スクールソーシャルワーカー	西部学校教育事務所	令和3年1月22日
20		教育委員会事務局人権教育・児童生徒課	令和3年1月21日
21	高校	市立横浜総合高等学校	令和2年12月21日
22	放課後キッズクラブ	瀬谷区放課後キッズクラブ	令和3年1月12日
23	放課後学び場事業	市立中学校 学校・地域コーディネーター	令和2年12月8日
24	困難を抱える子ども・若者支援	青少年相談センター	令和2年12月21日
25		地域ユースプラザ	
26		よこはま若者サポートステーション	
27	社会福祉協議会	各区社会福祉協議会	令和2年12月22日
28	主任児童委員	各区主任児童委員	令和2年12月8日
29	地域における子どもの居場所	保土ヶ谷区内の子どもの居場所活動団体	令和3年1月15日
30	プレイパーク	鯛ヶ崎公園プレイパーク	令和3年1月19日
31	青少年の地域活動拠点	都筑区・栄区青少年の地域活動拠点	令和3年1月28日
32	国際交流ラウンジ	各区国際交流ラウンジ	令和2年12月9日
33	日本語支援拠点施設	鶴見ひまわり	令和3年1月22日

※上記のほか、区こども家庭支援課の母子保健事業担当者会議や、社会福祉職担当者会議等においてもヒアリングを実施しています。

## ウ ヒアリング内容

「気になる子どもや家庭への気づきのきっかけ」「子どもや家庭の様子・抱えている課題」  
「制度や関係団体との連携等に関する課題」「支援や取組上の工夫・在り方」「新型コロナウイルス感染症の影響」など

### 【参考1】所得区分の定義について

本調査に示す3つの所得区分は、令和元（2019）年の国民生活基礎調査を参考にしながら、本調査独自の区分として設定しました。

所得区分1：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線を下回る世帯

所得区分2：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の貧困線以上、中央値以下の世帯

所得区分3：世帯人数別に算出した可処分所得が概ね国の中央値を上回る世帯

世帯員人数	所得区分1	所得区分2	所得区分3
2人	175万円未満	175～345万円未満	345万円以上
3人	210万円未満	210～420万円未満	420万円以上
4人	245万円未満	245～485万円未満	485万円以上
5人	275万円未満	275～545万円未満	545万円以上
6人	300万円未満	300～600万円未満	600万円以上
7人	325万円未満	325～645万円未満	645万円以上
8人	345万円未満	345～695万円未満	695万円以上
9人	365万円未満	365～735万円未満	735万円以上

### 【参考2】調査結果の表示方法について

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で表示しています。  
また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならないことがあります。
- ひとり親世帯は本調査でひとり親世帯に「該当する」と回答した世帯の集合となり、死別、離別、未婚、別居を含みます。また、法律上の婚姻はしていないが、事実上の婚姻関係にある場合は「ひとり親世帯」に含みません。
- ふたり親世帯等：「ひとり親世帯」に「該当しない」と回答した世帯の集合となります。

## 2 本市の子どもの貧困に関する状況

### (1) 家庭の経済状況

#### ア 国の「貧困線」を下回る世帯で生活する子どもの割合について

市民アンケート調査から得られたデータを用いて、国が相対的貧困率を算出する際に用いている国民生活基礎調査に基づく等価可処分所得額の中央値の半分、いわゆる「貧困線」を基に、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合をアンケートの対象学年別に算出しました。

その結果、本市において国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は、5歳児が6.1%、小学5年生が7.8%、中学2年生が6.9%となっています。

また、「子どもがいる現役世帯のうち、ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、貧困線を下回る世帯で生活する方の割合」は5歳児、小学5年生、中学2年生がいる世帯ではそれぞれ、38.6%、39.2%、28.2%となっており、ひとり親世帯の状況は、依然として厳しい水準になっています。

図表 1 貧困線を下回る世帯で生活する子ども等の割合

指標	今回調査(令和2年度)		【参考】 前回調査(平成27年度)	
	令和元年所得		平成26年所得	
世帯に含まれる子どものうち、 貧困線を下回る世帯で 生活する子どもの割合	5歳児	6.1%	0~24歳 未満の 子ども	7.7%
	小学5年生	7.8%		
	中学2年生	6.9%		
	調査対象全体	6.9%		
子どもがいる現役世帯のうち、 ひとり親世帯に含まれる世帯員の中で、 貧困線を下回る世帯で生活する方の割合	5歳児	38.6%	0~24歳 未満の 子ども	45.6%
	小学5年生	39.2%		
	中学2年生	28.2%		
	調査対象全体	35.3%		

#### 【留意点】

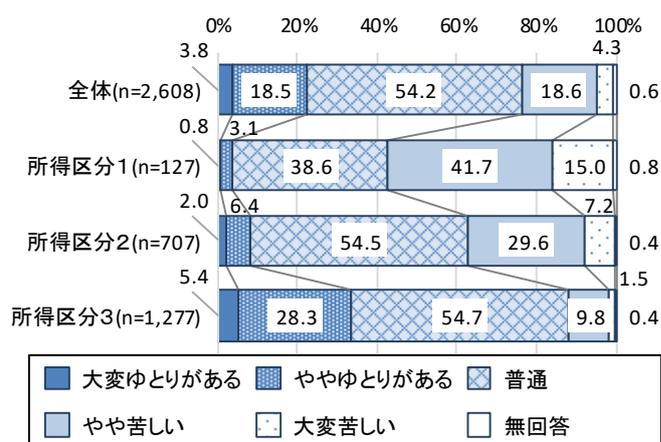
- 第1期計画策定にあたり、平成27年度に実施した市民アンケート調査は、0歳～24歳未満の子どものいる世帯の保護者を対象としており、本調査とは対象年齢区分等が異なるため、単純には比較できません。
- 「世帯に含まれる子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」は、国において相対的貧困率を算出する際に用いている貧困線を基に算出したものであり、本市の中での世帯所得の額・分布を用いて新たに貧困線を定め、横浜市内における相対的貧困率を算出したものではありません。

## イ 暮らし向きに関する認識

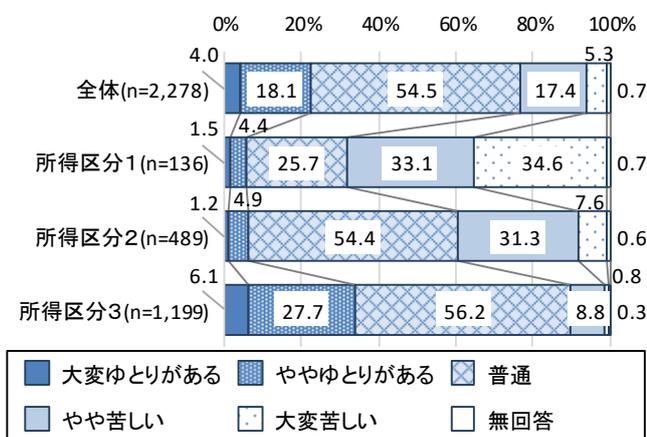
- 市民アンケート調査では、現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の56.7%、小学5年生の保護者の67.7%、中学2年生の保護者の67.2%が「やや苦しい」「大変苦しい」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

### 図表 2 現在の暮らし向きの状況

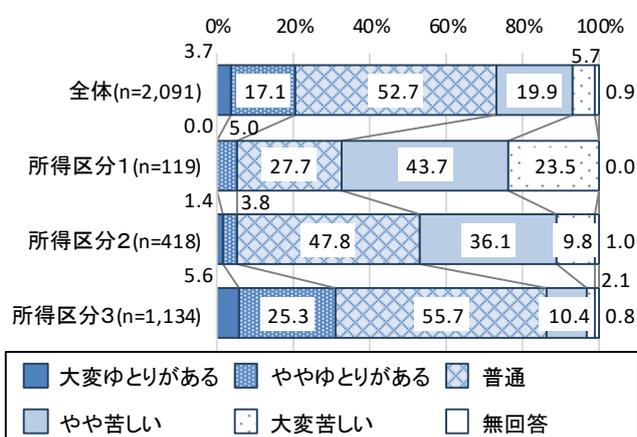
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

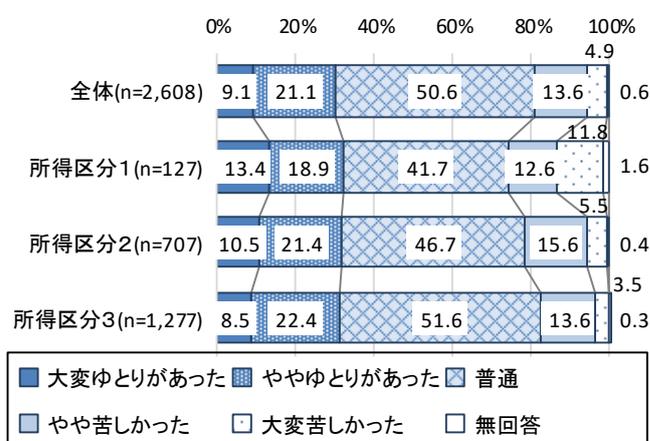


## ウ 保護者が子どもの頃の暮らし向き

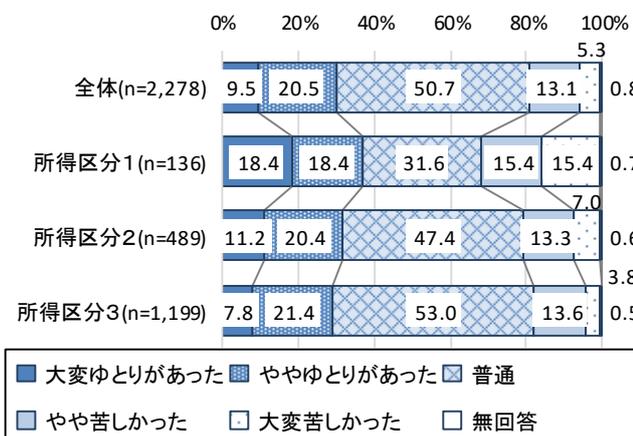
- 市民アンケート調査では、保護者が15歳の頃の暮らし向きについて、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の約5%が「大変苦しかった」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の11.8%、小学5年生の保護者の15.4%、中学2年生の保護者の8.4%が「大変苦しかった」と回答しており、全体と比べて高くなっており、いわゆる「貧困の連鎖」を確認することができます。

図表 3 保護者が子どもの頃の暮らし向きの状況

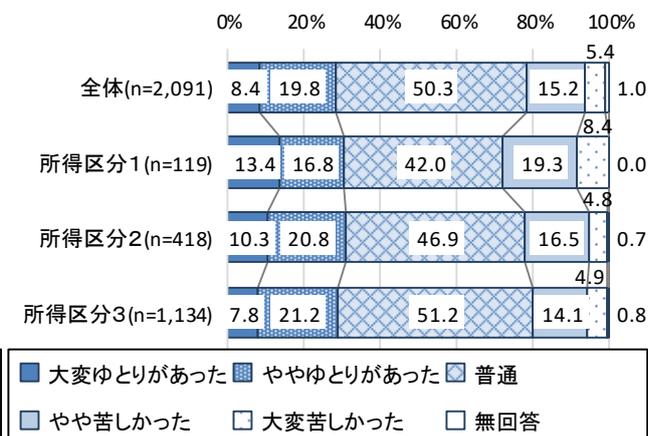
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



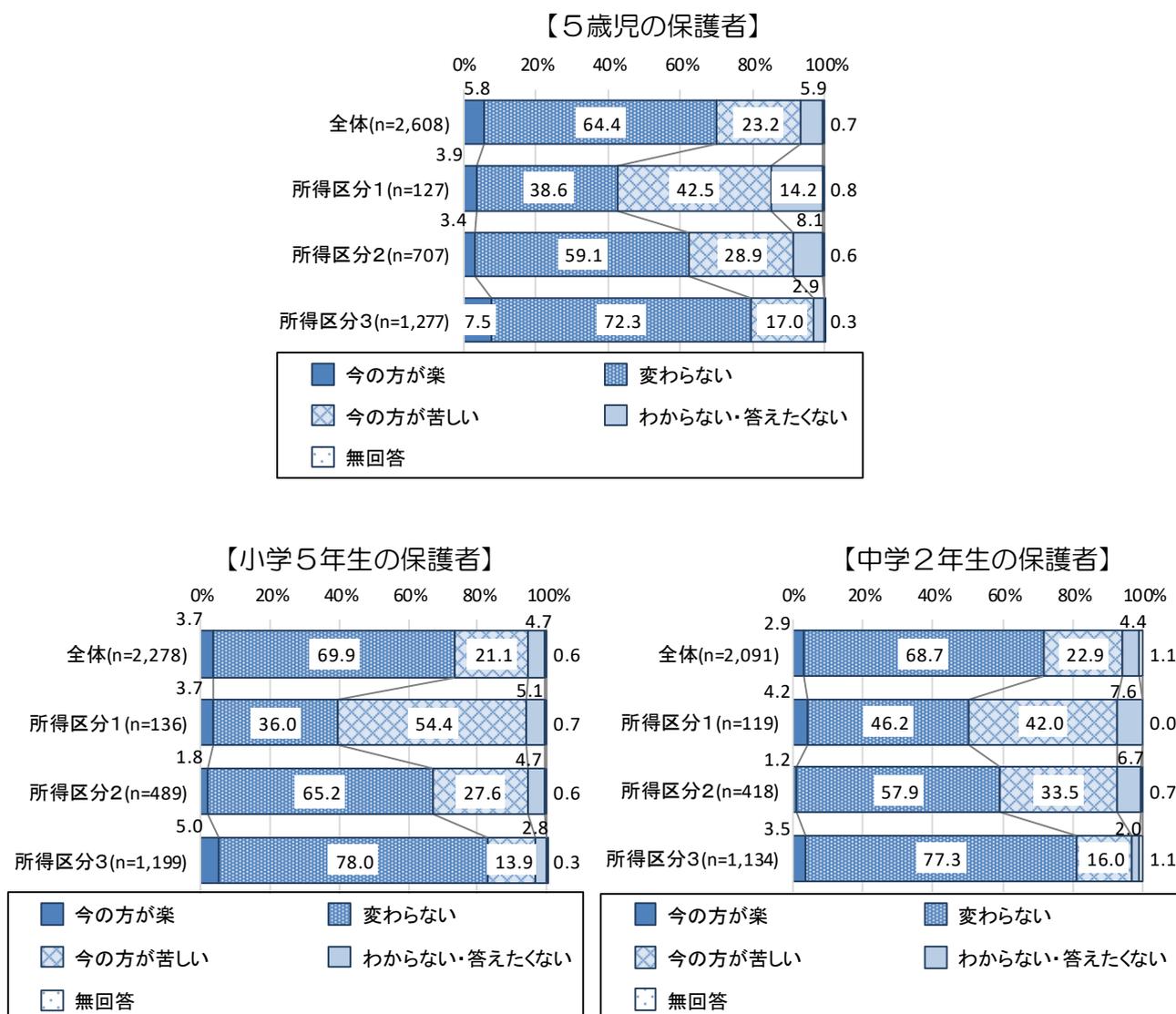
【中学2年生の保護者】



## エ 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響

- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響による失職や、特にパートタイム等の非正規雇用で働く方の勤務時間や勤務日数の減少に伴う収入の減少により、困難を抱えている子育て世帯が増えていることが指摘されています。
- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和2年1月頃と比べた現在の暮らしの状況について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の20%強が「今の方が苦しい」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の42.5%、小学5年生の保護者の54.4%、中学2年生の保護者の42.0%が「今の方が苦しい」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど大きな影響を受けていることが確認できます。

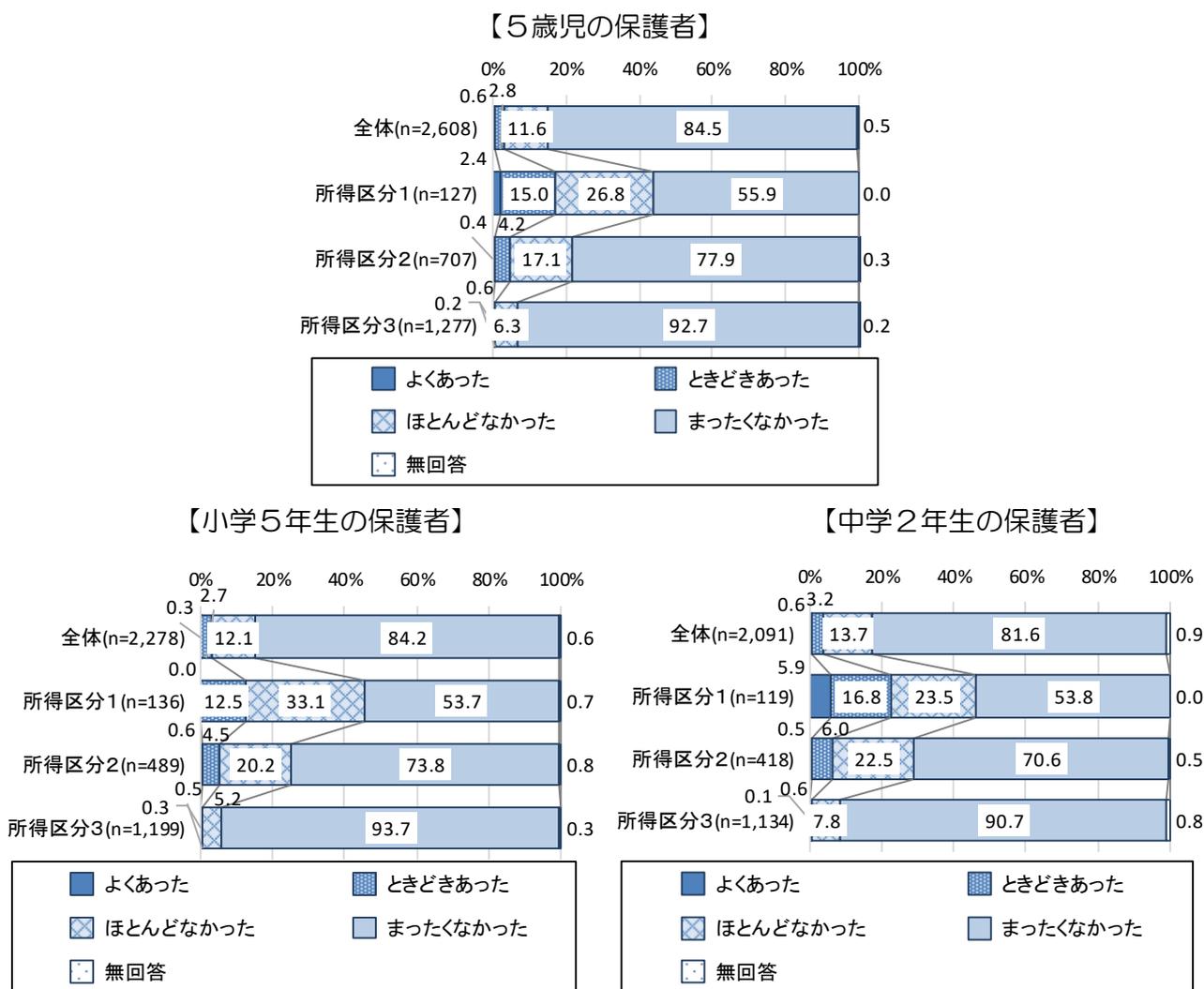
図表 4 新型コロナウイルス感染症の影響による暮らし向きへの影響



オ 「物質的剥奪」の状況（必要な食料や衣料が買えなかった経験）

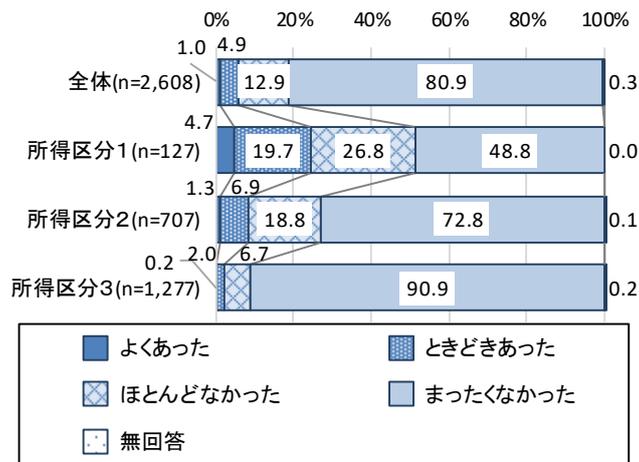
- 市民アンケート調査では、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする食料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の3～4%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の17.4%、小学5年生の保護者の12.5%、中学2年生の保護者の22.7%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、過去1年間に、お金が足りなくて、必要とする衣料が買えなかった経験について、5歳児、小学5年生、中学2年生の子どもを持つ保護者の5～6%が「よくあった」「ときどきあった」と回答していますが、所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者の24.4%、小学5年生の保護者の23.6%、中学2年生の保護者の31.9%が「よくあった」「ときどきあった」と回答しており、こちらも全体と比べて厳しい状況が確認できます。

図表 5 過去1年間にお金が足りなくて必要とする食料が買えなかった経験

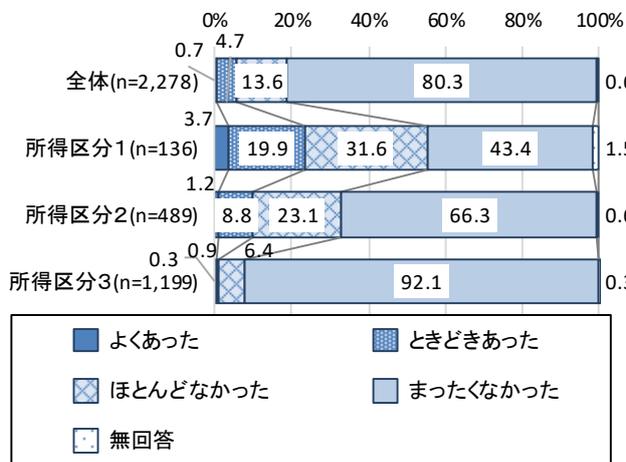


図表 6 過去1年間にお金が足りなくて必要とする衣料が買えなかった経験

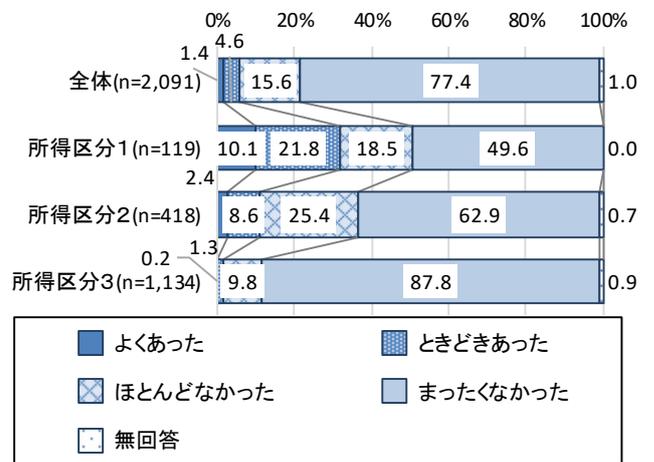
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



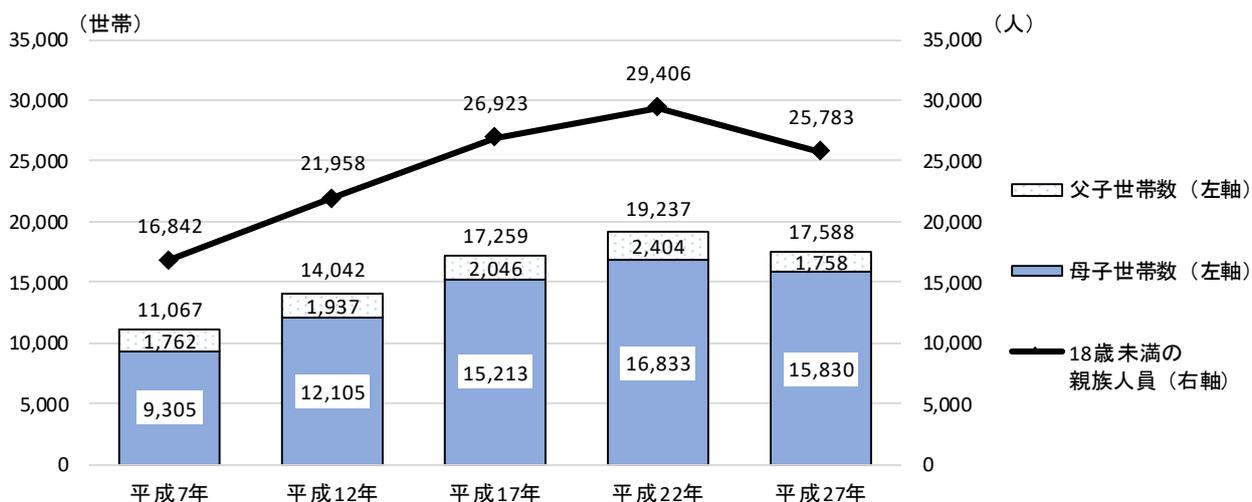
【中学2年生の保護者】



## カ ひとり親家庭の状況

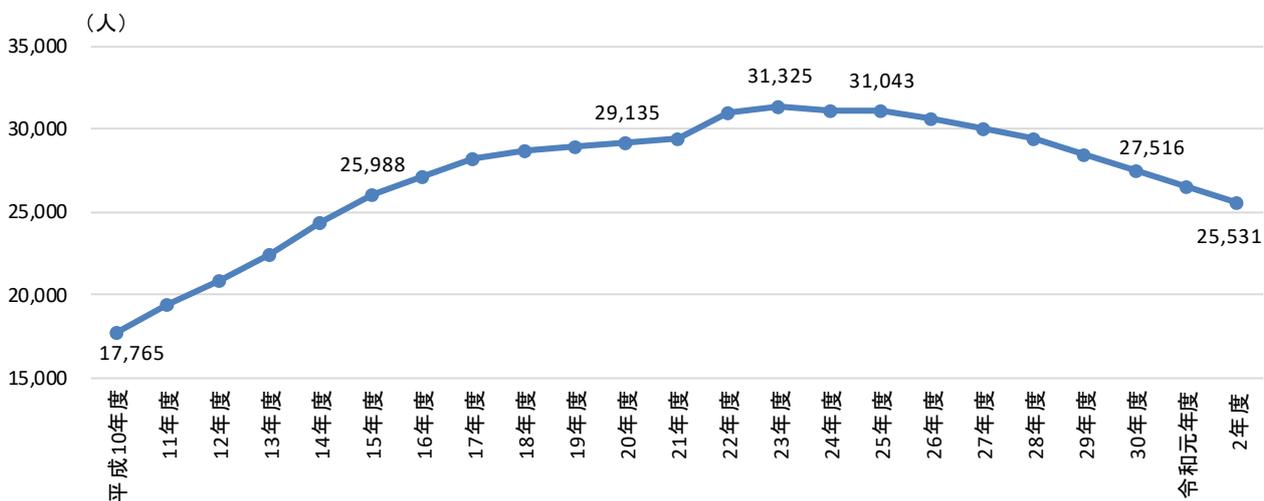
- 国勢調査によると、18歳未満の子どものいるひとり親世帯数(祖父母等の同居者なし)は、平成27年までの20年間で、11,067世帯から17,588世帯となり約1.6倍に増加しています。
- また、本市で児童扶養手当を受給する子どもの数は、令和2年度時点で25,531人となっており、18歳以下の子どもに占める割合は約4.4%となっています。

図表7 18歳未満の子どものいるひとり親世帯数(祖父母等の同居者なし)の推移



出所) 総務省「国勢調査」

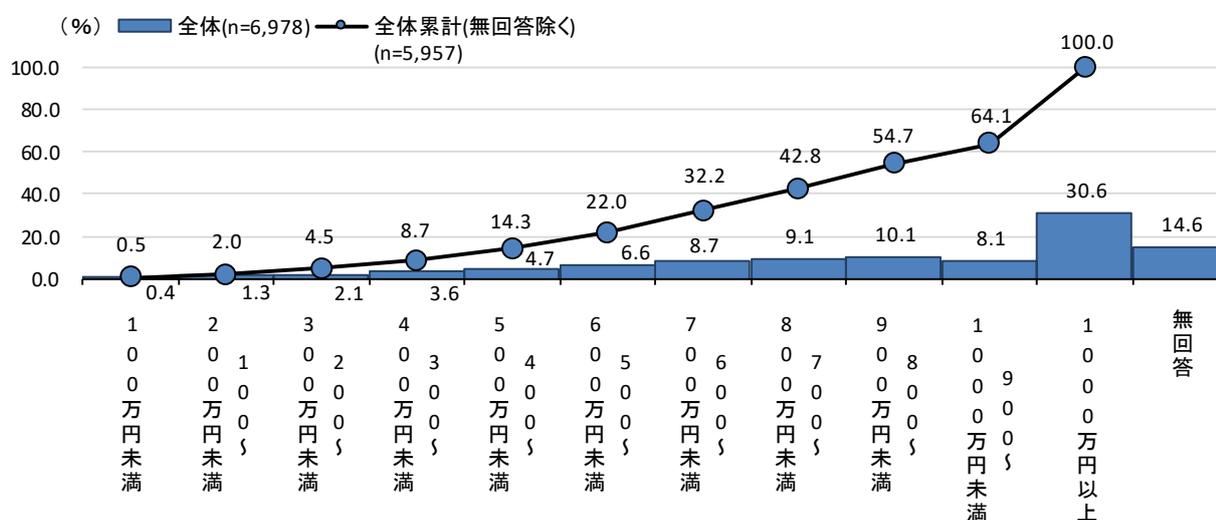
図表8 児童扶養手当の支給対象児童数の推移



- 支援者等ヒアリングでは、経済的に困難を抱える子どもの背景の一つに、ひとり親世帯であることが多く指摘されており、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、不安定な就労をせざるを得ない世帯も多く、生活困窮に陥るリスクが高くなっています。
- 市民アンケート調査では、ひとり親世帯の年間収入について、400万円未満（「100万円未満」「100～200万円未満」「200～300万円未満」「300～400万円未満」の合計）の回答割合（無回答を除く）が60.0%となっており、世帯全体の8.7%と比べて、非常に高くなっています。

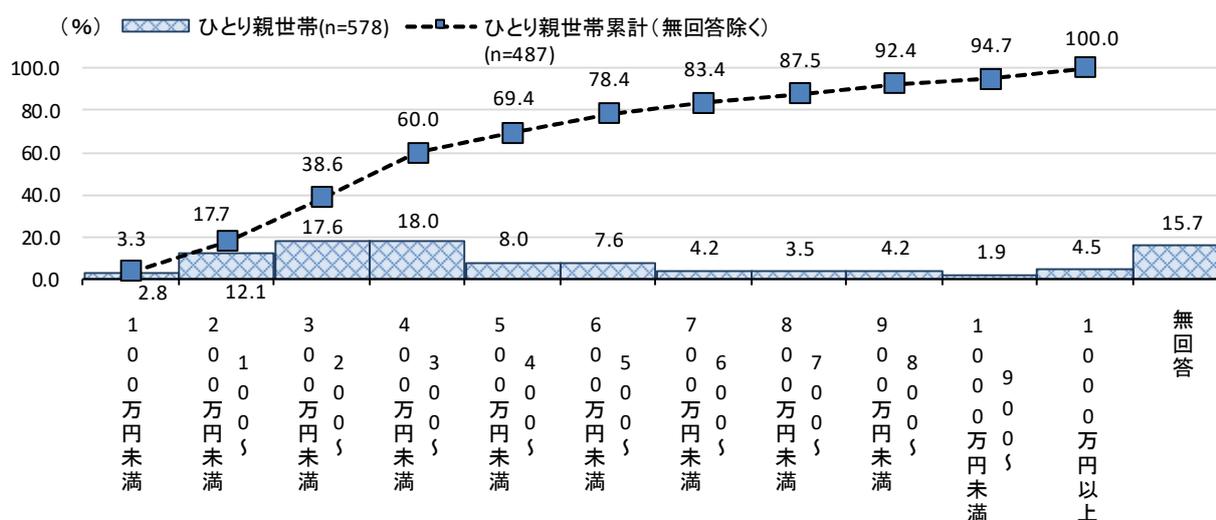
図表 9 世帯の年間収入（世帯全体）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



図表 10 世帯の年間収入（ひとり親世帯）

【5歳児、小学5年生、中学2年生の保護者】



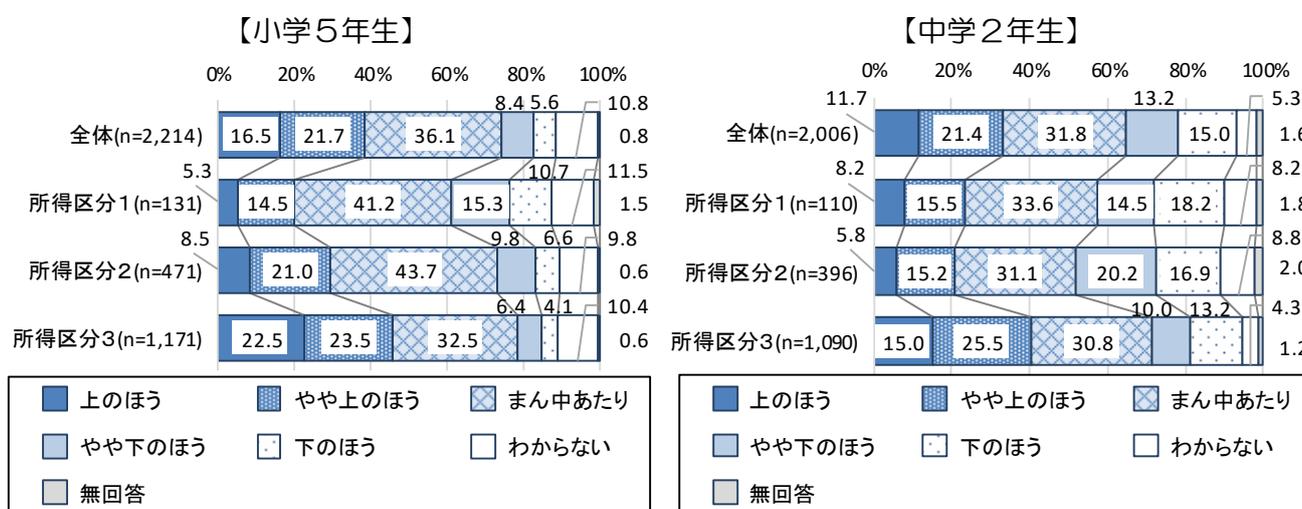
## (2) 子どもの状況

### ア 学習や進学等に関すること

#### ①学校の成績等

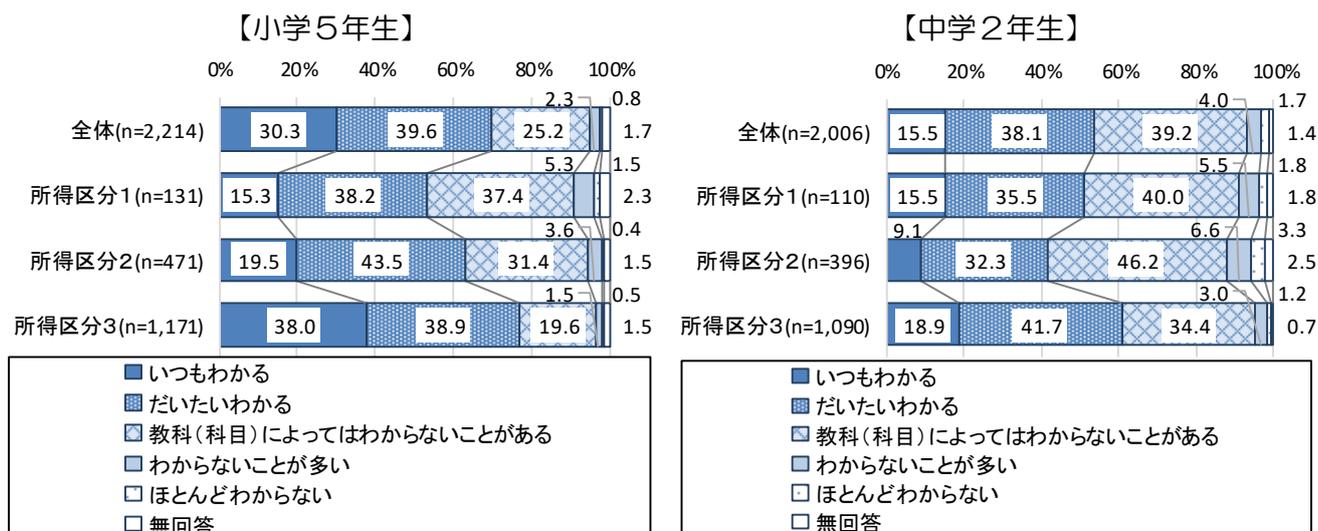
- 市民アンケート調査では、クラスの中での成績の状況について、小学5年生の14.0%、中学2年生28.2%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の26.0%、中学2年生の32.7%が「やや下のほう」「下のほう」と回答しており、経済的基盤が弱い世帯ほど成績の分布が下の方に偏っている傾向が確認できます。

図表 11 クラスの中での成績



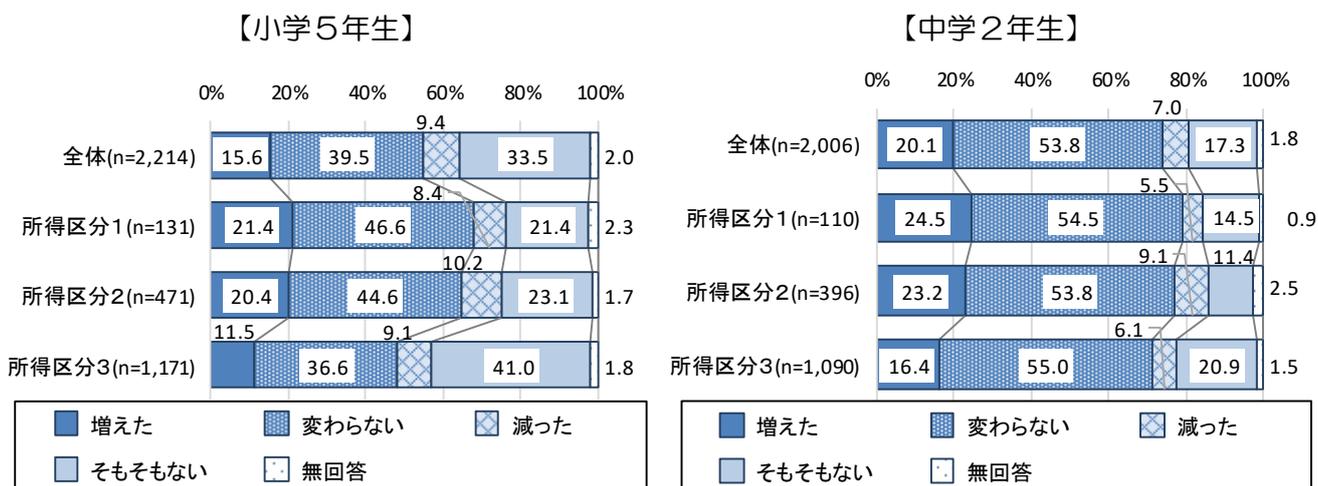
- 学校の授業がわからないことについては、小学5年生の3.1%、中学2年生の5.7%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯の小学5年生の6.8%、中学2年生の7.3%、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の9.9%が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しています。
- 支援者等ヒアリングでは、自分の部屋・勉強机を持つ子どもがいる一方で、経済的な理由等から、自分の部屋・勉強机を持たず、また、塾にも通えないなど、学習環境に差があることが指摘されています。
- また、保護者が忙しいひとり親家庭などでは、子どもの学習を家庭でサポートしてもらうことが困難であるといった状況も聞かれました。
- さらに、精神疾患を抱えている保護者や、小さいきょうだいの面倒を見ている等の理由により、学校になかなか来られず、授業についていけなくなってしまう子どもがいることも指摘されています。

図表 12 学校の授業がわからないこと



- 市民アンケート調査では、新型コロナウイルス感染症の影響も見られました。新型コロナウイルス感染症の影響で、学校が休みになる前（令和2年2月以前）と比べて、学校の授業がわからないと感じることが増えたかどうかについて、小学5年生の 15.6%、中学2年生の 20.1%が「増えた」と回答しています。経済的基盤が弱い世帯ほど大きく影響を受けている傾向はありますが、世帯の所得に限らず、子どもへの影響の大きさが確認できます。

図表 13 学校の授業がわからないと感じること  
(新型コロナウイルス感染症の影響)

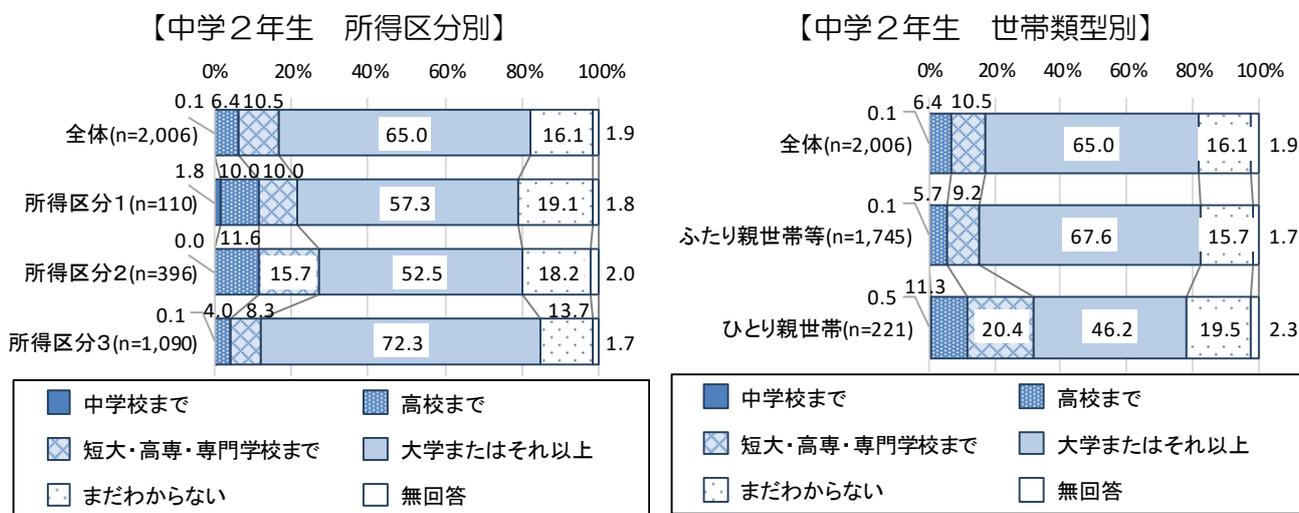


- また、市民アンケート調査において、悩んでいることや心配なこと等について尋ねた問（以下、自由記述欄という。）では、「学校の授業についていけない」「成績が伸び悩んでいる」といったものや、「スマートフォンの使用をやめられず勉強に集中できない」「感染症の影響でオンライン学習が進み、勉強についていけるか不安」といった、勉強や成績に関する声が多く見られました。

② 子どもの進学

- 支援者ヒアリングでは、特に複合的な困難を抱える世帯等においては、生活習慣の乱れ等により、登園や通学ができない、学習習慣が整わない、学習意欲が欠如しやすいとの指摘がされています。
- また、保護者が多忙で進路についての相談ができないケースや、子どもの近くにロールモデルとなる保護者以外の大人が不在であり、高校や大学への進学や進学後の具体的なイメージを持つことが難しい場合があることや、家庭の経済状況等から高校卒業後に進学を希望していても就職を選ばざるをえない場合があることも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、子どもの進学の希望について、中学2年生の65.0%が「大学またはそれ以上」と回答している一方、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもではそれぞれ57.3%、52.5%となっており、全体と比べて低くなっています。また、世帯の類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生では、「大学またはそれ以上」の回答割合が46.2%となっており、ひとり親世帯の子どもの大学進学等の希望が特に低くなっていることが確認できます。

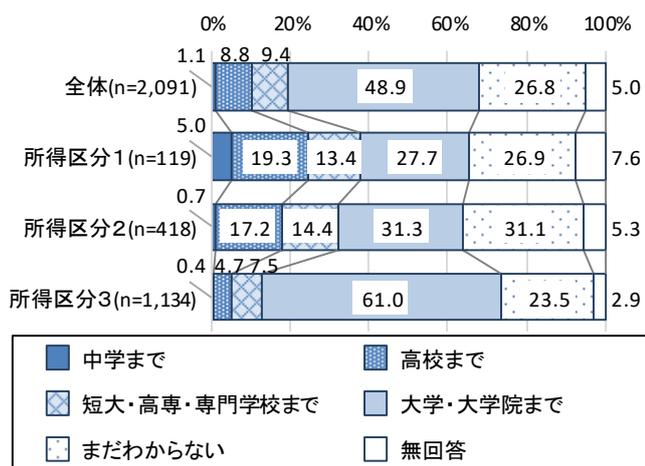
図表 14 子どもの進学希望



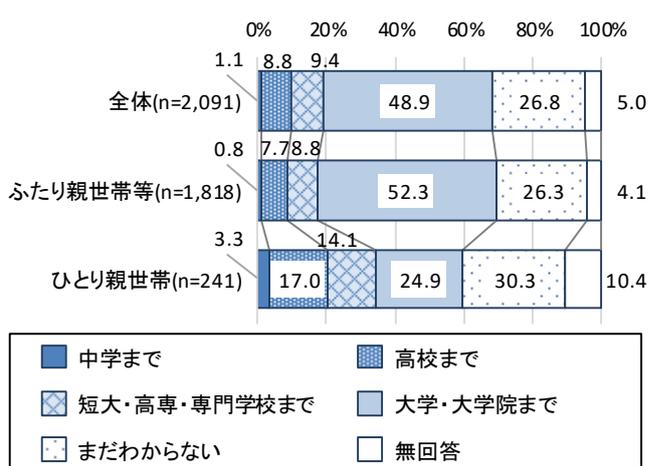
- 子どもの進学費用や教育費について不安に感じている保護者が多いことや、進学に係る経済的負担等から保護者の進路に関する考えと、子どもの考えに違いが生じている場合があることも支援者ヒアリングでは指摘されています。
- 市民アンケート調査では、保護者が考える子どもの現実的な進学先について、所得区分1、所得区分2に該当する世帯の中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合が、それぞれ27.7%、31.3%となっており、前述の所得区分1、所得区分2に該当する世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（それぞれ57.3%、52.5%）との差が生じています。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する中学2年生の保護者では、「大学・大学院まで」と回答した割合は24.9%となっており、こちらも前述のひとり親世帯の子どもの「大学またはそれ以上」への進学希望の割合（46.2%）と差が生じています。

図表 15 子どもの現実的な進学先

【中学2年生の保護者 所得区分別】



【中学2年生の保護者 世帯類型別】



## イ ふだんの生活に関すること

### ① 食生活

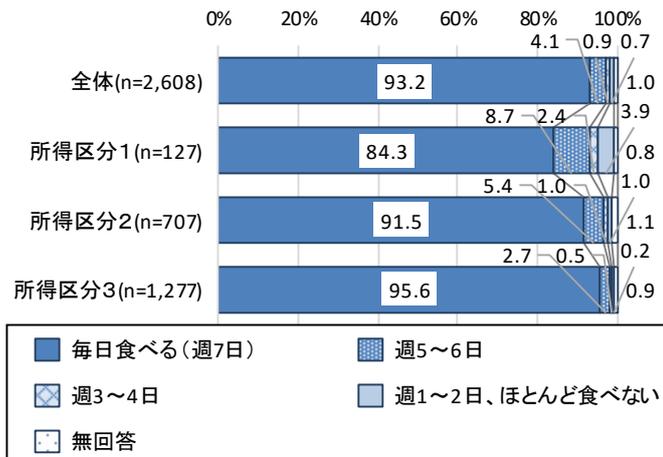
- 支援者等ヒアリングでは、特に経済的に困難を抱える世帯等においては、家庭環境が整っておらず、生活リズムが乱れており、朝食や夕食を食べていない子どもがいることや、保護者のネグレクトや金銭管理が計画的にできていないこと等により、十分な食事が与えられていない子どもがいることが指摘されています。
- また、特にひとり親家庭等においては、保護者が仕事から帰ってくる時間が遅く、子どもの食事に手が回らなかったり、子どもが渡されたお金で適当な物を買って食べていたりするといったことが聞かれました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の収入が減少したことで、食費を抑え、食事を十分にとれなかった子どもや、学校へ行かないことで昼夜が逆転し、生活リズムが崩れる子どもがいたことが聞かれました。
- 市民アンケート調査では、朝食をとる頻度について、5歳児の保護者の93.2%、小学5年生の90.6%、中学2年生の83.5%が「毎日食べる（週7日）」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の84.3%、小学5年生の78.6%、中学2年生の76.4%が「毎日食べる（週7日）」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

### ② 就寝時間

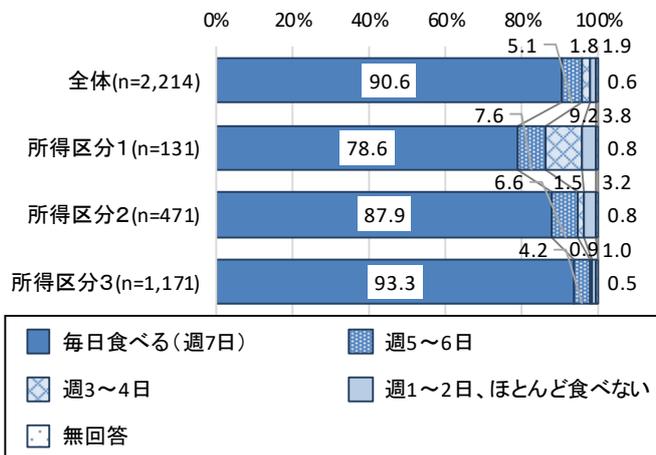
- 市民アンケート調査では、ふだんの平日、ほぼ同じ時間に寝ているかについて、小学5年生の41.2%、中学2年生39.3%が「そうである」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の32.1%、中学2年生の34.5%、所得区分2に該当する世帯では中学生の32.3%が「そうである」と回答しており、全体と比べて低くなっています。

図表 16 子どもの朝食をとる頻度（所得区分別）

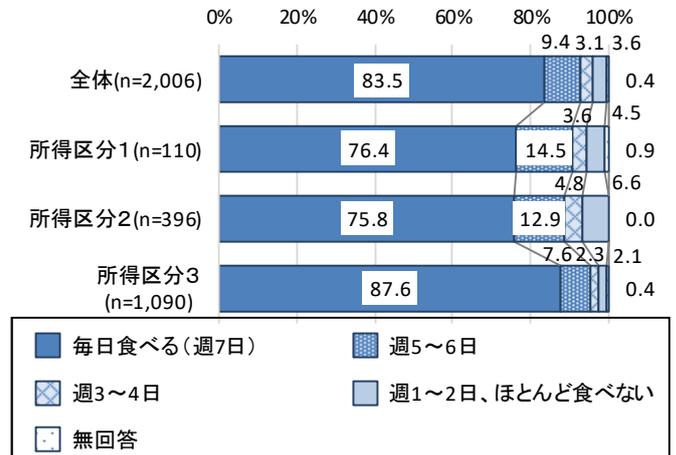
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生 所得区分別】

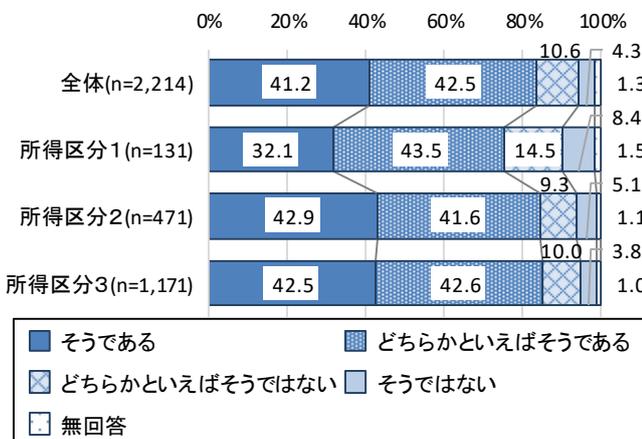


【中学2年生 所得区分別】

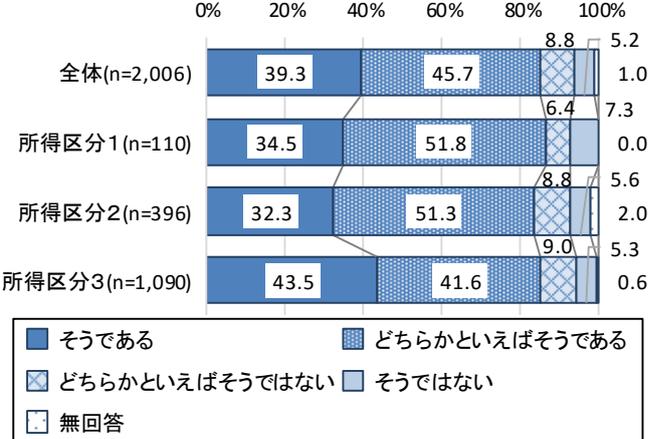


図表 17 平日にほぼ同じ時間に寝ているか

【小学5年生 所得区分別】



【中学2年生 所得区分別】



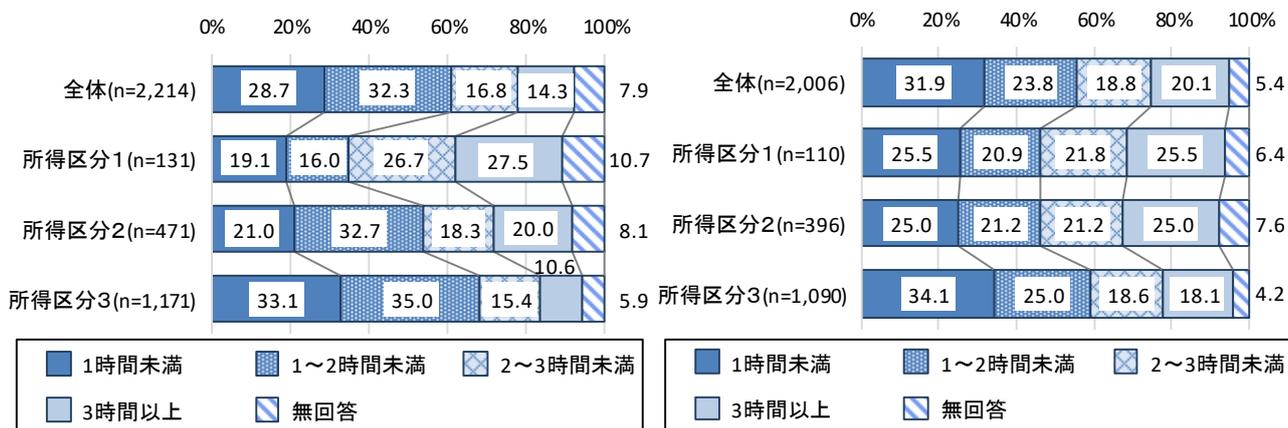
### ③ 平日にゲーム機で遊ぶ時間

- 市民アンケート調査では、平日にゲーム機（パソコン・スマホ・タブレット等を用いたゲームをふくむ）で遊ぶ1日あたりの平均時間について、2時間以上（「2～3時間未満」「3時間以上」の合計）と回答した割合が、小学5年生では31.1%、中学2年生では38.9%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の54.2%、中学2年生の47.3%、また、ひとり親世帯に該当する小学5年生の51.1%、中学2年生の47.5%が2時間以上と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- また、子どもの自由記述欄では、「学校の勉強よりもゲームのことを考えてしまう」「ゲームの時間がとれない」「自分がゲーム中毒であるかもしれない」といった声も見られました。

#### 図表 18 平日にゲーム機で遊ぶ時間（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

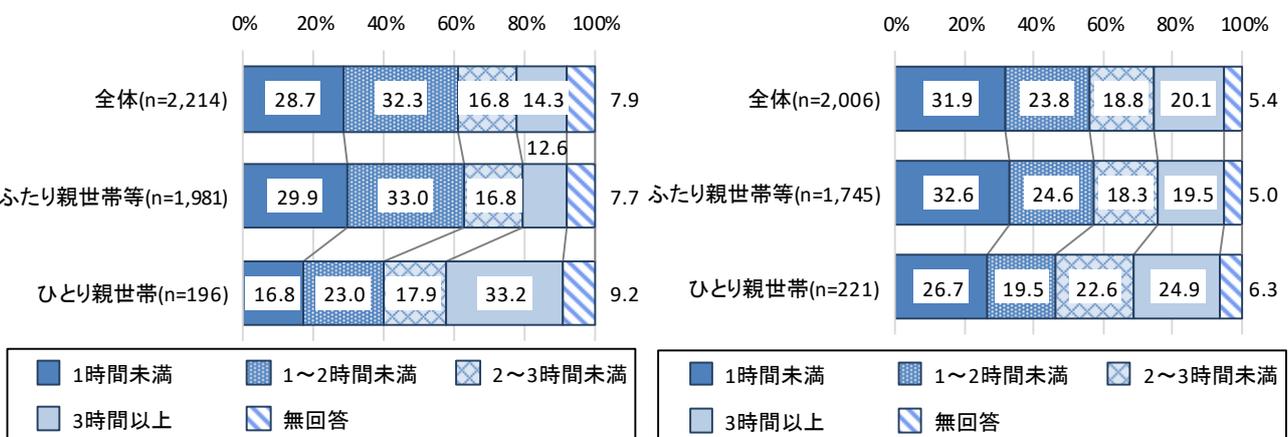
【中学2年生 所得区分別】



#### 図表 19 平日にゲーム機で遊ぶ時間（世帯類型別）

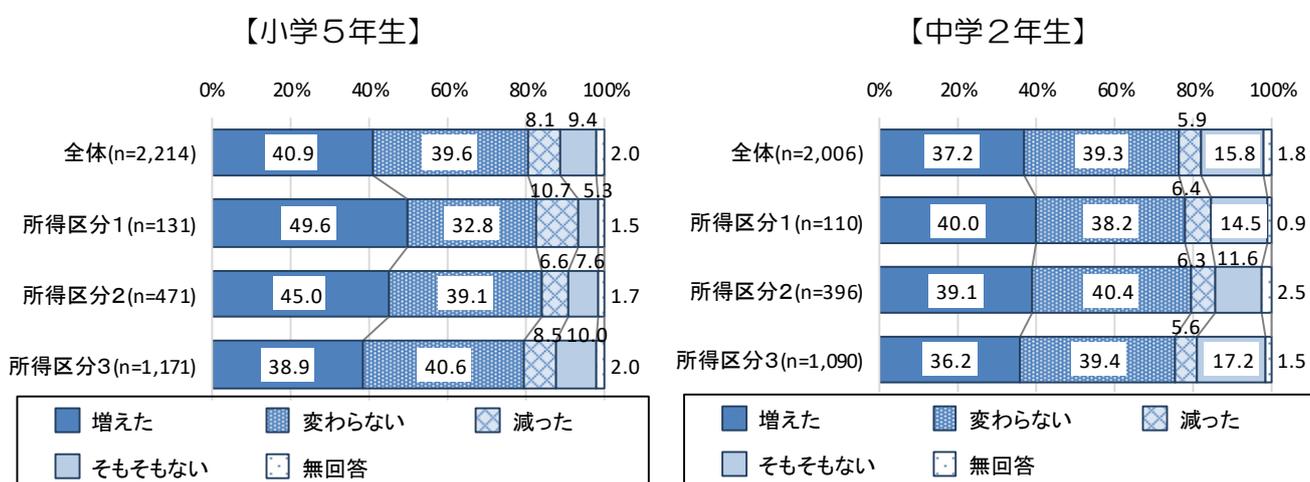
【小学5年生 世帯類型別】

【中学2年生 世帯類型別】



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅の時間が増えたことにより、オンラインゲーム等を早朝までやり続けてしまう子どもがいることや、言葉遣いが汚くなるといった悪影響があることが指摘されています。
- また、スマートフォンに依存したり、子どもが精神的に不安定になり暴れるといったケースが増えていることも聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症の影響が見られています。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、ゲームをする時間が増えたかどうかについて、小学5年生の40.9%、中学2年生の37.2%が「増えた」と回答しています。また、所得区分1に該当する世帯の小学5年生では、49.6%が「増えた」と回答しており、子どもへの影響の大きさが確認できます。

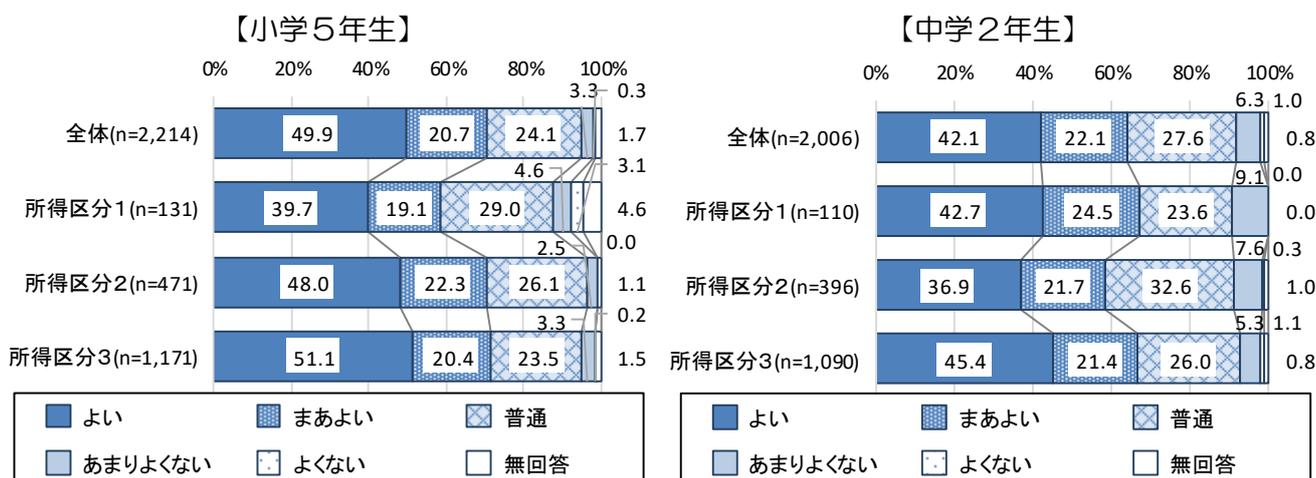
図表 20 ゲームをする時間（新型コロナウイルス感染症の影響）



## ウ 健康・精神状態に関すること

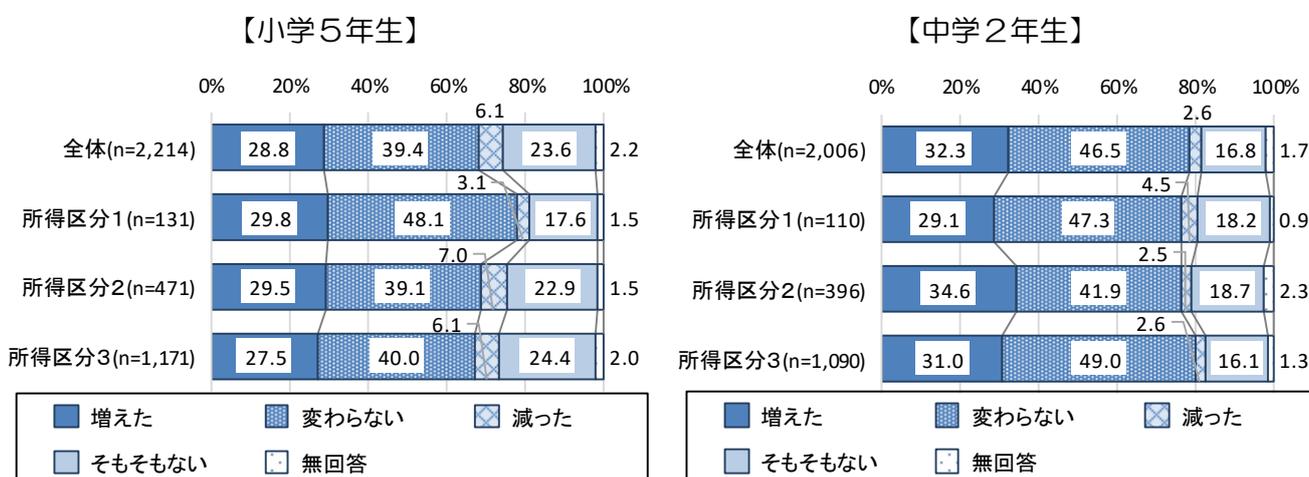
- 市民アンケート調査では、子ども自身の健康状態について、小学5年生の3.6%、中学2年生の7.3%が「あまりよくない」「よくない」と回答しています。
- 所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の7.7%、中学2年生の9.1%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 21 子どもの健康状態



- また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、世帯の所得に関わらず、子どもの精神面に大きな影響を与えていることも確認できました。学校が休みになる前（令和2年2月以前）と現在を比べて、イライラや不安を感じたり、気分がしずむことが増えたかどうかについて、小学5年生の28.8%、中学2年生の32.3%が「増えた」と回答しています。
- さらに、子どもの自由記述欄では、「感染症の影響で外出頻度が減り、友達と遊べないの精神的にまいっている」「塾がオンライン学習になり、成績がすごく下がってしまって心の状態が不安定」といった声も見られました。

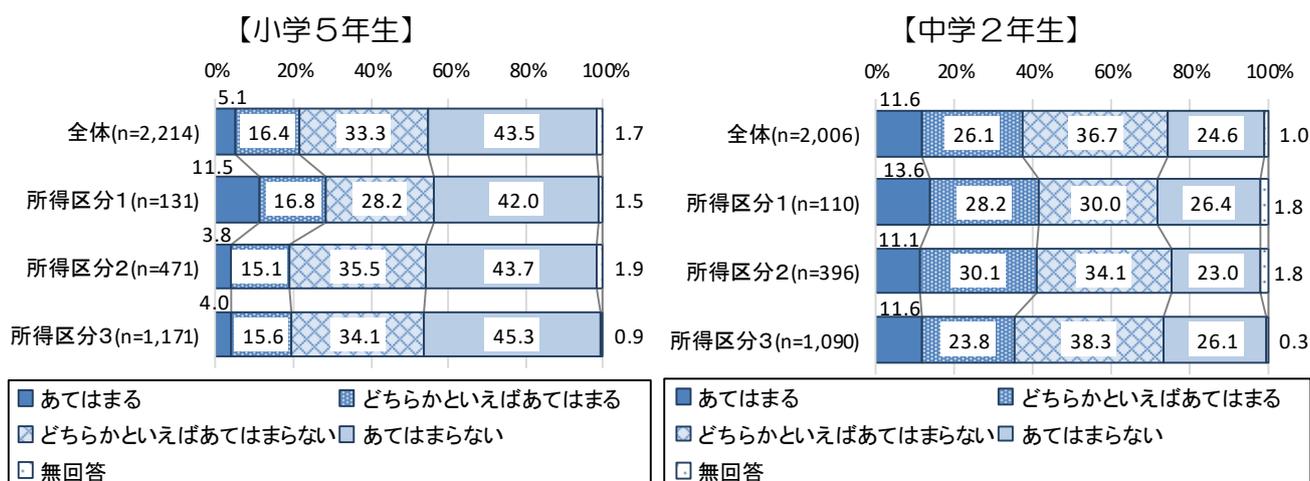
図表 22 イライラや不安を感じたり、気分がしずむこと  
(新型コロナウイルス感染症の影響)



## エ 子どもの孤立の状況

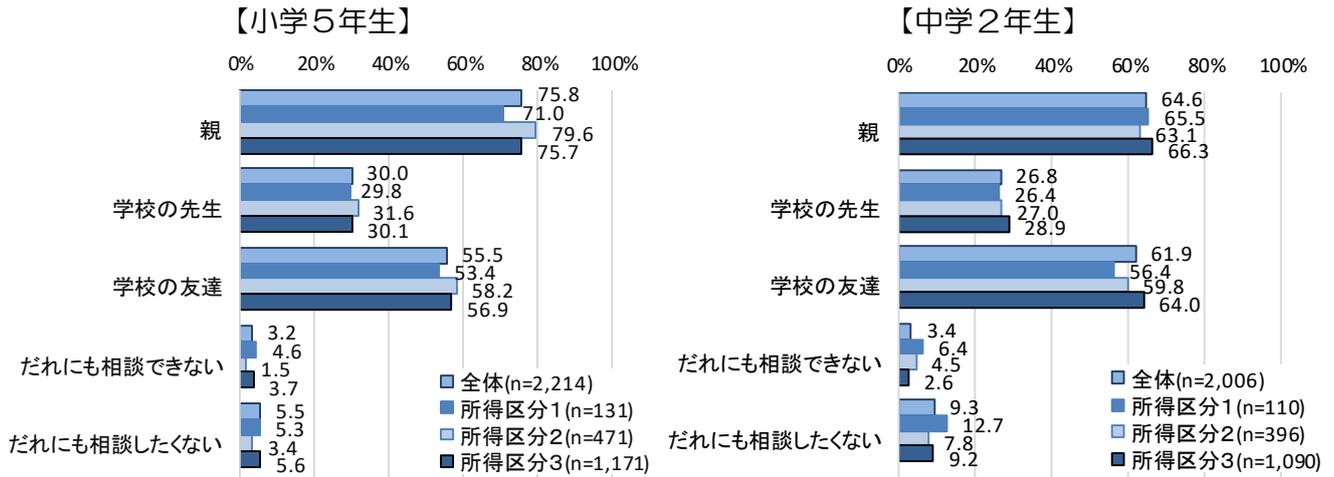
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、保護者の仕事の忙しさや、虐待、無関心等により愛着形成が不全であること等から情緒不安定であったり、保育士や教師その他の大人に過剰に甘えがちであったりする場合があること等が指摘されています。また、自分に自信がなく、自己肯定感が低い傾向にあることも聞かれました。
- 子どもの自由記述欄では、「人を信用できない」「自分に自信が持てない」「学校にも友達ができず困ったことを相談できる相手がない」といった声や、「相談しやすい人がほしい」「親に相談できず、一人でため込むことが増えた」といった声が見られました。
- 市民アンケート調査では、人は信用できないと思うかについて、小学5年生の 5.1%、中学2年生の 11.6%が「あてはまる」と回答しています。
- 所得区分1 に該当する世帯では、小学5年生の 11.5%、中学2年生の 13.6%が「あてはまる」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 23 人は信用できないと思うか



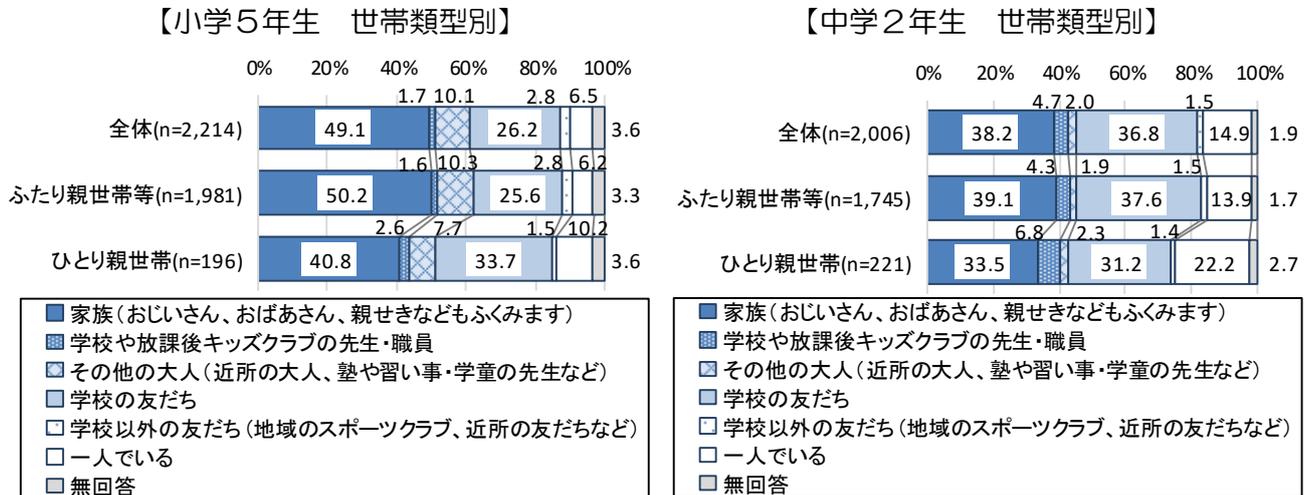
- また、相談できると思う人の有無については、全体として「親」や「学校の友達」と回答する割合が高い中、小学5年生の 3.2%、中学2年生 3.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、所得区分1 に該当する世帯では、小学5年生の 4.6%、中学2年生の 6.4%が「だれにも相談できない」と回答しており、全体と比べて高い傾向にあります。

図表 24 相談できると思う人



- さらに、平日の放課後に一緒に過ごす人については、小学5年生の6.5%、中学2年生14.9%が「一人である」と回答しており、所得区分により大きな差は見られないものの、中学2年生の方がより「一人である」傾向が強いことが確認できます。
- 世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ10.2%、22.2%が「一人である」と回答しており、保護者が仕事等で忙しいひとり親家庭においては、放課後の子どもの孤立の状況が確認できます。

図表 25 平日の放課後に一緒に過ごす人（世帯類型別）

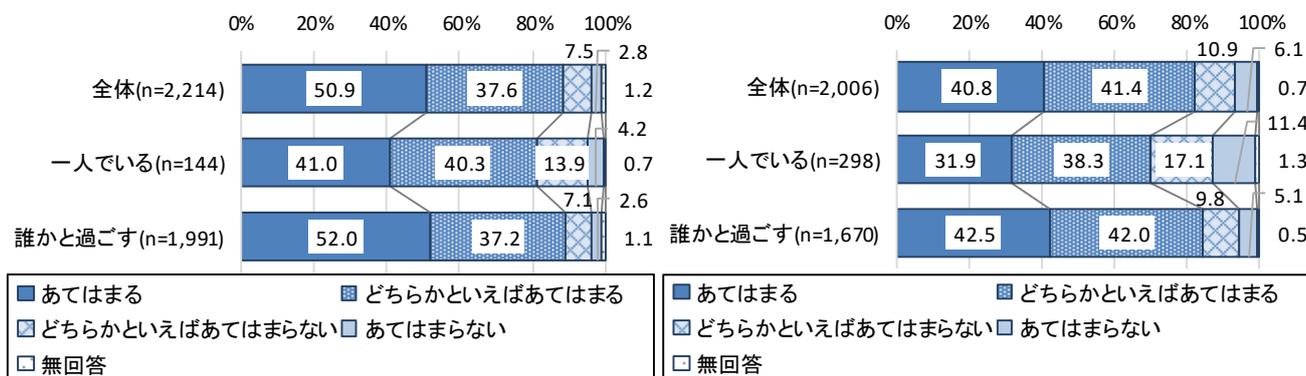


- 市民アンケート調査では、平日の放課後に友達や家族、その他の大人などと一緒に過ごす子ども（以下「誰かと過ごす子ども」という。）と一人で過ごす子どもでは、自己肯定感に差があることも確認できました。
- 自分には、よいところがあると思うかについて、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の9.7%、中学2年生の14.9%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の18.1%、中学2年生の28.5%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しています。
- また、自分のことが好きかどうかについては、平日の放課後に誰かと過ごす小学5年生の21.6%、中学2年生の31.1%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答している一方、一人で過ごす子どもでは小学5年生の33.3%、中学2年生の41.7%が「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」と回答しており、身近な大人や友だちとの関わりが、自己肯定感にプラスの影響を与えていることが推測されます。

図表 26 自分にはよいところがあると思うか（孤立状況別）

【小学5年生 孤立状況別】

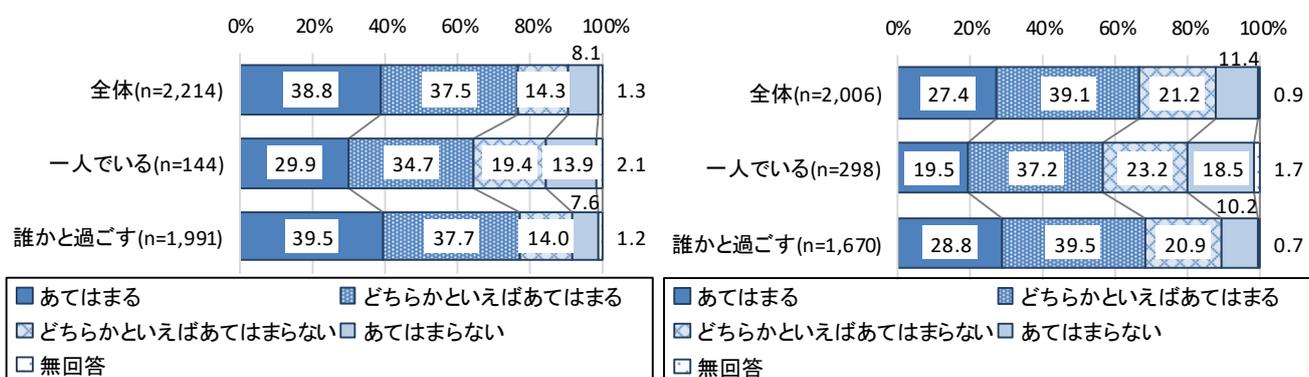
【中学2年生 孤立状況別】



図表 27 自分のことが好きだと思うか（孤立状況別）

【小学5年生 孤立状況別】

【中学2年生 孤立状況別】

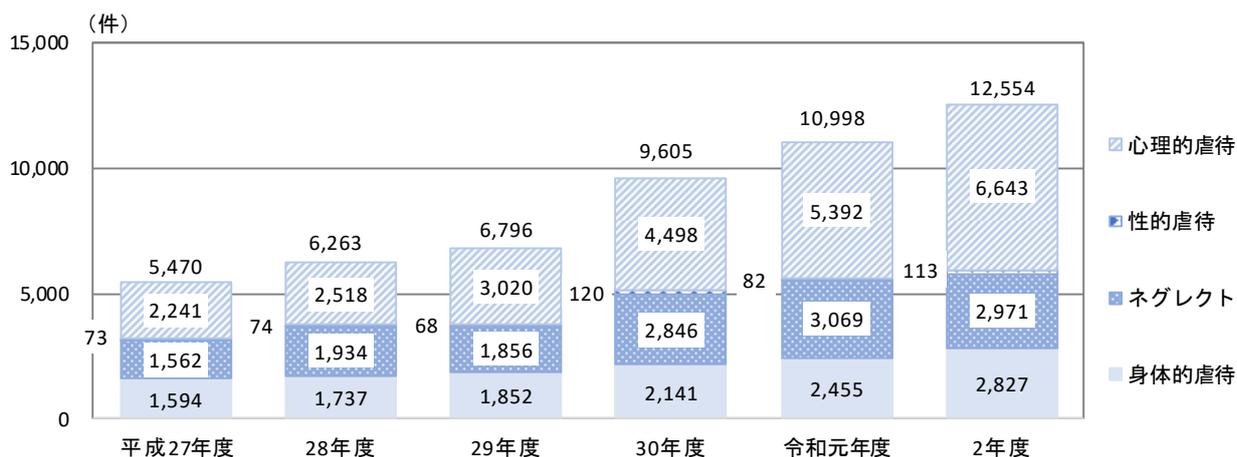


## オ 子どもを取り巻く様々な状況について

### ① 社会的養護を必要とする子ども

- 「社会的養護」とは、保護者のいない子どもや、虐待を受けた子どもなど、家庭で生活することが困難な子どもに対し、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護を担う施設には、乳児院や児童養護施設、ファミリーホーム、里親等があり、本市の令和元年度の施設入所・里親等への委託児童数は 695 人となっています。
- 児童養護施設の入所児童等を対象とした平成 30 年の国の調査によると、児童養護施設に入所している子どもの 65.6%、里親に委託されている児童の 38.4%が保護者からの虐待を受けた経験があるとされています。
- 本市においても、児童虐待（疑いを含む）の新規対応件数は増加傾向にあり、平成 27 年度の 5,470 件から令和 2 年度には 12,554 件と 5 年間で約 2.3 倍に増加しています。

図表 28 新規児童虐待対応件数の推移

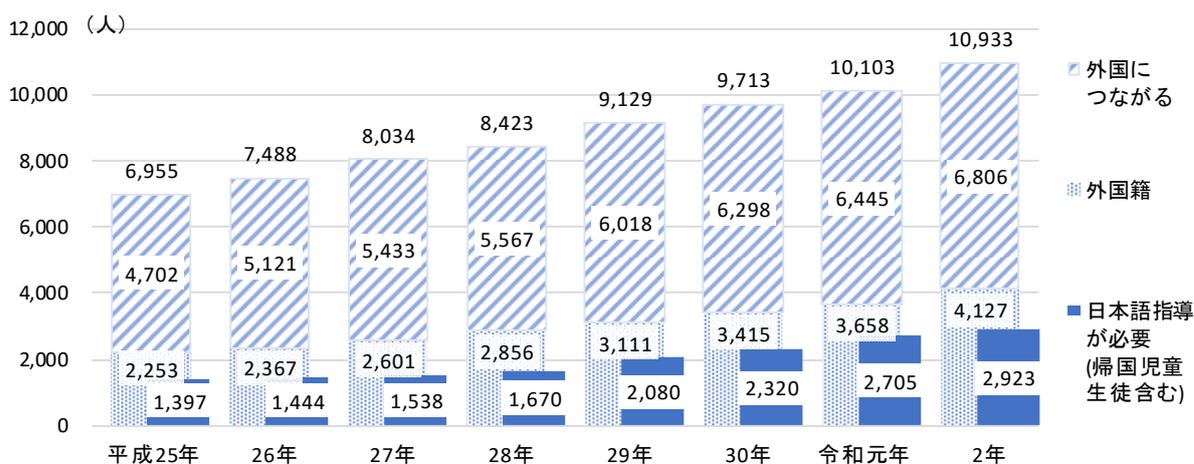


- 社会的養護のもとで暮らしている子どもは、必要な場合は 20 歳までは児童養護施設や里親のもとで暮らすことが認められますが、原則として 18 歳で施設等から自立することとなります。施設等退所後に保護者からの経済的援助や精神的な支えのない厳しい状況の中で自立を求められます。
- 未成年であることや家族を頼ることができないこと等により、単身では住居を確保しづらかったり、病気になっても、仕事を失っても帰る場所や頼れる人がいなかったりと社会的に孤立し、生活困窮に陥るリスクが高い状況に置かれています。
- 施設等退所後の自立は大きな課題となっており、支援者ヒアリングにおいても、奨学金等の経済的な支援だけではなく、これまでの関係性がある施設職員等とのつながりを保ちながら継続的に支援していくことの重要性が指摘されています。

## ② 外国につながる4子ども

- 横浜市の外国人登録者数は増加傾向にあり、現在 10 万人以上の外国人が横浜に居住しています。それに伴い、外国籍等児童生徒数も高い水準で推移している状況が続いています。
- 令和 2 年 7 月時点で、横浜市には 10,933 人の外国籍等児童生徒が市立小・中・義務教育学校に在籍しています。その内、日本語指導が必要な児童生徒数は 2,900 人を超えています。

図表 29 外国籍・外国につながる児童生徒・日本語指導が必要な児童生徒数



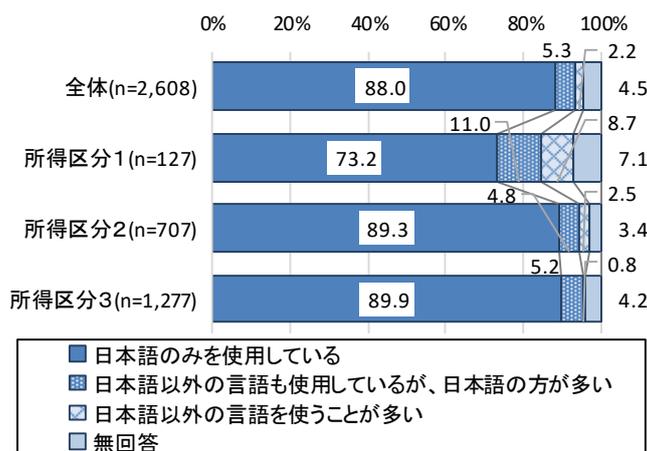
- 支援者等ヒアリングでは、外国につながる世帯は言語の壁により制度等に関する情報を得ることが難しく、必要な支援が届きにくいことから、困難を抱えてしまう場合があることが指摘されています。また、言語や文化の違いから、地域のコミュニティから孤立しがちであり、周囲とつながりにくく、抱えている課題が見えづらいといった状況が聞かれました。
- 外国につながる世帯の子どもの中には、保護者の都合で来日している場合に、日本で生活していくモチベーションが高くない、将来を思い描くのが難しくなるといった場合や、友人との日常的な会話はできるが、生活言語と学習言語の違いから思うように学力が伸びず、学習や進学に課題を抱える場合があることが指摘されています。

4 国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒など、様々な形で外国につながる児童生徒を総括した呼び方

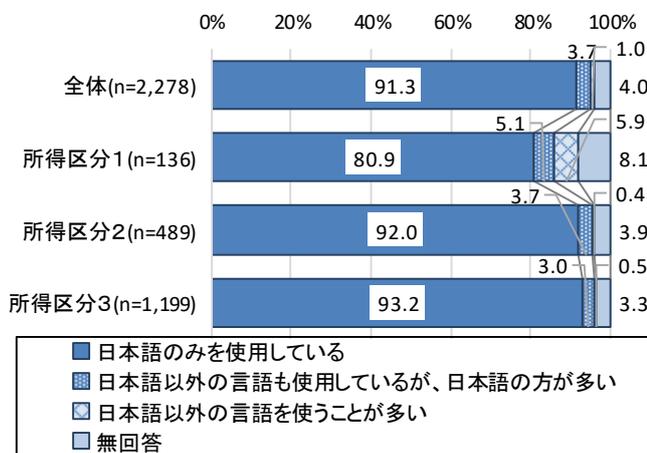
- 市民アンケート調査では、家庭での言語の使用状況について、5歳児の保護者の7.5%、小学5年生の保護者の4.7%、中学2年生の保護者の3.6%が日本語以外の言語を使用している（「日本語以外の言語も使用しているが、日本語の方が多い」「日本語以外の言語を使うことが多い」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、日本語以外の言語を使用していると回答した割合がそれぞれ19.7%、11.0%、4.2%となっており、全体と比べて高くなっています。

図表 30 家庭での言語の使用状況

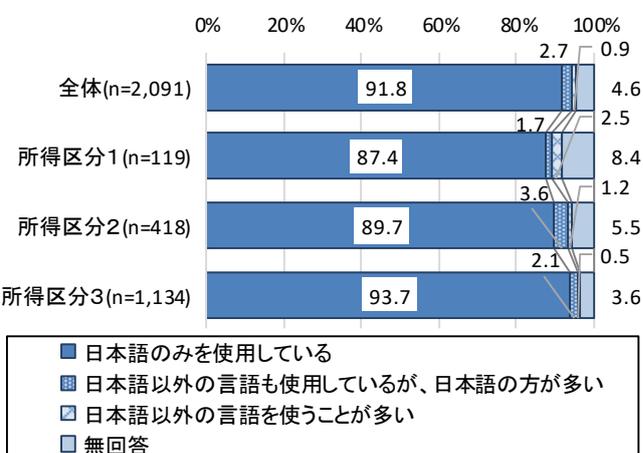
【5歳児の保護者】



【小学5年生の保護者】



【中学2年生の保護者】

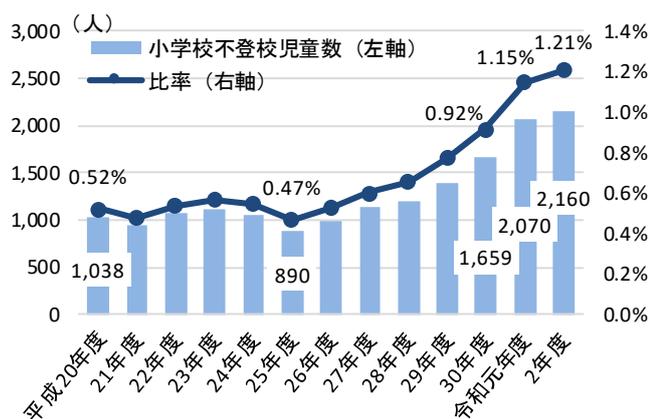


### ③ 子どもの不登校

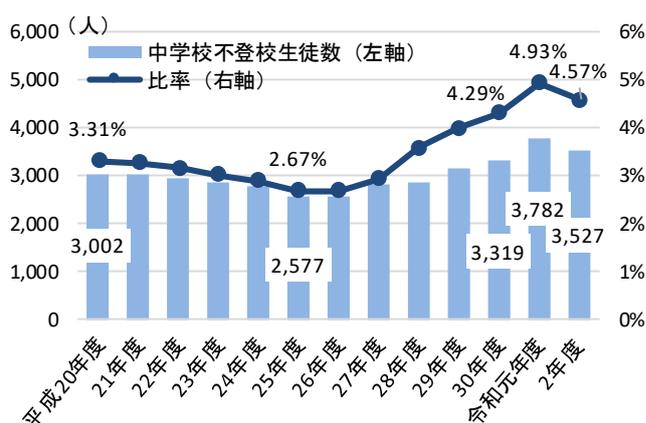
- 本市の市立小学校における不登校児童数は、平成 20 年度の 1,038 人から令和 2 年度には 2,160 人と約 2.1 倍に増加し、市立小学校の児童全体に占める割合は 1.21% となっています。
- 市立中学校の不登校生徒数は、平成 20 年度の 3,002 人から令和 2 年度には 3,527 人と約 1.2 倍に増加し、市立中学校の生徒全体に占める割合は 4.57% となっています。

図表 31 不登校の状況

【横浜市立小学校】



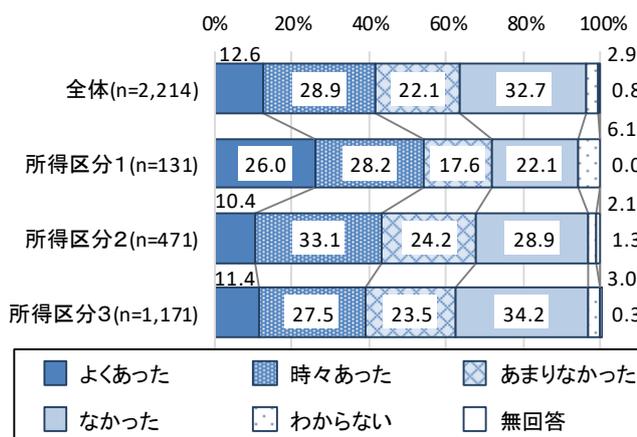
【横浜市立中学校】



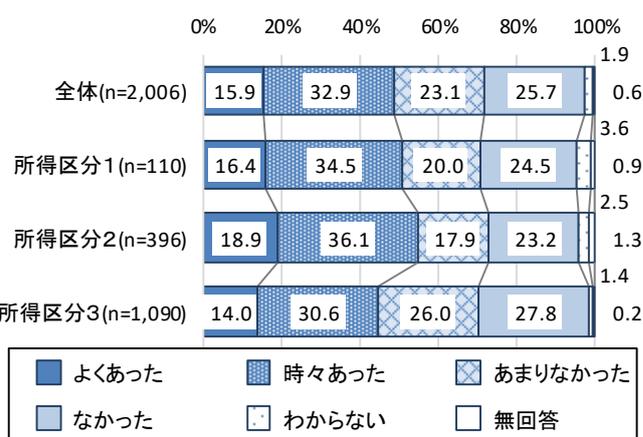
- 支援者等ヒアリングでは、不登校となった子どもの背景には、家庭の経済的困窮をはじめ、朝起きることができないなど基本的な生活習慣が整わないといった課題が指摘されています。また、そのような家庭の中には適切な養育が行われていない場合もあり、学習習慣や学習意欲が欠如しやすく、学業が遅れがちになることでさらに不登校の傾向が強まることもあるということも聞かれました。
- さらに、仕事が忙しいひとり親世帯や、保護者が精神疾患を抱えている家庭においては、子どもが家事やきょうだいの世話などを担っている場合があり、子どもが毎日登校できなくなっているといったことも聞かれました。
- 市民アンケート調査では、学校に行きたくないと思ったことについて、小学5年生の 12.6%、中学2年生の 15.9%が「よくあった」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、小学5年生の 26.0%、中学2年生の 16.4%が「よくあった」と回答しており、小学5年生では大きな差が確認できます。
- また、世帯類型別にみると、ひとり親世帯に該当する小学5年生、中学2年生では、それぞれ 21.4%、24.9%が「よくあった」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 32 学校に行きたくないと考えたこと（所得区分別）

【小学5年生 所得区分別】

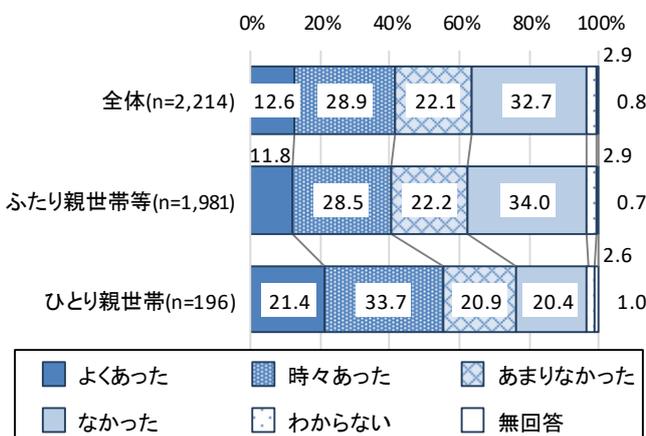


【中学2年生 所得区分別】

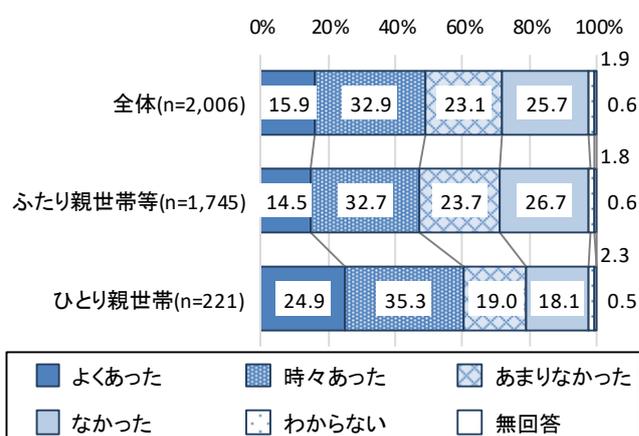


図表 33 学校に行きたくないと考えたこと（世帯類型別）

【小学5年生 世帯類型別】



【中学2年生 世帯類型別】



#### ④ 子ども・若者のひきこもり等

- 「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)によると、本市の15～39歳の子ども・若者のうち、ひきこもり群の定義に該当する数は約1.5万人(1.39%)となっています。また、総務省の就業構造基本調査によれば、本市の15～24歳の子ども・若者のうち、家事や通学をしていない無業者は約9,400人(2.6%)となっています。
- 支援者等ヒアリングでは、ひきこもり等の背景には、いじめや学業不振による不登校といった負の体験や、虐待、発達障害・知的障害等、様々な課題が複合的に絡み合っているケースが多いことが指摘されています。また、保護者のもとで暮らすひきこもり状態の子ども・若者については、必ずしも経済的困窮状態にある方ばかりではありませんが、自身の悩みなどを相談できる相手や場所がないといった関係性の貧困に陥っており、中退や離職等の結果、経済的困窮に陥ってしまう場合があることが聞かれました。

図表 34 子ども・若者におけるひきこもり群の推計概要

横浜市子ども・若者実態調査 調査概要	
調査対象	市内に居住する満15歳以上39歳以下の男女個人
標本数	3,000人
標本抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・訪問及び郵送回収(希望者等は郵送回答)
調査時期	平成29年7月28日～11月30日
有効回答数	1,004人(33.5%)

内閣府「若者の生活に関する調査」による定義に基づき、「横浜市子ども・若者実態調査」(平成29年度)を実施し、本市におけるひきこもり群を推計

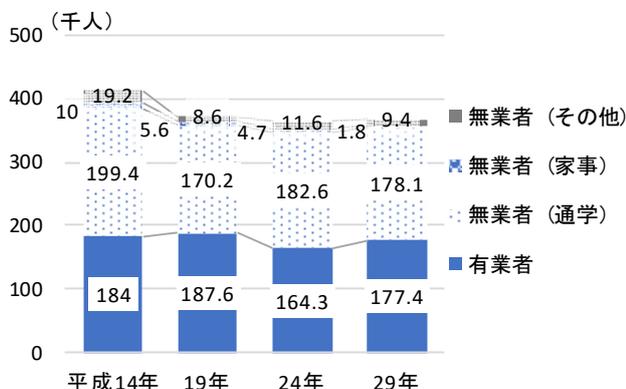
**ひきこもり群の定義**

ふだんは家にいるが、自分の趣味の用事のときだけ外出する
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
自室からは出るが、家からは出ない
自室からほとんど出ない

※上記の状態となって6か月以上と回答したもの  
 ※上記の状態となったきっかけが自宅での仕事、妊娠、出産・育児、統合失調症、身体的な病気と回答した者、又は就業状況を尋ねる設問で専業主婦・主夫・家事手伝いをしていると回答した者、自宅にいるときによくしていることを尋ねる設問で家事・育児と回答した者を除く

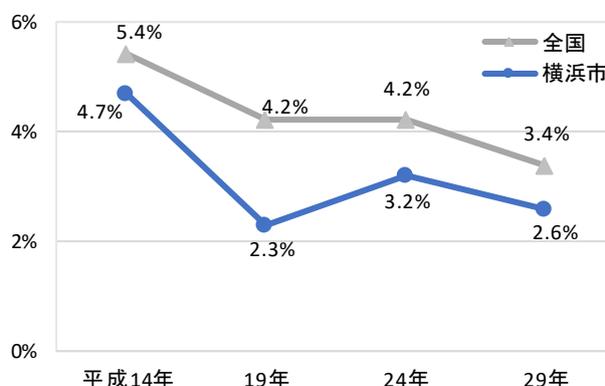
図表 35 若年無業者(15～24歳)の状況

【本市の有業者・無業者(15～24歳の推移)】



出所) 総務省「就業構造基本調査」

【家事や通学をしていない無業者の比率】



出所) 総務省「就業構造基本調査」

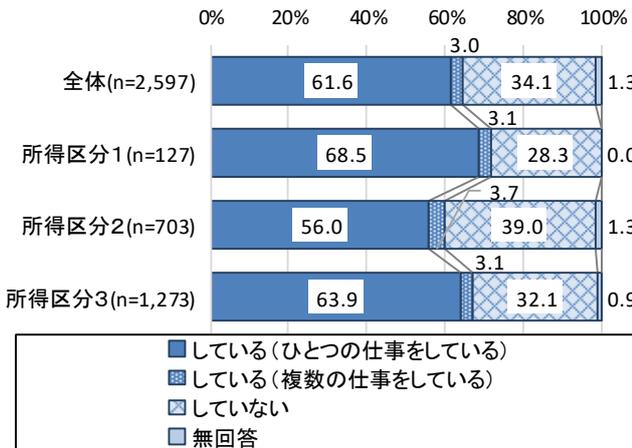
### (3) 保護者の状況

#### ア 就労に関すること

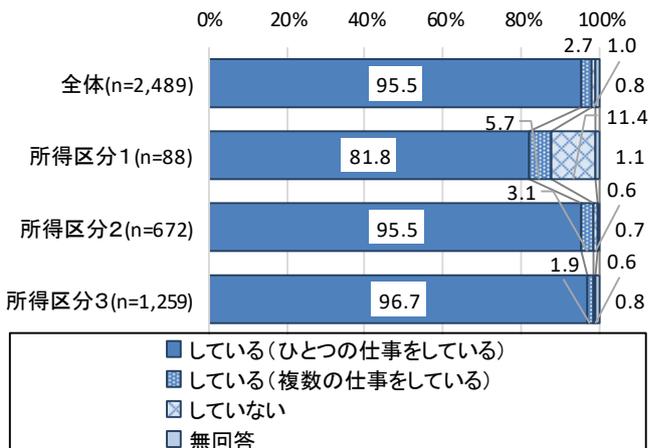
- 支援者等ヒアリングでは、困難を抱える家庭の保護者の特徴として、健康面での問題や、精神疾患等により、働きたくとも働けない、また非正規雇用や就労が継続しないなどの不安定就労により、経済的基盤が脆弱であることが多いと指摘されています。
- また、ひとり親世帯など、子育てと生計の担い手という役割をひとりの親が担っている状況においては、勤務地や就業時間の制約を受けることも多く、そのことが正社員の職に就くことを困難にしている要因の一つとなっているとされています。
- このほか、生計を維持するために、早朝や収入の良い深夜の時間帯を含むダブルワークやトリプルワークなど、長時間労働をする方が少なくないことが聞かれました。
- このような状況は子どもの生活習慣の乱れをはじめ、子どもの孤立や、親が不在の間は上の子が下の子の面倒を見なければならないといった状況にもつながっていると指摘されています。
- 市民アンケート調査では、5歳児の母親の就業状況について、全体の64.6%が仕事をしている（「している（ひとつの仕事をしている）」「している（複数の仕事をしている）」の合計）と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では71.6%が「仕事をしている」と回答しており、全体と比べて高くなっています。
- 小学5年生・中学2年生の母親では、所得区分により「ひとつの仕事をしている」割合に大きな差は見られないものの、「複数の仕事をしている」割合は所得が低くなるにつれ高くなっています。
- また、就業形態については、5歳児の母親の48.7%、小学5年生の母親の29.1%、中学2年生の母親の28.5%が「正社員・正規職員・会社役員（以下「正社員等」という。）」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の母親の27.5%、小学5年生の母親の24.5%、中学2年生の母親の23.2%が「正社員等」として回答しており、全体と比べて低くなっています。
- 父親の就業状況及び就業形態については、母親と同様、所得区分が低くなるにつれ、「複数の仕事をしている」割合が高くなっており、「正社員等」の割合が低くなっています。
- また、所得区分1に該当する世帯では、「仕事をしていない」割合が、他の所得区分に比べて非常に高いことが確認できます。

図表 36 母親・父親の就労の有無（5歳児の保護者）

【5歳児の母親】

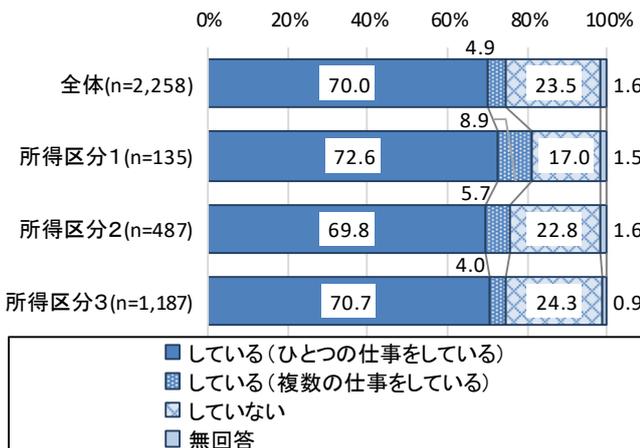


【5歳児の父親】

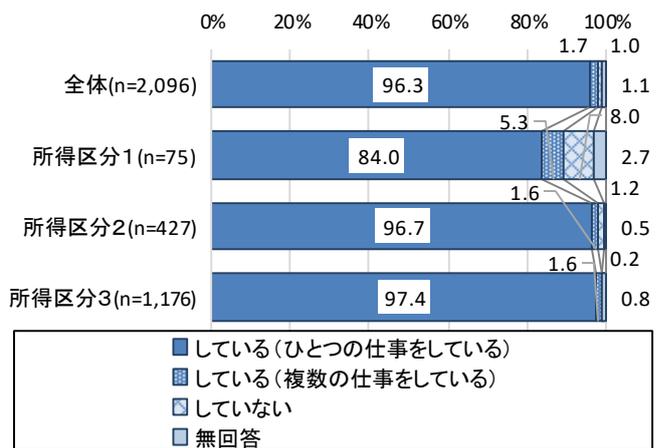


図表 37 母親・父親の就労の有無（小学5年生の保護者）

【小学5年生の母親】

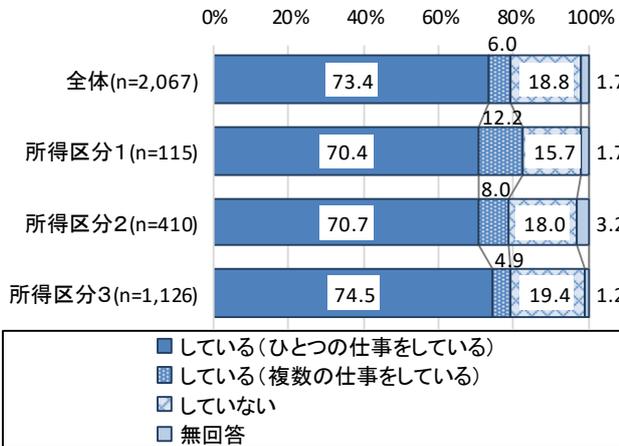


【小学5年生の父親】

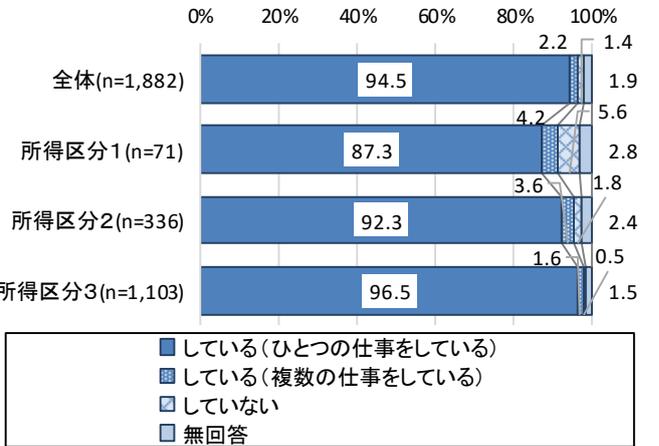


図表 38 母親・父親の就労の有無（中学2年生の保護者）

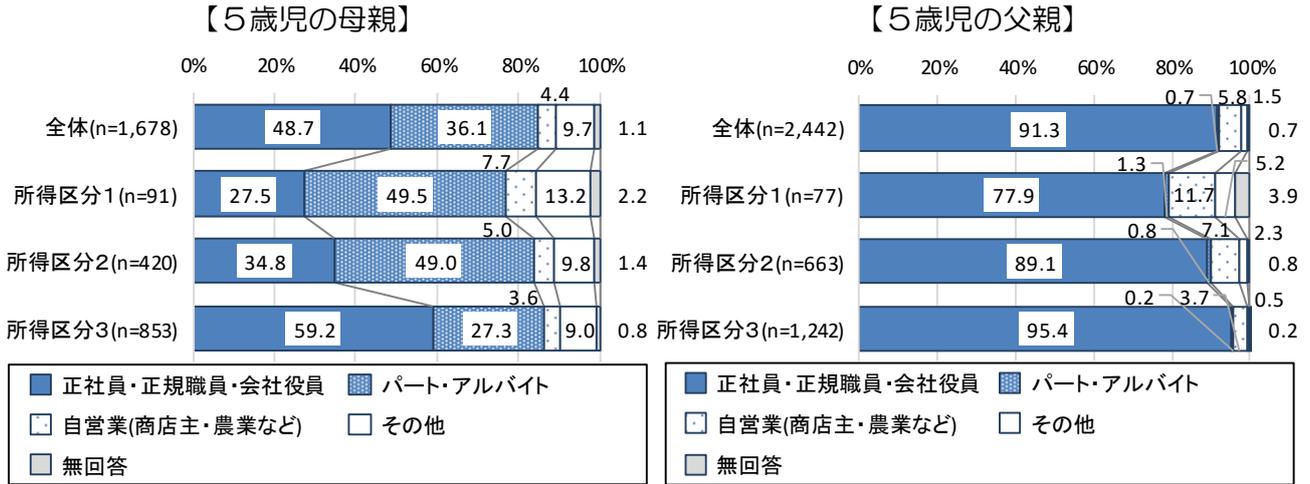
【中学2年生の母親】



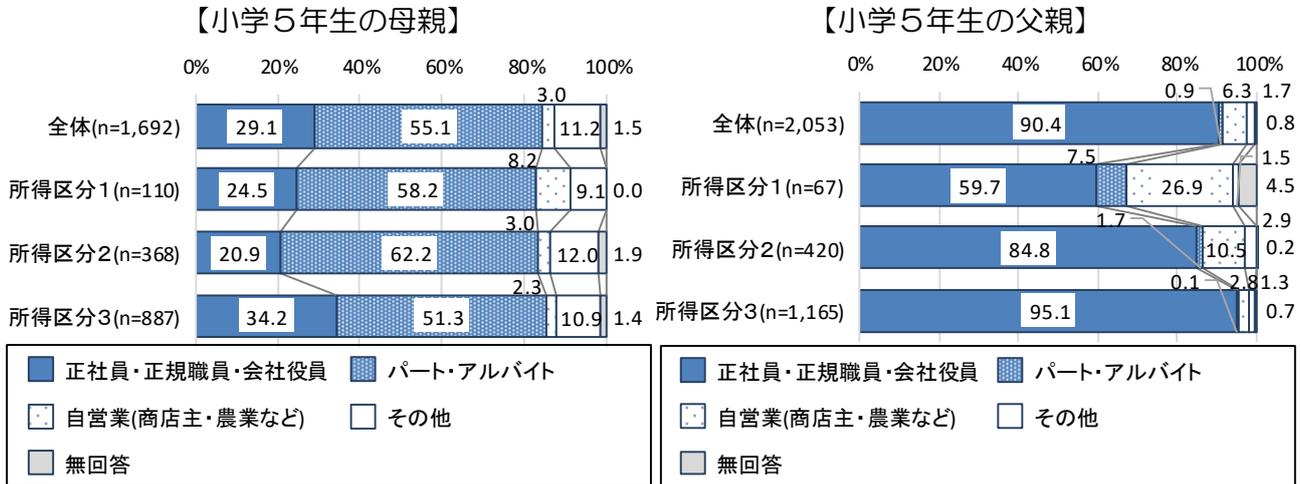
【中学2年生の父親】



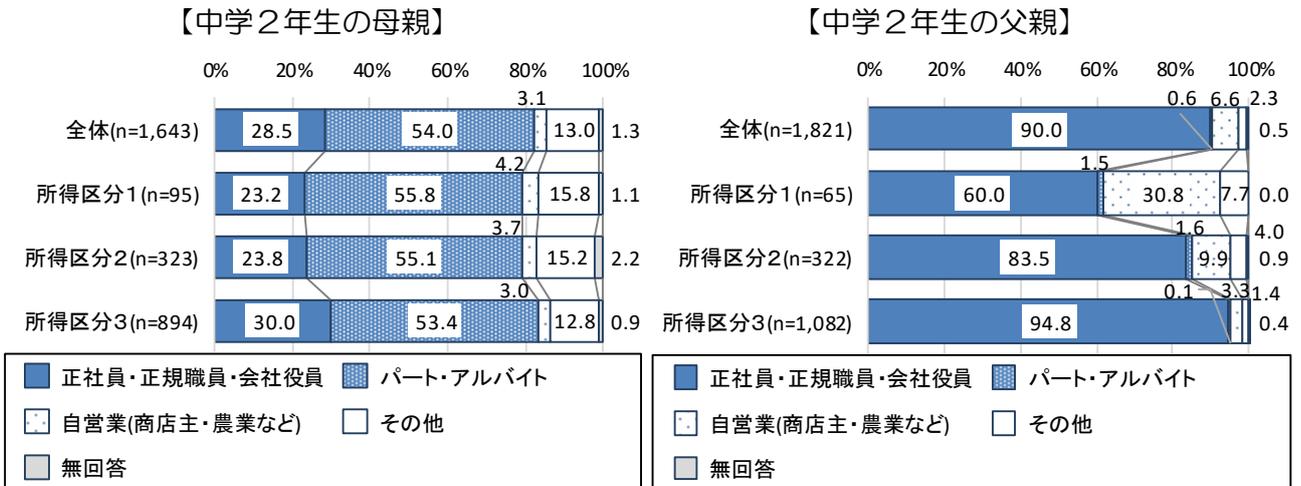
図表 39 母親・父親の就業形態（5歳児の保護者）



図表 40 母親・父親の就業形態（小学5年生の保護者）

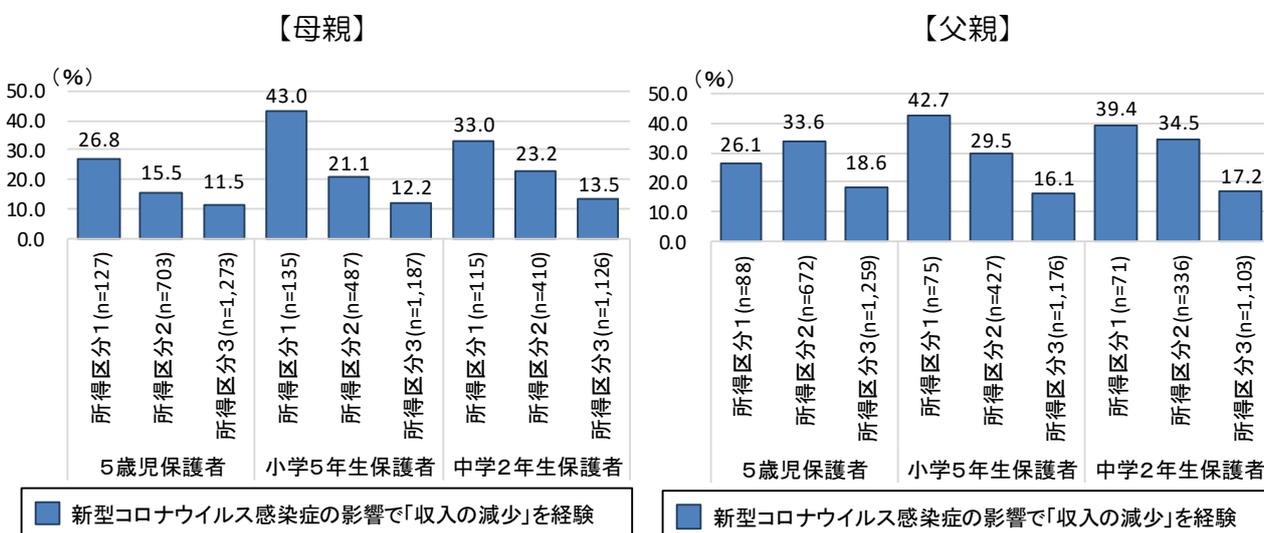


図表 41 母親・父親の就業形態（中学2年生の保護者）



- 支援者等ヒアリングでは、新型コロナウイルス感染症の影響で、失職や勤務時間の減少に伴う収入減少のほか、感染を恐れて就労を先延ばしにするといった場合があることが指摘されています。
- また、家計のひっ迫による将来への不安から情緒不安定になってしまう保護者や、精神的なストレスを子どもに向けてしまう保護者の状況も聞かれました。
- 市民アンケート調査においても、新型コロナウイルス感染症による収入の減少の状況が見られました。感染症の拡大による就業上の影響について、多くの世帯での「収入の減少」が確認できますが、特に所得区分1に該当する世帯においては、約3～4割の世帯で「収入の減少」が見られ、非常に厳しい状況となっています。

図表 42 母親・父親の収入の減少（新型コロナウイルス感染症の影響）

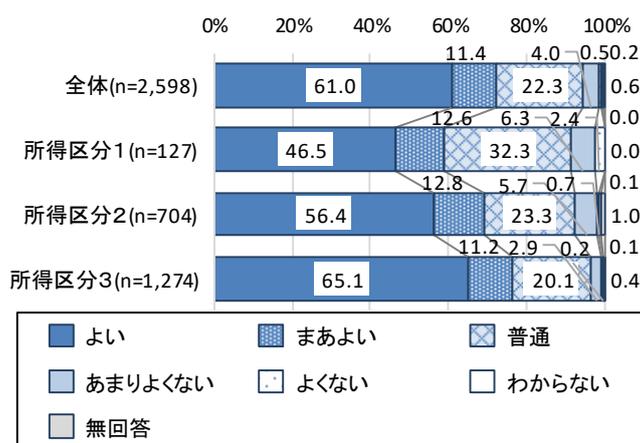


## イ 健康状態等に関すること

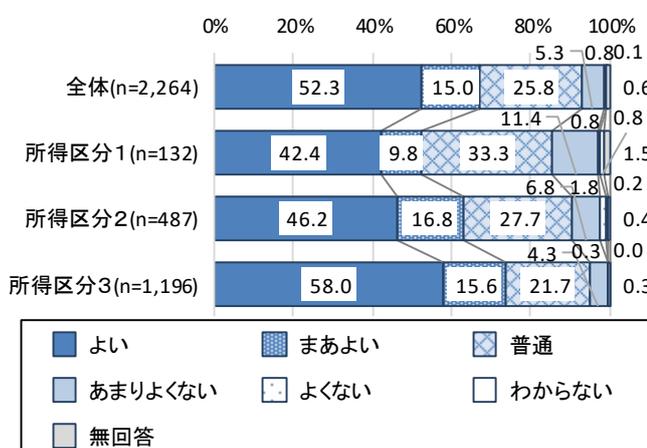
- 支援者等ヒアリングでは、身体的な障害や精神疾患を含む健康上の問題を抱えているケースが、困難を抱えている家庭の保護者に多いことが指摘されています。
- また、保護者が地域から孤立していたり、一部の家庭においては公的な支援に頼ることに抵抗があり、適切な支援につながっていない場合があることも聞かれました。
- さらに、障害等を抱える保護者のケアを子どもが担っているといった状況もあるとされています。
- 市民アンケート調査では、保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の健康状態について、5歳児の保護者の4.5%、小学5年生の保護者の6.1%、中学2年生の6.5%が「あまりよくない」「よくない」と回答している一方、所得区分1に該当する世帯では、5歳児の保護者の8.7%、小学5年生の保護者の12.2%、中学2年生の保護者の12.9%が「あまりよくない」「よくない」と回答しており、全体と比べて高くなっています。

図表 43 保護者の健康状態（所得区分別）

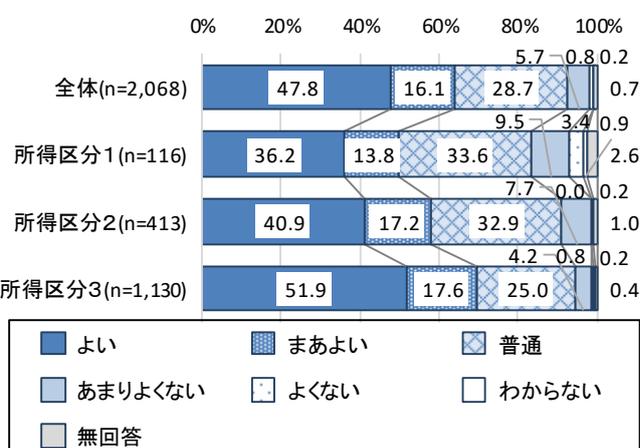
【5歳児の保護者 所得区分別】



【小学5年生の保護者 所得区分別】

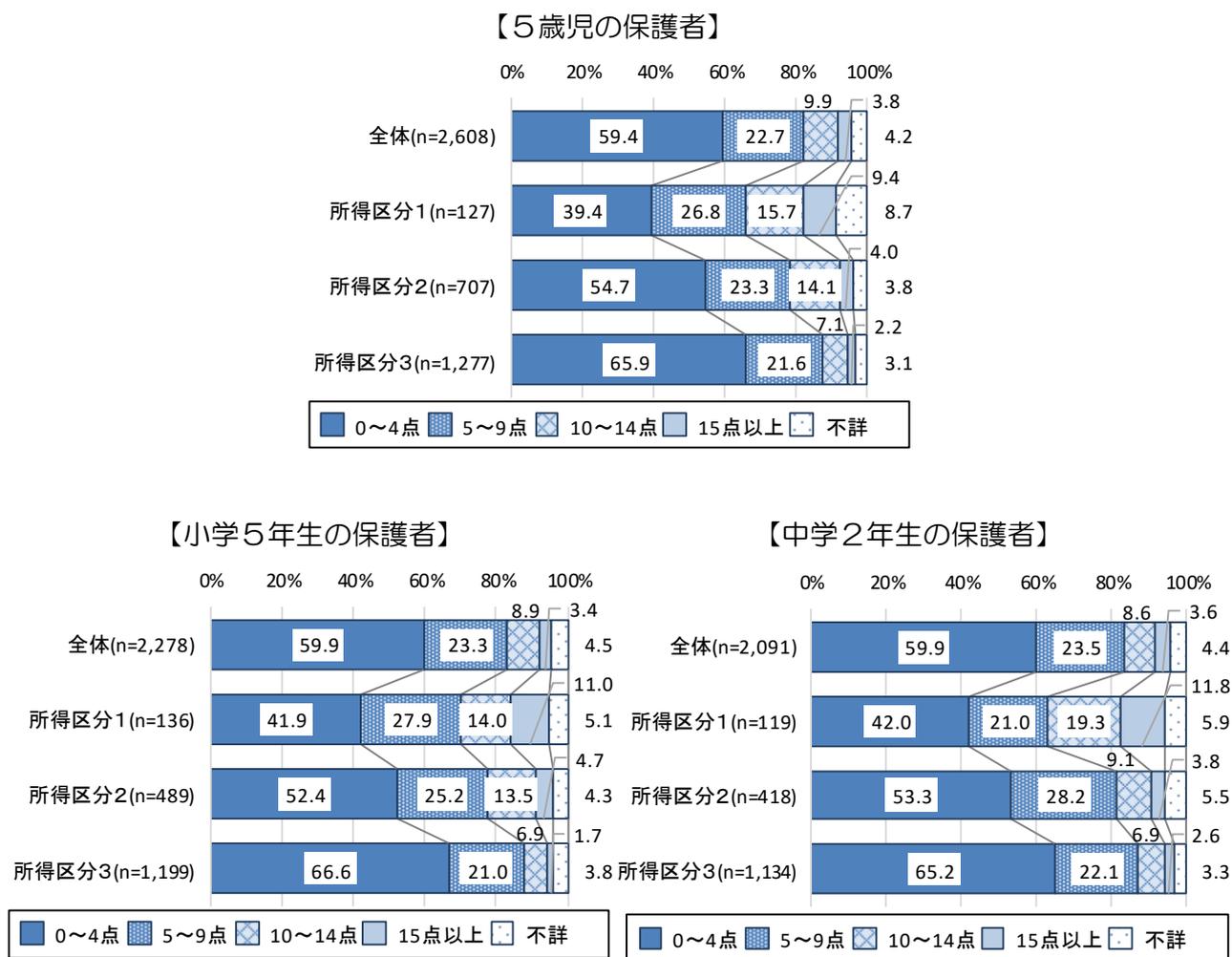


【中学2年生の保護者 所得区分別】



- 保護者（アンケートに回答した母親又は父親）の抑うつ傾向については、気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合（抑うつ傾向指標が10点以上の者・詳細は注4参照）は、5歳児の保護者で13.7%、小学5年生の保護者で12.3%、中学2年生の保護者で12.2%となっています。
- 所得区分1に該当する世帯の保護者では、5歳児の保護者で25.1%、小学5年生の保護者で25.0%、中学2年生の保護者で31.1%と全体と比べて高くなっており、経済的困窮が心理面にも影響を与えていることが確認できます。

図表 44 抑うつ傾向指標（K6）<sup>5</sup>



5 厚生労働省「国民生活基礎調査」の用語集によれば、「K6は米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。（中略）合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性がある」とされている。

「自分が神経過敏になっていると感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そわそわしたり、落ちつきなく感じたりしましたか」「気分が沈みこんで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6項目それぞれについて、「まったくない」を0点、「少しだけ」を1点、「ときどき」を2点、「たいてい」を3点、「いつも」を4点とし、全てを足し上げて0から24点の指標を作成した。なお、厚生労働省「国民生活基礎調査」では、10点以上を「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者」として取り上げている。

### 3 子どもや家庭を取り巻く課題

実態把握調査の結果等から見えてきた「2 本市の子どもの貧困に関する状況」を踏まえ、子どもや家庭を取り巻く課題を次のとおり整理しました。

#### (1) 経済的困窮がもたらす様々な影響

必要な食料や衣料が買えなかったなどの生活上の困難の経験は所得が低くなるにつれて多くなっており、生活面での様々な格差が浮き彫りになっています。

所得による経済的制約は、医療サービスを必要な時に享受できないこと等による健康格差にもつながるだけでなく、生活の選択肢を狭め、ゆとりを失わせるなど、保護者の精神的にも大きな影響を与えています。

家庭の経済状況は保護者の就業状況によって大きな違いがあり、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠となりますが、特にひとり親家庭においては、正社員の割合が低く、非正規雇用の割合が高いことから、世帯収入が低く、困窮している世帯が相対的に多くなっています。

全ての家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための経済的支援や自立に向けた就労支援、多様な保育・教育ニーズへの対応、育児の不安や負担感を軽減するための養育支援等が非常に重要となります。

#### (2) 子どもの学力や進学機会の格差

経済的に困窮している世帯の子どもほど、家庭環境が整っていないことや保護者の養育力不足などにより、基本的な生活習慣が身につけていない傾向にあります。

また、生活習慣は学習の土台となることから、生活習慣が整わないことで、学習習慣が形成されにくく、学力が低くなる傾向も見られています。

さらには、進学費用や教育費の問題から子どもの将来の進路が狭まってしまうといった課題も見えています。

子どもの育つ家庭環境の格差により、子どもの生活、学び、進路等への負の影響が生じることで、生活困窮等の不利が世代間連鎖することが懸念されます。

全ての子どもに対し、学力や教育、進学のを機会を保障するためには、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組や、地域との協働による放課後等の学習支援を進めていくことが必要です。

また、経済状況や養育環境に課題を抱える世帯で育つ子どもに対する生活・学習支援や、奨学金による進学支援等の充実が求められています。

### **(3) 子どもの孤立と自己肯定感の低下**

困難を抱えている家庭の子どもの特徴として、自分に自信がなく、自己肯定感が低いこと等により、逆境をはねのけ、困難に立ち向かう力が弱い傾向にあることが聞かれています。

また、放課後に一人で過ごす子どもは、それ以外の子どもと比較して、自己肯定感が低いといった状況も見られています。

核家族化の進展により地域とのつながりが希薄になっている現在、家や学校以外で子どもが安心して過ごすことができ、様々な世代とつながることのできる居場所の重要性は高まっていると考えられます。

近年、いわゆる「子ども食堂」や子どもの体験活動など、地域の方々が主体となる支援活動が広がりを見せています。子どもたちはそこで出会う大人との関わりを通し、多様な価値観や生き方に触れ、ときに褒められ、ときに叱られながら、自己肯定感や将来を切り拓いていく力を身に付けることができます。

地域の主体性を尊重しながら、行政として地域の活動をしっかりと下支えしていくことがこれまで以上に求められています。

### **(4) 支援が届いていない、届きにくい子どもや家庭**

困難を抱えている子どもや家庭の中には、必要な支援制度を知らなかったり、手続きが分からないということがあります。

また、子どもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラーなど、家庭内のデリケートな問題であるといった理由や、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援につながりにくい場合があります。

そのため、制度等の利用に関わらず、困難を抱えている子どもや家庭を、日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく必要があります。

妊娠・出産・乳幼児期では、母子保健の取組や保育所、幼稚園、地域の子育て支援の場面で、学齢期にあっては、学校をはじめ、放課後の居場所や地域における様々な子どもの居場所において、困難を抱えている可能性のある子どもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱える家庭は、地域との関わりや制度を利用することを望まない場合もあります。支援や見守りにあたっては、子どもや保護者の気持ちに配慮しながら寄り添い、支援につなげていく必要があり、見守る人のすそ野を広げる取組や、支援に関わる一人ひとりの感度やスキルを高める取組が非常に重要となります。

## (5) 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因

子どもの貧困の背景には、子どもや家庭を取り巻く様々な社会的要因が複雑に絡み合っている場合があります。

ひとり親家庭では、不安定な就労による生活基盤の弱さに加え、子育てと生計をひとりの親が担っていることから、子どもが孤立しやすいといった状況が見られます。

児童虐待や家庭の養育力不足など、様々な理由により家庭で暮らすことができず、社会的養護を必要とする子どもにおいては、保護者からの経済的援助や精神的な支えがない中で、施設等退所後に自立していくことの難しさがあります。

近年増加している外国につながる子どもにおいては、言語や文化の違いから孤立しがちであったり、学習や進学に課題を抱えてしまう傾向が見られます。

また、不登校やひきこもりの背景には、いじめや学業不振、虐待や保護者の疾病、障害、など、様々な課題が複合的に存在している場合があるとの意見も聞かれました。

子どもや家庭が抱えている課題は一様ではなく、子どもの貧困対策を進めていく上では、個々に寄り添った多面的な支援が必要となります。

## (6) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による希望しない転職や失職、労働時間の減少等に伴う収入減により、経済的な理由で食料や衣料、生理用品等の必需品が買えない世帯の増加が懸念されます。

また、家庭の経済状況等に関わらず、コロナ禍での生活が子どもの学力や生活習慣、精神状態にも影響を与えていることがわかりました。

感染症の影響が今後も長引くことになれば、子どもの貧困を取り巻く状況はますます厳しくなることが懸念されます。

本計画を基に、引き続き、教育・福祉・子育て支援等の総合的な取組の充実を図るとともに、社会情勢を注視しながら、随時、施策の検討や各取組の拡充等を行う必要があります。

# 第3章

## 本市の子どもの貧困対策

第2章で整理した本市における子どもの貧困の状況や課題を踏まえ、5か年の計画期間における、基本目標、施策展開にあたっての基本的な考え方や、施策体系等を次のとおり整理しました。

### 1 基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

### 2 施策展開にあたっての基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、次の基本的な考え方に立ち、施策・事業を組み立て、推進します。

子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防がなければなりません。

国や県との役割分担のもと、子どもや家庭と多様な場面で直接関わることのできる基礎自治体として、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めます。

#### 【取組の視点】

#### ① 貧困の連鎖を断つ

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、育ち・成長の機会を保障するとともに、学びや体験の機会の充実及び進学や職業選択の支援等の環境づくりに取り組みます。

#### ② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制が届く仕組みづくり

妊娠・出産期から、子どもの成長段階に応じ、家庭内の課題を早期に発見し、より困難な状況に陥ってしまわないよう、適切な支援につなげていきます。

#### ③ 子どもの貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえた支援の充実

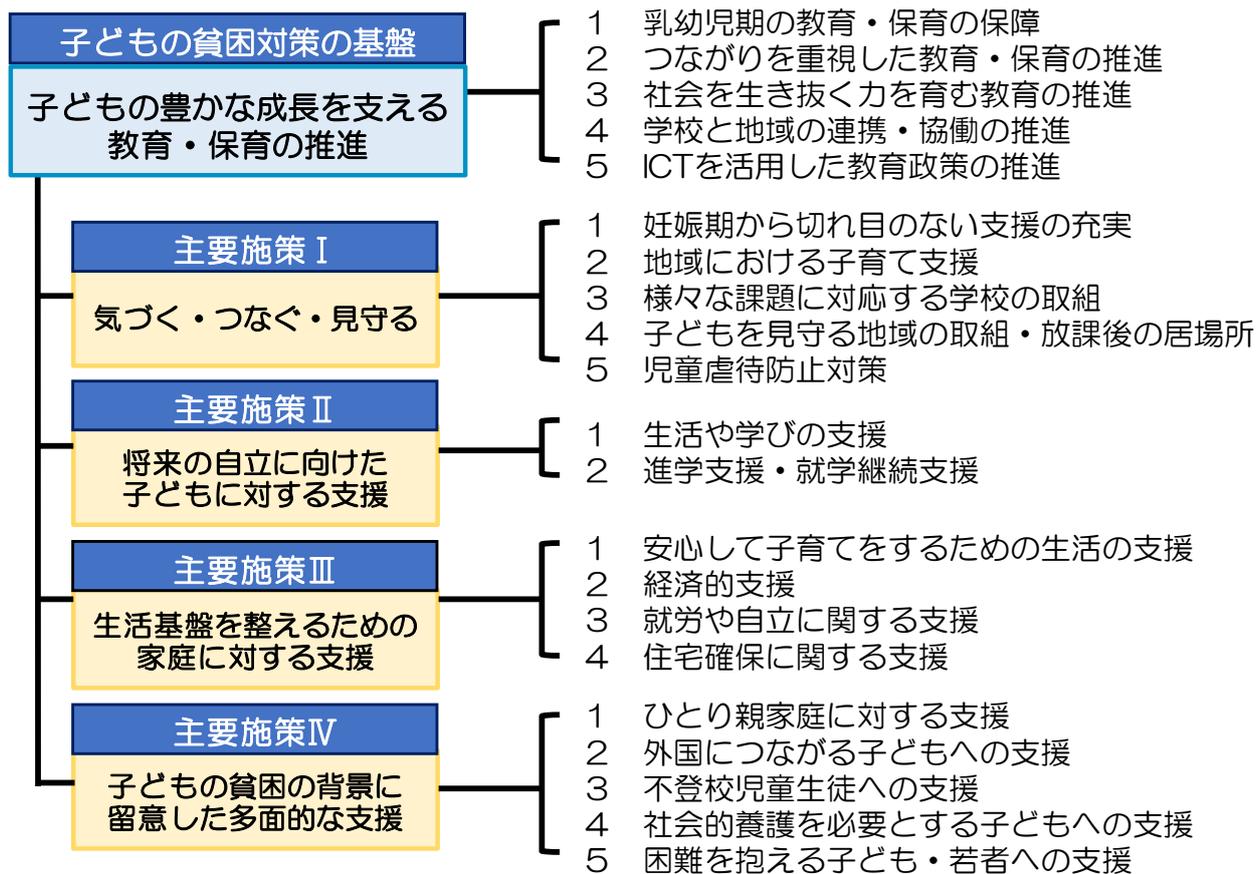
子どもの貧困は家庭の経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり等、様々な要因が複合的に絡み合っている場合があることを踏まえ、多面的な支援を実施します。

#### ④ 社会全体での子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景にある様々な課題を家庭のみの責任とはせず、学校や地域、企業など社会全体で取り組んでいきます。

### 3 施策の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤に据えるとともに、子どもの貧困対策として実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みづくりを進めるため、4つの主要施策に沿って取組を進めます。



## 4 計画の進捗状況の把握

計画に基づく取組を推進することにより、計画の基本目標の実現につながる環境が整えられているかという視点から、第2期計画においても子どもの成長段階等に応じて目標値を設定し、計画の進捗状況を把握する手立ての一つとします。

対象	指標	直近の現状値	目標値 (令和7年度)
妊娠期	妊娠届出のうち、妊娠11週以下での届け出の割合	96% (令和2年度)	95%以上
未就学期	保育所待機児童数	16人 (令和3年4月)	0人 (毎年4月)
未就学期 ・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との 円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	81.7% (令和2年度)	93.6%
小・中学生	寄り添い型生活支援事業の実施か所数	17か所 (令和2年度)	23か所
	放課後学び場事業実施校数	小学校33校 中学校59校 (令和2年度)	小学校38校 中学校69校
	スクールソーシャルワーカーが行った支援により 児童生徒の状況が改善した割合	82.3% (令和2年度)	80%以上
中学生	生活保護受給世帯の子どもの高等学校等進学率 (高等学校等進学者数/卒業者数)	97% (令和2年度)	99%
高校生	市立高等学校における就学継続率 (卒業者数/入学者数)	94% (令和2年度)	95%
	市立高等学校における卒業時の進路決定率 (進路決定者数/卒業者数)	99.7% (令和2年度)	99%以上
社会的養護を必要とする子ども	退所後児童に対する継続支援計画の作成件数	21件 (令和2年度)	50件
困難を抱える 若者	若者自立支援機関の継続的支援により 自立に改善がみられた人数	1,080人 (令和2年度)	1,800人
ひとり親	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうち 就労者数	264人 (令和2年度)	2,000人 (令和3~7年度 累計)

# 第4章

## 子どもの貧困対策に関する取組

### 【子どもの貧困対策の基盤 – 子どもの豊かな成長を支える教育・保育の推進】

#### 1 子どもの貧困対策の基盤について

- 教育・保育は、経済的な困窮状態にあるなど、困難を抱えやすい状況にある子どもを含めた全ての子どもに対する営みであり、その中で子どもたちに必要な力を育むことが、子どもの貧困対策の基盤となるものと考えます。
- 家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることにより、子どもが健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、たくましく生き抜く力を育みます。

#### 2 主な取組

##### (1) 乳幼児期の教育・保育の保障

##### 保育・幼児教育の場の確保

待機児童解消や多様な保育・教育ニーズへの対応を図るため、既存の保育・教育資源を最大限活用します。その上で必要な認可保育所等を整備し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

##### 保育・幼児教育を担う人材の確保

保育士養成施設の学生、潜在保育士及び資格取得者に対し、本市保育施設への就職につながる就職面接会等による取組や、保育者が働きやすい職場環境の構築、保育者のやりがいや職の魅力向上、処遇の改善、宿舍借上げ支援など、「採用」と「定着」の両面の支援により、保育・幼児教育を担う人材の確保を進めます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

保育・幼児教育の質の向上						
市内全ての保育・教育施設を対象とした職種や経験年数別等の研修の実施による専門性の向上や、全ての保育者が保育・教育の中で大切にしたい方向性を共有するための「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進等により、保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

幼児教育・保育の無償化の推進						
生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点等から、令和元年10月より、0～2歳児の市民税非課税世帯及び3～5歳児（幼稚園、認定こども園は満3歳から）の保育所等利用料の無償化を実施しました。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

## （2）つながりを重視した教育・保育の推進

幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続						
幼保小教育交流事業において、子ども同士の交流や職員の交流を通じて相互理解を進めるとともに、幼保小連携推進地区を中心に、園と小学校とで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する研修や、園の要録についての理解や扱いに関する研修を行うなどして、保育・幼児教育と小学校との円滑な接続を目指します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

小中一貫教育の推進						
中学校区を基本とした全ての小中一貫教育推進ブロックにおいて、「9年間で育てる子ども像」やその実現に向けた計画を全教職員、家庭、地域と共有し、9年間を通じた児童生徒の資質・能力の育成を目指します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

## （3）社会を生き抜く力を育む教育の推進

一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上						
1人1台端末や指導者用デジタル教科書等のICTを活用した学習、小学校低学年における「読みのスキル」の向上、小学校高学年における一部教科分担制などの取組を推進します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

人権教育の推進						
<p>「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校をめざし、人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成に向けて、人権教育を推進します。教職員が自らの意識を絶えず振り返りながら人権感覚を磨き、人権意識を高めます。日々の授業や教育活動の改善を通して、子どもが安心して参加でき、「できた」「わかった」「楽しい」と感じられる体験を通して、自尊感情や人権意識を高めていきます。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

特別支援教育の推進						
<p>国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえ、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員の特別支援教育に対する専門性を向上し、校内支援体制の充実を図ります。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進						
<p>実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、体験を通して地域貢献・社会参画する意義や自分の役割を考える自分づくり教育を学校と教育委員会事務局が地域、企業、関係機関等と連携・協働して推進します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

#### (4) 学校と地域の連携・協働の推進

学校運営協議会の設置推進						
<p>地域のニーズを学校運営に反映させ、学校・家庭・地域・社会が一体となったより良い教育の実現に向けて、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置をより一層推進していきます。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

地域学校協働活動の推進						
<p>学校と地域の橋渡しを担う学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の養成を進めるとともに、保護者や地域住民等の参画による地域学校協働活動（放課後等の学習支援、体験活動等）を支援します。</p>						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

## (5) ICT を活用した教育政策の推進

GIGA スクール構想の推進						
ICT を活用しながら、児童生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、児童生徒間の学びにはじまり地域の方々との関わりを大切にした「社会とつながる協働的な学び」を実現します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

## 【主要施策Ⅰ 気づく・つなぐ・見守る】

### 1 施策の方針

- 妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。
- 子どもや家庭に関わる様々な方が、地域の中で困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

### 2 主な取組

#### (1) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

横浜版子育て世代包括支援センターによる支援						
区福祉保健センターと地域子育て支援拠点が、それぞれの強み・ネットワークを生かして、より一層、連携・協働することにより、「横浜市版子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。						
また、センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、特に母子健康手帳交付時から産後4か月を中心に、継続した相談体制を充実させるとともに、母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安・負担の軽減を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				
妊娠・出産相談支援事業						
予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、安全な妊娠・出産等への支援につなげます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●					
妊婦健康診査事業						
母子ともに安全・安心な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●					

母子訪問指導事業						
母性の保護及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠届出者に対する母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児等への妊娠・出産・育児に関する保健指導・訪問指導を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

こんにちは赤ちゃん訪問事業						
地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、育児情報の提供や養育者の話を聴くことにより育児不安の軽減を図るとともに、必要な場合は保健師等の支援につなげます。また、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを地域で見守るまちづくりを推進し、児童虐待の予防にもつなげます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

乳幼児健康診査事業等						
先天性の異常や障害の早期発見・早期治療等を図るため、新生児を対象に、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施します。また、生後1か月・7か月・12か月に市内小児科医療機関で、4か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に区福祉保健センターで乳幼児健康診査を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。さらに、3歳児を対象に、視覚・聴覚の異常を早期に発見し適切な支援を行うため視聴覚検診を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

## (2) 地域における子育て支援

地域子育て支援拠点事業						
各区に1か所（サテライト設置区は6か所）ある、妊娠期から利用可能な地域の子育て支援の核となる施設です。親子が遊び・交流できる居場所の提供、子育て相談、子育てに関する情報の提供、子育て支援に関わる方のネットワークの構築、子育て支援に関わる方の人材育成、地域の中での子どもの預かり合いの促進等を行います。また、拠点外での支援の実施など、拠点を利用していない親子への積極的なアプローチ、子育てサークルの活動支援、地域における子育て支援の啓発等も行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

親と子のつどいの広場事業						
主にNPO法人などの市民活動団体の運営により、マンションの一室や商店街の空き店舗などを活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。また、一部の親と子のつどいの広場においては、普段から利用されている方の子どもを対象に、広場のスペースを活用した一時預かりを行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

子育て支援者事業						
保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流を勧めたり、相談に応じたりします。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場						
子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育所や幼稚園の資源を活用して、施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供を行うなど、地域子育て支援の場を提供します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

地域子育て支援スタッフの育成						
地域子育て支援の場（地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば等）のスタッフを対象に研修を実施します。経験年数や、施設内で果たす役割等に応じた体系的な研修プログラムを組み、子育て支援に必要な知識や技術の向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

### (3) 様々な課題に対応する学校の取組

児童生徒支援体制の充実						
いじめ等の様々な課題に対して早期発見、早期対応、早期解決できるよう、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭の体制を強化するとともに、組織的な判断・対応を行うため、校内のいじめ防止対策委員会において、定期的にケースカンファレンスを実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

### スクールソーシャルワーカーの活用推進・育成体制強化、関係機関との連携強化

多様化する子どもの課題に対応するため、校内体制の強化や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援するスクールソーシャルワーカーの活用を強化・推進します。また、各校を巡回し、学校のニーズへの適切な対応がより求められるスクールソーシャルワーカーの育成体制を強化し、支援の質の向上・平準化に取り組みます。さらに、区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

### スクールカウンセラーの活用

児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、全中学校ブロック及び義務教育学校等に小中一貫型カウンセラーを配置し、いじめ等、様々な課題を抱える児童生徒に寄り添い、専門性を生かした支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

## (4) 子どもを見守る地域の取組・放課後の居場所

### 放課後児童育成事業

全ての子どもたちが無償で「遊びの場」を提供するとともに、留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供することを目的に、小学校施設を活用して実施する放課後キッズクラブや、地域の理解と協力のもとに民間施設等にて留守家庭児童等に「生活の場」を提供する放課後児童クラブなど、放課後の安全で安心な居場所づくりを通じて、子どもたちに自主性や社会性を育むとともに、その健全な育成を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●			

### 地域における子どもの居場所づくり

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

### プレイパーク支援事業

木登りや泥んこ遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びを通じて、子どもたちの自主性や冒険心を育み、生き生きと活動するための遊び場・居場所であるプレイパークの活動を支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### 青少年の地域活動拠点づくり事業

思春期という大きな変化を迎える時期にある中高生世代の青少年の成長を支援するとともに、社会参画に向かう力を養成するため、気軽にかつ安心して集い、同世代・異世代との交流や様々な体験活動を行うことができ、また、スタッフが個々の状況に応じた対応をすることで青少年が抱える課題への予防的支援や早期支援を行います。地域で青少年を見守る環境づくりを進めるためのネットワークを構築し、地域人材・団体とより一層の連携を図ることで、「青少年の地域活動拠点」機能の充実を図ります。

ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	●

### 民生委員・児童委員による見守りや相談活動等

養育支援が必要な児童・家庭に対し、見守りや相談活動等を通じて、利用できる福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へのつなぎ役として、地域における要援護者支援を行います。

ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

## (5) 児童虐待防止対策

### 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。また、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、区役所や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関と共に支援方針を検討します。

ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

### 「こども家庭総合支援拠点」機能の整備

区こども家庭支援課に、児童福祉法に基づく拠点機能を整備し、区役所において、要保護児童等の支援が必要な子ども・家庭への支援を強化します。

ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

### 児童相談所の機能強化

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。また、児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、児童相談所等の再整備を進めます。

ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

## かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、横浜市と神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市で「かながわ子ども家庭 110 番 LINE」を共同運用し、神奈川県全域で児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

## 保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、児童相談所や区役所など関係機関と連携を取りつつ、一時保護には至らない程度に状況にある被虐待児童について、親子を日中に分離すること等により、虐待の悪化防止や改善が期待される場合に、当該児童を保育所で受け入れ、見守りを行います。児童へのケアや保護者への対応のためにより手厚い対応が必要な場合には、保育士を加配し、円滑な児童の受け入れ体制を整えます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

## 【主要施策Ⅱ 将来の自立に向けた子どもに対する支援】

### 1 施策の方針

- 養育環境等に課題がある子どもに対する生活支援や高校進学のための学習支援、地域における多様な体験活動等を通じて、将来の社会的、経済的自立に必要な知識・能力及び社会性等を身に付けます。
- 学校や区役所における相談支援や、奨学金等の経済的な支援により、就学継続や希望する進路の実現につなげます。

### 2 主な取組

#### (1) 生活や学びの支援

寄り添い型生活支援事業						
養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、食事、歯磨き、掃除などの生活習慣や、宿題等の学習習慣の習得のための支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

放課後学び場事業						
家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない小学生・中学生を対象に、大学生や地域住民等が中心となり、放課後等に学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

寄り添い型学習支援事業						
貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校等への進学を希望する中学生に対し、学習支援を実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げることを目的とし、講座の開催や、居場所等の支援を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	

地域における体験や学習機会の充実						
子ども食堂等の地域の居場所における食育体験・学習機会の提供やプレイパーク、青少年関連施設等における自然・科学・社会体験など、子どもたちが多様な体験や、様々な世代との交流を通じて、自己肯定感や将来の自立に向けた力を育むことのできる環境の充実を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	●

困難を抱える生徒への支援事業(ようこそカフェ)						
横浜総合高校において、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援や、キャリア形成支援を行う「ようこそカフェ」を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

市立定時制高校における「学び直し」による学習支援						
市立高校定時制（横浜総合高校・戸塚高校）において、ボランティアの協力を得て、生徒の到達度に応じ、国語・数学・英語の基礎を改めて学ぶとともに、基本的な学習習慣を身に付ける「学び直し」の授業を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

就学援助等対象者への中学校給食による昼食支援						
就学援助等対象者への中学校給食による支援について、必要とする生徒に支援が行き届くよう、年間を通じて実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●		

ヤングケアラーに対する支援						
幼いきょうだいや両親、祖父母の世話等を理由に、子どもらしい生活が送れず支援が必要なヤングケアラーについて、学校や地域等において早期に発見・把握し、相談支援や適切な福祉サービスにつなげていくなど、関係機関の連携のもと、取組を進めてまいります。						
また、子ども自身が支援を求めたり、周囲の大人がしっかりと相談を受け止められるよう、ヤングケアラーに関する理解を深めるためのリーフレット等を作成するなど、社会的認知度の向上を図ります。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	

## (2) 進学支援・就学継続支援

教育支援事業						
区の生活支援課に教育支援専門員を配置し、生活保護を受給する世帯の中学生とその養育者に対し、家庭訪問等による就学に関する各種制度や生活保護制度に関する情報提供、進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。あわせて高等学校等進学後の通学継続や高校生世代への支援を行い、将来の自立に向けて選択肢の幅を広げ、貧困の連鎖を防止します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	

## 高等学校奨学金

経済的理由により高校の修学が困難で、学業優秀な生徒に奨学金を支給します。また、市立高校の定時制課程に在学する有職生徒等に対し、教科書購入費を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	

## 就学支援金・学び直し支援金

所得制限を越えない世帯については、就学支援金が認定され、高校等に在学する生徒の授業料に充てられます。また、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間経過後も卒業までの間（最長2年）、学び直し支援金の認定を受ければ、授業料の負担がなくなります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●

## 高等教育の修学支援新制度

学ぶ意欲がある学生が経済的な理由によって大学等への進学・進級をあきらめることがないよう、令和2年4月から授業料等の減免措置と給付型奨学金の拡充を併せて行う高等教育の修学支援新制度が、国公私立大学等の制度対象校にて実施されています。本市は、制度対象校である横浜市立大学の設立団体として、授業料等の減免に係る経費を負担しています。

なお、国立大学及び私立大学については、制度対象校であれば当該校の授業料等の減免に係る経費を国が負担しています。制度対象校かどうかは、文部科学省のホームページ又は当該校のホームページ等で公表されています。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
						●

## 【主要施策Ⅲ 生活基盤を整えるための家庭に対する支援】

### 1 施策の方針

- 子育て家庭の様々なニーズに対応した一時保育事業等や、育児に不安や課題等を抱える家庭に対する支援等により、保護者の心身の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えます。
- 生活基盤の弱い世帯等に対する経済的支援や就労支援等により、家庭の自立を促進します。

### 2 主な取組

#### (1) 安心して子育てをするための生活の支援

##### 多様な「保育・教育」ニーズへの対応

保育所等での一時保育や乳幼児一時預かりなど、多様な保育・教育の場の確保を通じて、保護者の様々な働き方への対応を図り、子育てに対する不安感・負担感を軽減することで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもを養育する保護者を支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

##### 横浜子育てサポートシステム事業

人と人のつながりを広げ、安心して子育てができるよう、地域ぐるみの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境をつくることを目的とした会員制の有償の支え合い活動です。会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

##### 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

##### 産前産後ヘルパー派遣事業

家事・育児のサポートを必要とする妊婦及び5か月（双子以上の場合は1年）未満の乳児がいる家庭を対象にホームヘルパーを派遣し、子育て負担の軽減を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●				

## 育児支援家庭訪問事業

養育者の育児を支援することが特に必要と認められる家庭や出産後の養育について、出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、継続的に訪問することで、適切な養育が行われ、児童の健やかな育ちを支援します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

## 養育支援家庭訪問事業

児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助、養育状況の確認等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

## 横浜型児童家庭支援センター

子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、区福祉保健センターや児童相談所と連携し、各区で相談支援や短期預かり等を一体的に行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

## 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

児童を養育する家庭において、保護者の疾病や子育ての疲れなどの理由により、児童の養育が一時的に困難になった場合に、横浜型児童家庭支援センター等で、宿泊を伴う「ショートステイ」や夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」などの短期的な預かりを行うことで、子どもや家庭への在宅支援の充実を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●			

## 母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、様々な事情から支援を必要としている場合に、安心して自立に向けた生活を営めるよう、子どもと一緒に入所できる母子生活支援施設を運営するとともに、環境の改善に取り組みます。また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、自立支援担当職員を配置し、退所後も世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	

## (2) 経済的支援

児童手当						
児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

就学奨励事業						
経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校及び中学校への入学準備金について、入学前の時期に支給を実施します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

小児医療費助成						
子どもが病気やけがで医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（年齢により、所得制限や一部負担金あり）。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免						
一時保育事業や病児・病後児保育事業、放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ）等において、低所得世帯等に対する利用料の減免を行うことにより、経済的負担なく事業を利用できる環境を整えます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

## (3) 就労や自立に関する支援

生活保護						
生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障し、自立の援助を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

## 被保護者自立支援プログラム事業

区生活支援課に就労支援専門員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ジョブスポットや無料職業紹介を活用し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。

また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

※子どもの保護者等、世帯内に就労支援の対象となる方がいる場合を含んでいます。

## 生活困窮者自立支援事業

区の生活支援課に自立相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、ジョブスポット、無料職業紹介事業、就労訓練事業等を活用した就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

※子どもの保護者等、世帯内で支援を受けている方がいる場合を含んでいます。

### (4) 住宅確保に関する支援

#### 市営住宅申込時の優遇

中学校卒業程度までの子がいる世帯（子育て世帯）について、当選倍率を一般組より優遇します。また子育て世帯に限定した募集区分を設けています。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●		

#### 子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業(子育てりびいん)

子育て世帯の居住の安定を図るため、民間事業者が所有する子育て環境に適した良質な既存賃貸住宅として横浜市が認定した住宅に対し、家賃の一部を助成します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

#### 住宅セーフティネット事業

民間賃貸住宅の空き室等を活用した住宅確保要配慮者向け住宅（セーフティネット住宅）の登録制度、セーフティネット住宅への経済的支援及び居住支援等により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に取り組みます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

## 住居確保給付金(生活困窮者自立支援事業)

離職や廃業等に伴い収入が減少し、生活にお困りの方に対して、家賃相当分を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

※子どもの保護者等、世帯内に受給者がいる場合を含んでいます。

## 【主要施策Ⅳ 子どもの貧困の背景に留意した多面的な支援】

### 1 施策の方針

- 子どもの貧困の背景には経済的困窮に加え、両親の離婚や親との死別、外国籍であることによる言語の不自由さ、不登校やひきこもり、子どもや親の障害、家庭の養育力不足、DVなどの様々な要因が影響しています。それらの課題が複合的に絡みあっていることを踏まえ、多面的な支援に取り組みます。

### 2 主な取組

#### (1) ひとり親家庭に対する支援

母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親家庭等自立支援事業)						
ひとり親サポートよこはま(母子家庭等就業・自立支援センター)に就労支援員を配置し、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、就労支援員が区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。						
また、就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行うとともに、離婚前からの相談や、ひとり親であることの悩みなど就労以外の相談についても、区役所と連携しながら対応します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	
自立支援教育訓練給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)						
職業能力開発のため、介護ヘルパー等の一般教育訓練や、看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)						
高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### 高等職業訓練促進給付金事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修行する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### 日常生活支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化や病気、就職活動などにより一時的に家事・育児等に困っている方に対し、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### ひとり親家庭思春期・接続期支援事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学生に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、進学への不安や教育費の確保などの悩みへ対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●		

### 養育費確保支援モデル事業(ひとり親家庭等自立支援事業)

養育費の確保が困難なひとり親家庭に対し、調停申立や公正証書の作成等にかかる費用(収入印紙代や手数料等)の補助や養育費の立て替え払いの補助など、養育費の安定的な確保に向けた支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### 保育所等や一時預かり事業等の利用料減免

保育所等や一時預かり事業等を経済的負担なく利用できる環境を整えるため、ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯等)に対する利用料の減免を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

### 児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

ひとり親家庭等医療費助成						
ひとり親家庭等の子ども及び親等が医療機関に受診したときに、保険診療の自己負担分を助成します（所得制限あり）。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

母子父子寡婦福祉資金貸付						
母子・父子・寡婦世帯を対象に、技能習得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利子で貸し付けます。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	●

## （2）外国につながる子どもへの支援

保育所等における外国につながる子ども・家庭への支援						
保育所や幼稚園等における外国人の子どもの処遇向上のため、市基準の保育士や幼稚園教諭配置数に加え、職員を雇用するための経費を助成します。						
また、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用の一部を補助します。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●				

ニーズに応じた外国籍等児童生徒への学校への適応支援、日本語指導						
児童生徒、保護者のニーズに応じて、日本語支援拠点施設「ひまわり」、「鶴見ひまわり」における来日初期の集中的な支援や、学校に設置される国際教室、資格を持つ日本語講師、母語のできるボランティアなどにより学校への適応支援や児童生徒への日本語指導を行います。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

多文化共生総合相談センター						
市内在住外国人等への一般生活に関する相談対応や、国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの市民活動についての情報提供等を行います。また、専門的な情報提供が必要であると判断した場合は、適切な専門機関を紹介するなどの対応を行っています。						
ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

国際交流ラウンジ						
市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
	●	●	●	●	●	●

### (3) 不登校児童生徒への支援

ハートフルフレンド家庭訪問						
家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、心理を専門的に学ぶ大学生・大学院生が定期的に家庭訪問を行い、会話や遊び等、児童生徒にあった諸活動を通じて、社会的自立に向けた支援を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

ハートフルスペース						
週1～2回通室し、支援員との創作活動や軽スポーツ活動等を通じて、不登校状態にある児童生徒の自己肯定感と相互の信頼関係を育むとともに、社会的自立に向けた相談・指導を実施します。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

ハートフルルーム						
不登校児童生徒の基本的な生活習慣の確立、基礎学力の獲得、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた支援・相談を行います（原則として、ハートフルスペースへの通室を経たからの入室となります）。また、児童生徒の保護者同士の情報交換会を行います。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

アットホームスタディ事業						
ひきこもり傾向にある不登校児童生徒を対象に、オンライン学習教材のアカウントを発行し、家庭での学習機会の確保及び学習の定着を目指します。						
ライフステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

### 特別支援教室等を活用した不登校児童生徒への支援

在籍級には登校できないものの、別室であれば登校できる生徒を対象として、特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等を配置し、校内の教科担当による指導やICT教材の活用等により、一人ひとりの状況にあった支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

### フリースクール等の民間教育施設との連携

民間教育施設への委託により、訪問員が不登校児童生徒の家庭を訪問してオンライン学習教材を活用した学習支援等を実施するとともに、浦舟複合福祉施設を活用した不登校児童生徒への支援を実施します。また、民間教育施設と連携し、協働事業等を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●	●	●

### 不登校児童生徒支援コーディネーター

不登校児童生徒支援コーディネーターの配置により、児童の多様な学びの場の確保や社会的自立に向けて、学校や教育委員会、フリースクール、保護者等との情報交換や連携を促進します。また、保護者の会への訪問や保護者へのヒアリングを通じて、ニーズを把握し、一人ひとりの状況にあった支援の充実を図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
			●	●		

## (4) 社会的養護を必要とする子どもへの支援

### 里親・ファミリーホーム委託の推進

様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう、里親等の担い手の確保及び育成を行い、委託を進めます。また、里親や養子縁組等の家庭養育をより一層推進するため、制度が広く市民に認知されるための広報・啓発を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
		●	●	●	●	

### 施設等退所後児童に対するアフターケア事業

施設等を退所した児童の孤立を防ぎ、自立につなげていくため、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施するとともに、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップを行います。

また、施設退所者等が気軽に立ち寄り、相談したり、情報提供を受けたりできる居場所である「よこはま Port For」を運営し、必要に応じて個別支援につなげていきます。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
				●	●	●

### 資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得のための費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●

### 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●

## (5) 困難を抱える子ども・若者への支援

### 青少年相談センター事業

ひきこもりや不登校など、若者が抱えている様々な問題について、電話相談や来所相談、家庭訪問、グループ活動などを通じ、社会参加に向けた本人及び家族への継続的な支援等を行います。また、若者支援に携わる関係機関及び団体を対象に研修を実施し、支援者のスキルアップを図ります。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

### 地域ユースプラザ事業

青少年相談センター及び若者サポートステーションと連携し、ひきこもり等の様々な困難を抱えている若者に対し、総合相談、居場所の提供、社会体験・就労体験プログラムなどを通じて自立支援を行います。

また、支援につながっていないひきこもり等の若者を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、専門相談及びセミナー・相談会を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

## 若者サポートステーション事業

働くことに自信が持てない、仕事の選び方が分からないなどの不安や悩みを抱えている若者とその保護者を対象とした個別相談、就労セミナー、職場体験プログラム等の支援を提供するとともに、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、就労に向けた資格等取得に係る支援や相談支援を行います。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※「サボステ・プラス」（愛称）として、40歳から49歳までの方を対象とした取組です。

## 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業

若者サポートステーションを利用する若者のうち、生活困窮状態にあり、複合的な課題を抱える若者に対する相談支援を行います。

また、就労が困難な生徒を多く抱える高校に対し、職業意識の醸成やキャリア形成を図るための支援を行うため、学校との連携のもと、定期的に出張相談等を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

## よこはま型若者自立塾

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象として、それぞれの状況に応じて合宿や農作業等を中心としたプログラムを提供し、低下した体力を回復するための体力づくりとともに、共同生活による生活リズムの立て直しや他人との関わり方など、生活改善に向けた支援を実施します。

ライフ ステージ	妊娠・出産期	乳幼児期	小学生	中学生	高校生世代	20代前半の若者
					●	●※

※39歳までの若者を対象とした取組です。

## 1 計画の推進体制等

- 本市では平成 28 年度から、外部有識者等を含む懇談会形式の「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を設置し、子どもの貧困対策の取組に関する意見交換や、支援者間のネットワークづくりを行ってきました。
- また、子どもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野に係る総合的な取組が必要であることから、こども青少年局、教育委員会事務局や健康福祉局などの関係局区間の情報や課題の共有等を目的とした庁内会議を開催しています。
- 第2期計画の推進にあたっては、上記の会議において事業の実施状況や課題などに関する議論を行い、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策を進めていきます。

## 2 様々な主体による計画の推進と人材育成等

- 子どもの貧困対策は、困難を抱える子どもや家庭に、日常の様々な場面で気づき、見守り、支援につなげていく方や、専門的な支援を担う方など、多くの方が役割分担をしながら支えていく取組です。
- また、行政だけでなく地域の皆様や企業、関係団体など様々な方がそれぞれの立場や視点から主体的に支援に参画していく必要があります。
- そのためには、支援に携わる方が子どもの貧困に関する共通認識を持ち、必要な地域資源につなげたり、活用するといった視点から、子どもの貧困に関する感度や支援のスキルを高めていくことが重要です。また、地域のボランティアの方など、支援に携わる方の中には、日ごろの子どもや家庭との関わりの中で悩みや不安を抱えていたりする場合もあり、行政としてしっかりとサポートしていくといった視点も必要です。
- 計画推進にあたっては、上記視点を踏まえた人材育成や情報共有・ネットワークづくりにも取り組み、支援の充実を図ります。

### 3 国や県などの関係機関との連携

- 計画の推進にあたっては、国や県など関係機関との連携を図っていくことが重要です。
- 国においては、「子どもの貧困対策会議」を中心に、施策の実施状況や対策の効果等を検証するとともに、関係府省が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、一体となって子どもの貧困対策を推進しています。
- 神奈川県においては、県市町村連絡会議を開催し、地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換等を実施しています。
- 社会全体で子どもの貧困対策を効率的かつ効果的に進めていくため、国や県などの動向を的確に把握するとともに、一層の連携により、子どもの貧困対策を推進していきます。

### 4 情報発信・情報提供の推進

- 本市では第1期計画に基づき、子どもの貧困に資する支援の充実に取り組むとともに、リーフレットなどの広報物やホームページなどの活用により、幅広く各施策の周知を行ってきました。
- 一方、令和2年度に実施した子どもの貧困に関する実態把握調査では、困難を抱えている子どもや家庭において、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないといった状況が依然として見られました。そのような子どもや家庭を早期支援につなげられないことにより、より困難な状況となり、貧困に陥ってしまうことはあってはなりません。
- 第2期計画の推進にあたっては、子どもの貧困対策に関する取組について、制度の概要や相談先等を横断的にまとめた子どもや家庭向けの支援ガイド等の作成や、SNS を活用した相談体制の推進など、当事者の立場に立った分かりやすい情報発信・情報提供を行い、必要な方に適切な支援が届くよう、取組を進めていきます。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
1			○				様々な面で支援が必要なケースが多いので、行政の縦、横のつながり、連携を図ってほしい。相談しても「管轄外だから」と他の部署にたらい回しをすることがないよう対応していただけたらと思います。
2						○	支援する施設(学校、保育園、幼稚園等)に担当する職員を配置する際、余裕をもった人員配置ができるよう配慮していただきたい。日々の業務に追われている人には相談しづらい。支援が必要な人に寄り添える体制づくりをお願いします。
3			○				早い段階で素晴らしい人たちと出合えるような環境が整っていることが大切だと思います。親が意識、志の高い人に囲まれて育児できることこそが子どもの貧困を防いでいくのでは？そのためには産院から関わる人材が高い意識とスキルを備えていること。その人たちが次に続く支援者たちと同じ思いで連携していることが不可欠です。産院からの支援者たちの横断的な交流・人材確保・スキルアップによるプロ意識向上のための施策が必要かと思います。
4	○						貧困は親の精神や発達の障害と子どもの支援、更に教育は切り離して考えることができません。学校教育の場に全て対応できる様な統合施設を作り、家庭を支援できたら良いと思います。①親を医療につなげる役目、②子どもを医療につなげる役目、③社会的資源につなげる役目、④愛着をもってかかわり育てる役目、⑤学習を教える役目、⑥子どもの安全を保障する役目(①心理士、保健師②児童心理士③社会福祉士④保育士⑤教師⑥警官 ※学校現場に負担がかかり過ぎている様に見え、問題が大きくなってから、それぞれが対応している。)。役割を分担し、きちんと支援、教育を受け、貧困連鎖が起きないようにすること、児童保護施設の増設も含め考え、保育料の無償化を止め、子どもの教育に予算を掛けてくれる国にしないと、未来は暗い。高齢者より子どもの命、心を一番に考えられる大人が増えて欲しい。
5				○			主要施策2 放課後学び場事業の他に放課後遊び場事業もあるといいと思った。4年生以上の子が参加でき、リーダー性を習得できるようにするとか。 児童期の3間(時間・空間・仲間)が、SNSの発展で、便利な一方で、子ども同士のコミュニケーションや人間関係が低下し、孤立へと導いてしまう。 仲間が学力や能力を補うために塾や習い事へ行くと、遊びを通しての関わりが、つくれない。 児童期には、遊びを通して、感じとるものが大切な時期に、3間を活かせる支援も取組んでいくべきだと思いました。
6		○					幼い子どもから発信することは不可能であり、おとなも又、発信する方法も分からない場合が多いと思います。見守る観察者と各機関の連携が不可欠だと考えます。
7		○					皆、各々が自分がどこに連絡すれば良いかを明確にされていることがまず第一と思います。
8			○				様々な対策が行われており、少しずつ改善されてきている。その中で、支援があることがわからない、手続きが大変だと思っている人がいるかもしれない。でも、地域や学校等から連絡はいく筈だと思う。あとは、関わりを持ちたくない、自分から声に出せない、学校等に行けず、状況が知られていないなどの人たちへの支援や、対応がされているかがわからない、今、戸籍のない子はいないのか。
9	○						福祉施設関連の職場は人材不足が常態化している。待遇面の貧弱さが原因であり、質の高い人材も集まらない。ソフト面にも力を入れて欲しい。 人材が充足することによって、援助、支援が必要な市民に行き届いた手が差しのべやすくなる。家庭訪問でFace to Faceの対応を充実させることによって困窮状態や虐待等把握しやすくなる。問題の早期発見にはそれに関わる人材の充実が必須です。 ハード面の量産よりソフト面の充実を。
10					○		児童手当は18歳までは続けて欲しい。源泉所得税の税率が下がるからだとは思いますが、低所得の場合月々の税金は数千円。 毎月1万円の手当がなくなるのは大きい。
11						○	児童扶養手当は所得が上がるとそれに応じて下がってしまうため、給料が上がっても毎年の収入は変わらない。特に、高校になると児童手当もなくなるので収入が下がってしまう。尚且つ、子どもが成長するにつれ教育費が増えるのに手当が減ってしまうのは非常に困る。 18歳になると医療費の助成もなくなるので、高等教育の支援制度など教育費の助成があるのは知っているが、少なくとも20歳まで医療費の助成を続けて欲しい。 生活保護の方が収入が多いのも不公平感がある。
12	○						素案の4ページ「計画の進捗状況の把握」の高校生の欄が全日制と定時制が合わさった状態で「直近の現状値」「目標値」が掲載されております。就学継続率も進路決定率も全日制高校と定時制高校では大きな開きがございます。その平均値を市民が見た場合、勘違いしなければよいと思いました。 子どもの貧困状況は、進学重点校のある全日制高校と評定がオール1でも入学できる定時制高校では大きな違いがあることをご理解ください。 生活保護世帯数や就学支援金受給世帯数についても、調査しているかも知れませんが、経済的に非常に困っているのは圧倒的に定時制高校に通っている生徒であることをお伝えいたします。
13					○		学齢期の援助金を充実させることには賛成です。 市からいろいろな補助金が出されますが区役所などから保護者へ直接渡すと、子どものために使わずに他のお金に回されてしまうことがあります。 学校への振り込みなどにしてもらえると教材費など学校に納めるものにきちんと使われるようなシステムの構築をお願いします。
14	○						0歳から中学卒業まで、地域の住民が安心して子ども達を見守れる様に、行政のバックアップをしてもらいたい。何か問題事があった場合には、行政も一緒に解決をして、責任を共有出来る体制作りをしてもらいたい(責任を事業者だけにしない)。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
15				○			生活支援とは具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか？ 中学生の大半が所持するようになったスマートフォンの使い方やお金(特に多くの奨学金は将来返済の必要がある借金であることをきちんと本人に説明する機会を設ける)などの支援も含まれているのでしょうか。 生活支援として入浴や洗濯なども大事なものは理解しますが、プラスアルファで令和の時代にあった生活支援のアップデートを期待しています。よろしくお願いします。
16			○				子どもの貧困に関する情報が途中で途切れていることに問題を感じている。幼少期のことが、就学以降の育ちに影響を与えていることが多いはず。 保育要録のような紙や口頭ベースではなく、横浜市内であれば、共通のデータベースを作り、未就学時期→小学→中学→高校と、継続して関連する機関が、子ども個人の経過を確認出来る仕組みが出来るとを願っています。
17	○						大変興味深い施策ですが、これらがスローガンにならず具体的に実行されるためには根本的な社会の仕組み、政治、経済の改革が必要だと思います。このままでは貧富の格差は広がるばかりです。横浜市がこれからの持続可能な共同体の在り方としてフロントランナーになれるよう、その中核となる施策が子どもの貧困対策となるよう期待しています。
18	○						貧困の連鎖が続いている原因(数値化)を子どもたちに伝えていく。例:親が離婚している→その子どもが離婚する傾向が高い/親が高卒で大学・専門学校に行っていない→その子どもも同じ道を歩みやすい等。 生活をするには、いくら稼ぐ必要があって、年収いくら未満だと相対的貧困になるなど、具体的かつ現実的な話を早いころから伝えていく。貧困連鎖を断つために、自立をする為にはどの程度の学歴・稼ぎが必要なのかを具体的に繰り返し伝えていく必要がある。現実的な話をするにより、自分自身の現実を変えていけるチャンスにつながる。
19		○					大学や専門学校の費用を負担する制度を手厚くする分、アメリカのような学校を卒業するまでの過程を難しいものとして行く。
20						○	横浜市は、人口が増えていることもあり、子供たちが生活保護世帯困窮世帯に属さず、納税者になれば、更に増税が見込まれるようになるかと思えます。公務員として、暮らしやすい街づくり、横浜市民を巻き込めるように地域活性化を強く望みます。
21	○						市民アンケートでは、一人親の家庭の低所得者の方達が困難を抱えており、公的な支援を知らない人が多いとの結果が出ていました。ターゲットが明確なので、その方達にわかりやすい支援策一覧を作成して郵送、ネット等で質問を受けてその後相談員が訪問するなどの対応があると良いと思いました。
22						○	社会的養護を必要とする子どもの支援において、母子生活支援施設の活用
23		○					子供の貧困を減らす為スーパーで買い物できる金券を毎月配布したら良い。タバコ酒以外の食品に使える。 アメリカではフードスタンプやWICプログラムなど既に行われている。 日本の子供は低身長や体重が少ない傾向にあるので低所得者や1人親世帯に金券を配布したら良い。
24			○				地域における子どもの見守りや、居場所づくりとして、プレイパーク事業を、推進する要望が多く感じます。特に、コロナ禍において、スポーツクラブや学校開放が少なくなって、利用者が増えています。 また、子育て親の集う場所にもなって、子どもの虐待防止になると感じています。
25					○		4人子どもを産んだのに、支援が薄い。少子化に貢献できて良かったと思う反面、 保育園も入園しづらく、入園できたと思ったら、第3子だろうが、第4子だろうが、保育園に兄弟児がいないと第1子扱いになるのは納得いかない。 小児医療費助成もせめて小学6年生まで無料で、中学から500円にしてほしい。小学生までは身体が弱い。 こどもがたくさんいる家庭ほど、貧困ひっ迫してしまっている。 いくら両親が共働きで頑張っても、これから子どもにかかる将来費用を考えると、ローンも払いながら先行きが、不安でしかない。 老後の心配まで、いまは考えられない。
26		○					ひとり親世帯や貧困世帯が正規雇用で安心して働くため、保育施設の担う役割は非常に大きいと考えています。ただ、保育の場を増やせばいいというだけでなく、現場で働く保育士の「保育の質の向上」及び「保育士自身の人間力、QOLの向上」が重要かと思えます。 保育士が一社会人として社会に貢献していけるよう、研修の機会を増やすことができれば良いと思えます。また、保育士は離職率が高いので、専門学校の段階から社会人としての基礎力、一般常識、保育士の給与のしくみ等を学べると良いかと思えます。
27			○				2年前から子ども食堂を運営しているものです。新型コロナウイルス影響下でも対策に気をつけて活動しているのですが、子どもがなかなか来なくなってしまっています。食事を配っているところもあるとのことですが、私たちがこれまで行ってきた取組とのギャップもあり葛藤しています。 子どもたちに手を差し伸べたい。だけれどどのようにすればよいかわからない方たちも多いと思えます。横浜市としてもしっかり応援していただけないでしょうか。
28		○					子どもの貧困と学力について そもそも、義務教育期間は学校に通学していれば学力の保障はされるべきで、貧困のため学習塾に行けない、等は、問題になることがおかしいと思う。まずはしっかりと学校での学力の保障がなされるべきと考えます。
29		○					安心して子育てをするため 現在の保育園が子どもを選ぶような状態では安心して就労、子育てはできないと思う。行きたい保育園へスムーズに行けるようにしなければ、どこかに無理を強いられながらの子育てになってしまっていると思えます。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
30		○					幼児教育の無償化についてはどれだけ意味があったのかしっかり検証ができていないのか。無償化という聞こえはいいし、助かっている人もいると思うが、一律で無償化するのはおかしいという考え方もある。少子高齢化で税収が厳しい中、お金の使い方は横浜市としてもしっかり考えるべき。子どもの貧困対策を進めていくことについては賛成。お金の問題である面が大きいと思う。減免制度の拡充が必要ではないか。
31							○ 多くの支援があることが子どもの貧困を解消することではないと思う。支援はしっかりと使えなければ意味がない。そのためには本計画にのせている支援について、しっかりと周知しなければならない。ただ書いているだけ計画を作っただけでは意味はない。
32		○					たくさんの細やかな取り組みや支援があるのだとわかりました。貧困の連鎖を断ち切ることが、目標だと思います。そのためには、子どもへの教育の機会が未来ある子どもを育てます。教育現場の人員を増やし、知識と教養のある大人が子どもをサポートするべきだと思います。人まかせ、教養の無い親は、どんなサポートをしても変わらない。産めば、誰かが何とかしてくれると考えているのでしょうか。そのような大人を増やさないために子どもへの教育を手厚くサポートしてあげたい。
33							○ ヤングケアラーの子どもたちについてもしっかりと支援しなければならないと思います。横浜市ではどれくらいヤングケアラーの学生がいるのか。しっかりと状況を把握しているのか。自分の親が病気だということを子どもからは言い出しにくい。そういった子どもをしっかりと見つけ出して、助けていかないとけない。
34	○						親の心得(子育ての楽しさ、大変さ、大切さ)みたいな事を妊娠期よりサポート、教育していく。オンライン受講必修事項を全て受講し終ると、何か税制上の優遇が受けられる等はどうか。子どもが就学前までは区役所、小学校以降は各教育施設を使い実施。
35			○				住宅ばかりで公園、緑地が少ない。ただの公園ではなく落ちついた、おしゃれな公園。(※広さも必要)老若男女が集まる公園。支援ステーション。
36	○						子どもが大人になる前の学齢期の時期は非常に大切だと思う。施策についてはどの取組が学齢期にあたるかをわかりやすく示せばよいと思った。
37	○						学校現場で働いているが、計画をみってみると子どもたちを支援する多くの事業があることがわかった。他の教員もそうだが、どこまで皆理解しているのか。しっかりと理解してもらうことも大切かと思う。
38			○				学校現場ではスクールソーシャルワーカーが足りていないと感じる。配置の充実が必要ではないかと思っています。
39	○						支援が必要な人ほど、行政や民間企業の行なっている支援を受けられない。自分で進んで情報を集めたりする力がない家庭が多いように感じる。本計画もそうだが、様々な支援があるのであれば、しっかり広報をして、利用してもらわなければならない。
40						○	児童養護施設の子どもたちへの支援も必要。
41	○						計画の周知が重要。
42	○						子どもの孤立を防ぐためには、児童館の整備が必要。
43	○						感染症で困っている人に向けた施策も必要。
44						○	保育園に子どもの貧困についての施策は届いていないので、保護者から相談を受けても、区役所を勧める程度の事しかできていないので、子どもに関わる施設向けの発信をもう少しの方がよろしいと思います。
45						○	保育要録等で子どもの発達面の申し送りはされますが、家庭事情については、特に確認がないので、伝えていいものか悩む時がありますので、小学校側の確認項目として、共有されていけば漏れがなく接続できると感じています。
46			○				支援につながっていない子どもや家庭がまだまだ多いように思う。小さい頃から地域の人との関わりや、保育所や学校などで適切な大人との関わりを持てるのが大切だと思う。貧困になってしまった後で気づくのでは遅い。
47				○			学習習慣の基盤というものは、子どもが小さい段階から育てていくものだと考える。中学生や高校生になってからでは遅い子どもも多い。子どもたちがやる気を無くしてしまう前に学習支援を始める必要があると思う。
48	○						対策を行なっていくことに関しては賛成。色々な支援の事業があることを知らなかった。本当に困っている人を助けて欲しいと思うが、その線引きは難しいのではと感じる。
49			○				経済的な問題から塾に行くことのできない子どもを散々見てきました。家庭の経済状況によって子どもの学習環境といった面で差がつくのはあってはならないと思います。学歴社会の日本においては高校や大学に進学することは必須です。横浜市としてもそういった子供たちを対象として、学習できる場所を今後も増やしていきましょう。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
50	○						貧困率が7.7%からどうなっているのか。わかりやすく全体の数字があると良いのではないのでしょうか。
51	○						全体的に貧困率は下がっているように思えるが新型コロナの影響もある中でなぜ下がっているのか。困っている人は増えているのではないのでしょうか。
52	○						2ページの子供の貧困対策に関する大綱(概要)が見つらい。
53	○						子どもの貧困対策としては、これからも拡大して実施していくべきだと考える。対策をしっかりと進めてほしい。
54					○		子どもの医療費無償化を中学校卒業まで、できれば高校卒業まで実施してほしい。
55					○		保育園を希望する場合どの子どもも入園できるように整えてほしい。兄弟の場合、保育園が分かれることなく入園できるようにしてほしい。
56					○		保育士の給与が低すぎるので、引き上げて保育士の離職を防いで欲しい。
57		○					学校での学習ツールがパソコンやタブレットに変わることのデメリットについてもしっかり考える必要がある。手書きで何度もくり返し書くことで記憶に残りやすく、子どもたちの理解力向上につながると考えられる。いじめられていて不登校気味の子どもたちにとっては、学校に行かずとも学習できることはメリットかと思うが、デメリットがあることも踏まえて、取り組んでいく必要がある。
58	○						計画全体はバランスが取れていると感じた。様々なセクションが関係していると思うが、行政にありがちな縦割りにならないようにお願いしたい。
59	○						支援の種類は多いがわかりづらい。困っている人が使い易いように名称や説明を分かりやすくしてください。
60		○					子どもの貧困は親の貧困が原因。特にシングルマザーの貧困が深刻。すぐに支援を受けられるよう手続きを簡便にして欲しい。
61						○	ここに相談すればワンストップですべての支援情報に繋がるという窓口や仕組みを作って欲しい。介護保険のケアマネジャーのようなコンシェルジュが必要。
62					○		外国籍の子供は日本に数ヶ月住んでいれば、表面上は日本語を話すことができるが、言語として身につけられているかはまったく別物。周囲がそこをしっかりと読み取ることが必要。彼らが将来落ちこぼれることなく、安定した生活を送るためには日本語の習得をサポートして、違う文化背景を受容できる環境づくりが大事だと考える。日本語が不自由なことはハンディだが逆に言えば日本語を習得すれば彼らはバイリンガルとして活躍の場が広がる。外国籍は対策を考える上では外せない視点。
63			○				現実的に低所得の方が出てきてしまう、それを止めることはできないと思います。ただ、周囲の大人たちが協力して困っている人たちを助ける、極力貧困になるリスクを軽減することはできるのではないかと思います。私たちのように食堂を運営している民間の人、企業の人、多くが地域にはいます。専門性はないかもしれませんが普段から子供と接していて様々な問題に気づく場合もあります。皆で協力して対策をしていく、そんな優しい地域づくりを目指していければと思います。
64					○		児童養護施設を出た子ども、まだ20才にもいかない子どもにとって自立した生活を整えていくのは非常に難しいと思います。最近は虐待件数も増えており、こういった子どもたちも増えてくるのではないのでしょうか。横浜市としても子ども一人ひとりの支援をしっかりと行ってもらいたい。
65				○			この日本で安定した生活をしていくということは学歴が大事。しっかりと学校に行けるような支援も必要だと思います。
66					○		国で子どもの貧困法が成立してから子どもの貧困は改善していないように思える。コロナの影響で家計が厳しい人たちが増えていくと、子どもたちにしわ寄せがきてしまうのではないのでしょうか。
67	○						横浜にどの程度貧困の子どもがいるのでしょうか。この計画にも書いていないように思います。
68		○					第4章に記載されている(2)つながりを重視した教育保育の推進について、保育園と小学校との円滑な接続しか取り組みがないのは何故か。子どもの学力保障が重要であるという考えであれば小学校と中学校のつながりも大切だと考える。
69					○		貧困の子どもというのはどういう状況におかれている子どもか、税金を使って支援していくということであれば年収いくらまでというように決めていかなければならない。支援がいらない子どもにお金をつかう必要はない。
70					○		生活保護のあり方をしっかり評価すべき。なぜこの人が生活保護をもらっているのかという人が多すぎる。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
71	○						三人目の子供に対して、保育料の無償化、高校無償化をして欲しい。将来的に貧困につながり、少子化にどんどん向かってしまうことを金銭面から助けて欲しい。人口は国力。横浜が日本を引っ張っていく気概を見せて欲しい。期待しています。
72		○					保育園はとにかく人手不足です。寿退職者が出やすく、育休の間の臨時雇用すらまなりません。年がら年中募集中という状況です。
73			○				社会福祉法人というくりで、その地域で貢献できるメニューが分かりにくいです。地域貢献事業に思いはありますが、法人も人手不足です。横浜市の当局としてのご努力にはいつも感謝と敬服しております。
74				○			貧困＝お金がないだけではない。といった認識が必要。子どもたちがいかなる環境に生まれても生活や学習が平等に保障され自分の将来に希望が持てるようにするために横浜市が先頭立って支援を行なうこと。貧困家庭にこの対策の情報が届くような方法を考えていくこと。現状はそうならないように思える。
75	○						取組の視点の妊娠、出産期からの切れ目のない支援体制が届く仕組みづくりは大変大事だと考えます。子どもにとっての1年1年は大事。抜け目がないようにお願いします。
76	○						計画に書かれている事業のところ、支援する子どもや家庭の年齢があれば取組の視点ともつながると思いました。
77	○						調査の対象が小学5年生と中学2年生なのはなぜでしょうか？様々な施設にヒアリングしていますが、個別の結果が知りたい。
78	○						貧困が子どもの将来に直接影響を与えることは間違いない。貧困対策としてあげられた基盤の中で、特に未就学期、高校生の時期(義務教育でない部分)に行政の力がより求められると考えた。
79	○						現在の日本ではセーフティネットが整備されているため、絶対的貧困を考える必要はないと思いますが、現場では相対的貧困はかなり深刻。子どもは勝手には貧困にはなりません。まずはその親の貧困を考えることが対策につながると考えます。対策としては、金銭的な給付だけでは結局効果はないと考えます。社会参画のための就労支援(どこでもいいからとにかく働くということではなく)など自立をサポートする支援が要だと考えます。
80	○						これだけ色々なサービスがあることに驚きました。その一方で、行政サービスが子どもに知られていないのは、本人が貧困に気づいていないからではないでしょうか。そしてその親も色々な支援があることに気づいていない。市役所からもこのような場合にはこのような支援が使える、というのを伝えてもらえる対策はよりよいものになると思いました。
81	○						現在はコロナ禍でもあり、子どもの貧困対策は重要かつ急務だと思います。私は社会福祉法人の理事長として、行政とともに協力してできることはしたいと思えます。
82				○			生活支援、学習支援事業に加え、体験を通して学ぶ、伝統、社会性、科学的物の考え方が将来の自立に向けて重要と考える主要施策Ⅱは有益な取り組みと考える。
83						○	不登校児童生徒への支援は市の施設だけでなく学区の近く、地域に密着したNPO法人等の利用を積極的に活用し、市、学校と連携しながらきめ細かい支援(学習面と生活面)に寄り添いが必要。そのため民間教育施設、NPOの活用が求められると良い。
84						○	子どもの様子も数10年前とは、全然違っていると思っていたが、人を信用できない、と答える生徒がこれだけいることに驚いた。子どもの精神的な支えを求められていることだと思う。必要なのはお金の支援だけではない。
85	○						第3章社会全体で子どもの貧困対策の推進となっているが、地域や企業まかせにしてはだめ。行政としてももしっかり取り組んでいかなければならない。一人ひとりが当事者意識をもって対策に取り組むこと。それぞれが自分のやれることをしっかりできる対策となることを願います。
86			○				子ども食堂は貧困の子どもたちのためだけの居場所ではありません。スタッフさんも頻繁に来れるわけではないので毎月1回しか開催できていませんが、本当に色々な家庭で育つ子どもたちが来てくれる、という印象です。会場費もかかるので、子ども食堂のために使える補助金があればいいと思いました。横浜市が支援してくれるととても助かります。
87	○						子どもの支援には子ども自身の希望や意見を取り入れることが必要。こうした機会や窓口を作ってほしい。
88	○						子どもを支援している地域の子ども食堂や学習支援団体、フードバンクへの支援・連携を強化してほしい。
89	○						親の支援につながるためのケアマネージャーのような役割の人が必要。支援は多種あるがなかなか利用できていないと思うので、ワンストップで支援につながるようにしてほしい。
90	○						計画に書いてあるが、貧困の子供だといっても状況はいろいろ。行政だけでなく、いろいろな力を結集して支援していかなければ、と思う。貧困の子どもを支えよう、という雰囲気や皆で作って行けたらと思う。対策が有効になり、必要な人に支援が届くよう願っています。
91			○				最近では地域の中でも子どもたちの様子が見えづらくなっているように感じます。地域の様々な場所で困難を抱える子供たちを見つけ出していくという重要性はわかります。子どもの時間は学校だけではなくありません。放課後の居場所づくり、安心してみんなで楽しむことのできる居場所を求められているとひしひしと感じています。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
92	○						日本は高齢者に対してお金を使いすぎている。少子高齢化社会で今後ますますお金が必要になるのではないかと。そういう意味だと未来ある子どもにもっとお金を使ったほうがよいと考えます。横浜市も多くの計画を作っているが、子どもの貧困対策は本当に重要だと思う。子どもたちのこれからを守るためにしっかりと対策を打ってほしい。
93	○						5年前から地元で子ども食堂を開設しました。貧困対策として始めたわけではないですが、子どもたちに少しでも笑顔になってほしいという思いから有志を募りました。始めたころは2月に1回程度でしたが、週に1回開けるまでに至りました。定年退職された方が中心ですが、スタッフさんの数も増えてきています。子どもたちの笑顔を見るのが何よりの楽しみです。ただ、コロナで思うように活動できていないのか歯がゆいです。知り合いの運営している子ども食堂も中止していると聞いています。このまま子ども食堂がなくなってしまう心配です。横浜市も応援してもらえると助かります。
94					○		全体的にまとまっていて良い取組だとは感じます。生活困窮世帯は医療機関も中々受診できず、健康格差があるとの考察もあったかと思う。子どもの年齢を問わず、所得制限の撤廃を検討してもらいたい。
95	○						色々な対策があるのは計画でわかる。行政の役割としてはこういった対策があるというのをしっかり発信していくことも大切。
96				○			日本は学歴社会、貧困対策は子どもの学習支援につけると思う。貧しい子どもたちにもしっかり学習できる環境を今よりどんどん整備してもらいたい。
97		○					貧困化が進んでいて対策を考えるのであれば、税金を免除していただきたいです。横浜市では水道代もこれからあがるし、みどり税といいたいどうでもいい税金の見直しを考えてもらいたいです。
98		○					母親が働こうとしても保育園満員で預け先がなく働けない。真剣に行政がそこを解消しないと貧困化は止まらないと思います。
99	○						法律が出来てから数年経っている。これまで進めてきた対策がどのように効果があったのか。貧困率はどのように下がっているのか。効果的な施策はこれからも行っていかねばならない。
100	○						まずは子供の人口を増やす施策が必要。 高等教育に進みたくても大学、大学院の入学金、授業料がOECD加盟先進国と比較しても日本は高い現状。 横浜市の子供の人口を増やし、私学も含めて大学院まで自己負担を現状より軽減し通える制度を整える。 若い既婚者世帯を誘致し子供を一人つくるのにあたり市が独自の給付金を支給する。これは以前よりフランスでも行われ、福島県など地方行政でも同様の施策があります。 自治市であるのと同時に日本の西洋貿易、文化の入り口である都市であることから、国際的な感覚を持たせるために積極的に交換留学を市が整え、子供達が教科書から世界を知るのではなく、山下町や大黒埠頭を見てイメージさせることでキャバを広げさせる。 劣悪な環境の子供を1人も置き去りにすることなく、差別もなくフラットに教育を受けられる土台を作る。
101	○						学校では家庭がどう困っているのか、見えづらい部分がある。子供によっては家のことを話したくない。虐待がなければ児童相談所や行政からもアプローチができない。スクールソーシャルワーカーも巡回しているが、それでも学校だけでは対応は難しいと感じる。子どもが貧困になってしまうのは、ほぼなんらかの課題が保護者にあるのではないかと。親への支援が子どもの貧困対策には重要と感じる。
102						○	横浜市の給付型奨学金の金額と件数を大幅に増やすべきだし、そもそもの横浜市立の公立大学をもっと増やすべきである。もちろんその公立の大学には9割以上横浜市枠を設けるべき。まずは手始めに1学年300人規模の工業高専と1学年150人規模の商業高専を設けるべき。貧困の連鎖を断ち切るには教育しかない。
103						○	所得区分2と3の世帯で年間160万の大学費用を出せる世帯がどれだけいるかを考えてみればいい。子供が2人とか3人いてもその費用を捻出できると考えているのか。所得区分3でもかなりきつい。
104	○						高校生や大学生にはアンケート調査を行っていないのでしょうか。彼らも対策の対象なのではないですか。
105	○						コロナの影響が予想より大きいことに驚いた。苦しんでいる方は相当いるのではないのでしょうか。まだまだ続くと思うので支援をお願いします。
106					○		母子手帳の中にこれから一人で子どもを産む母親への支援、産後のヘルパーの支援や児童扶養手当などの経済的支援に関するページを作ってみてはどうでしょうか。複数の支援があるということを知ることによって安心する方もいると思います。
107			○				高校時代に妊娠して中退し、子どもを産んで、その後離婚というケースが多々ある。さまざまな課題に対応する学校の取り組みに「性教育」と高校中退の親の就職難など、子どもたちに学んでもらう必要があると考える。
108				○			1月-2月に中学1年生を対象に家庭教師を派遣する教育支援事業は、中学生1年生だけでなく、2、3年生も必要だと考える。募集時は学校が情報を渡す必要があると考える。
109					○		生活保護を受けてないから子育てサービスが受けれないと嘆いている親御さんがいらっしやる。子育て支援をせめてひとり親で生活保護を受けてない人も対象にすることで安心して子育てができると思う。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
110						○	外国人で離婚して子どもと一緒に国に帰りたいと言う声をよく聞く。外国人にとって情報や問い合わせ先などがもっとわかるようにすることで、日本の印象も良くなると考える。
111						○	母子家庭や低所得者世帯の子供達の食生活を見直し子供の健康的な身体作りに役立つようにスーパーやデパート食品街で使える金券を毎月配る(野菜果物のみにつかえる)ようにしたら良い。助かる家庭は多いと思う。アメリカではフードスタンプという食料品売り場で使えるカードを配っているのでも日本も参考にしたい。子供達は今低身長だったり平気より小さな子供が目立つので日本の未来のためにも低所得者世帯へ食育が充分に出来る手助けをすべきだと思います。
112	○						とても細かい事まで考えられていると思います。現実には実施できたら子どもの貧困格差は無くなるでしょう。しかし現実には、システムを作って活字化してもそこに導いてくれる人、それを知り、理解し、利用しようとする親を含めた大人がどれだけいるのか。大人がいるから安心ではないと思っています。横浜市の計画素案が机上の話で終わらない事を願っています。寄り添い、サポートが実のある物にするには、それだけ親身になって関わられる人材が必要なのではないのでしょうか。広く浅くの関わりでは、中途半端になってしまうので、広く大勢に関わろうとするのではなく、限られた少数の人であっても地道に実のある成果を目指して欲しいと思います。更に、ここに関わるスタッフの意識改革が最優先かもしれません。
113		○					まず、貧困層への手厚い補助をする。その事によって、将来その子供たちが学校に行けないなどの心配もなくなり将来の自立に向けた暮らしをさせることができる。しかし、簡単に補助を出すと良くないことを考える人もいるのでその辺は懸念点である。しっかりとした審査のもと、支援をしていくべきである。
114	○						学生など若い年齢で出産した女性ほど離婚率が高い。結果として金銭的に苦しくなり、その子供もしっかりした大学に入りづらくなる。そしてその子どもも若くして結婚して子どもを産む。その連鎖を止めなくてはならない。支援があっても届いていなければそれは支援がないことと一緒に。
115	○						生活支援や学習支援、児童扶養手当、子ども食堂、公共料金の減免など、必要な情報にアクセスできていない世帯は多いと思います。あらゆる手段で知らせていく、ということが大事だと思います。
116	○						子どものためにもっと予算を使って下さい。
117	○						計画を作るのは良いが、対象者に届くように周知が必要だと思う。
118						○	多子家庭における就学支援や経済的な支援を計画に入れられていないと思います。
119						○	コロナ禍のため難しいと思いますが、子ども食堂や地区センター利用により、地区の高齢者～子どもがつながり合い、話し合い助け合える場をつくることを手伝えるような具体策が出てくることを期待したい。
120						○	計画の方向性には大変共感しました。こどもの貧困は、できるだけ子どもが小さい時からの支援が必要。学年が上がるほど対策の効果が薄くなるといった海外の調査結果もあります。
121		○					幼児教育・保育の無償化対象外の保護者負担軽減策を拡充すること。副食費の減免は低所得者層・多子世帯にとどまらず、対象者を拡大すること。
122		○					これ以上の市立保育園の民間移管をやめること。
123		○					学校の健康診断で要受診とされた児童・生徒の未受診を家庭任せにせず、学校保健の体制を充実させ、フォローすること。
124		○					全員が食べられる中学校給食を実施し、公立小・中学校での給食無償化をめざすこと。
125		○					生理の貧困問題解消の取り組みが始まっており、女性が安心して学校生活を送れるよう、学校トイレにトイレットペーパー同様に生理用品を備えること。
126		○					ICT教育推進においては、教育格差を拡大させないため、特に高校生のパソコン所有・ネット接続を含めて保護者負担に補助すること。
127			○				子どもの相談を受ける団体のネットワークを築き、かつ、団体を支援・育成する仕組みを作ること。
128			○				母子保健、地域子育て支援に携わる区役所職員を増員すること。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
129			○				小・中学校へ対応するスクールソーシャルワーカーを増員し、特に高校へ抜本的に増員すること。
130			○				学童保育の安全運営には、保護者負担軽減、指導員の確保と処遇改善、小規模クラブの存続が不可欠です。そのための補助金を増額すること。
131			○				児童虐待の増加に対応するため、児童相談所、区役所の専門職員増員と処遇改善を行うこと。
132			○				家庭に居場所のない若年女性を支援する団体の相談窓口を支援し、安全に宿泊できる場所を公的に提供すること。
133			○				子ども食堂、学習支援などを行う子どもの居場所づくり活動支援事業は、補助用件を緩和し、補助金を抜本的に増額すること。
134				○			市の高校奨学金の学力要件を外して、さらに利用者数、利用額を増やすこと。
135				○			生活保護家庭に更なる大学等進学支援策を講じ、児童養護施設や里親から自立する人へ市独自の入学助成・奨学金など大学等進学支援策を作ること。
136				○			親からの仕送りが減り、アルバイト先もなくなった大学生の学業を保障するために、市による返済不要の大学奨学金制度を創設すること。
137				○			ひとり暮らしの若者への家賃補助制度を創設し応援すること。
138				○			地域ユースプラザを市内4か所から全区に設置し、引きこもりの本人と家庭へ支援が届くようにすること。
139					○		就学援助の認定基準となる総所得額を引き上げ、対象者を増やすこと。
140					○		小児医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大し、一部負担金をなくすこと。
141					○		妊婦健康診査費用補助券の枚数を増やすこと。
142					○		本市独自の出産費用助成を行うこと。
143					○		国民健康保険料の子どもの均等割りを一般会計の負担でなくすこと。
144					○		低所得子育て世帯の住まいの確保に向けて、「子育てりふいん」の入居要件引き下げ、低所得世帯家賃補助制度創設、借り上げ型含めて市営住宅増設を行うこと。
145					○		横浜市の公務職場の非正規雇用は一時的・限定的とし、公契約条例を制定しワーキングプアをなくすこと。
146						○	健やかな成長と教育の機会を保障すべき若者が介護のためにその権利が奪われることはあってはならない。ヤングケアラーの実態を速やかに把握し、求められている支援は何かを調査すること。当事者及び関係者の相談・支援窓口を設置するなど支援の施策・体制を早急に構築すること。
147		○					子どもが2人いますが、保育料があまりにも高すぎる。他の区や市と比べても金額が違うし、横浜より安いところが多くあるのはなぜか。年齢で区切らずすべて無償化にすべき。
148			○				学区内に最低でも1つの子ども食堂があるのが理想。予算を拡充して欲しい。
149	○						経済的な貧困はもちろんですが、外形上は見えにくい困難を抱える子どもや家庭への支援の充実にも期待しています。
150		○					乳幼児期の保育・教育は、子どもの人格を形成するうえで非常に重要だと思います。保育所の整備も必要ですが、保育の質を高めることに重きを置いた取組をお願いします。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
151						○	ひとり親家庭は、経済面でも精神面でも困難を抱えやすく、孤立しがちです。横浜市は区役所での相談なども含めてしっかり支援してくれていると思いますが、一層の充実をお願いします。
152	○						子どもの貧困対策は行政だけでなく、NPO法人など民間企業とも連携して対策を進めていくべきと考える。社会全体で子どもを支えていくことが大切ではないか。
153						○	経済的な部分が少なすぎる。 児童手当、就学奨励事業、小児医療費助成、一時保育事業や放課後児童育成事業等の利用料の減免は国や県も実施している制度であり、横浜市らしさは皆無。 そもそも現在困ってる子供たちに対する対応は、金銭的な補償である。 生活保護にもならないギリギリで暮らしている子供たちに経済的支援をしなければならない。 子供の貧困は、行政の責任であり、解決は行政と議会の両輪で行うべきである。
154	○						横浜の将来を担う子どもたちが、経済的な理由で学習の機会を奪われたり、孤立したりすることがないように、取組を充実してください。
155						○	子供が自立するまでを支えるに当たって稼ぎ頭が1人しかないというのは経済的な問題があると考えました。家庭の経済状況が原因で、1人になってしまい、精神的にストレスを感じて、思わぬ行動をしてしまう可能性もあると考えられます。そこで、生活保護を受けるという策もありますが、全国の家庭のお小遣い事情を調査し、その平均を、子供のみを対象に給付金として支給し、自立可能な年齢になったら給付金の打ち切りをするという策はどうでしょうか。家庭の経済事情が解決されることによって、社会の安定化にも繋がると思うので、是非ご検討ください。
156		○					横浜の子どもたちの健やかな成長を支えるためには行政がしっかり環境を整えることがとても大事です。特に6人に1人が子どもの貧困といわれる中で、今、生理用品を学校のトイレに設置を求める声が広がっています。生理のことは人権のことでもあります。学校の保健室には備えてあるとは思いますが、いざというときに保健室までいくには間に合わない、保健室にだれかいると言いづらい、貧しい家だと宣言しているようで、という声があります。ぜひ子どもたちの心のケアを考えて、トイレ設置を早急にのぞみます。
157	○						様々な事業が貧困対策としてあげられているが、実際に地域の中でこういった事業に基づいた施設があまりにも少ない。もっと身近に子育てが困難になっている家庭を支援してくれる場がなければ、助けてもらおうにもどこへ行くべきか見えないのが現実だ。もっと住みやすい街に、あたたかい行政になるよう、予算を倍増して取り組んでほしい。
158			○				困難を抱えている人や家庭は、自分から助けを求める事が難しい場合もあると思う。日常生活の中で様々な接点や関わりを持つ機会を大切に、一人ひとりが気にかける勇気を持つことが必要だと思う。
159		○					子供が小さい頃からの教育が大切と考える。貧困の家庭だけでなく、全ての子どもの教育を充実させてください。計画自体は良くできていると思う。
160			○				学校の先生方は忙しく大変だと思うが、学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場所なので、子どもたち一人ひとりが抱える悩みや課題をいち早く察知し、解決に向けてスピード感を持って取り組んでほしい。解決にあたっては、学校内だけで何とかしようとせず、行政や地域で活動する支援者ともしっかり連携しながら、適切な支援につなげてほしい。
161						○	P12にある「貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合」について、今回調査(令和2年度)は年齢(学年)ごとの数値になっており、前回調査(平成27年度)との比較がしづらいです。今回調査分も対象年齢区分全体としての数値があると分かりやすいと思います。
162			○				「妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで、困難を抱える子ども・若者、家庭に保育所、幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中でいち早く気づき、関係機関のネットワークを充実させることで、早期に支援につなげていきます。」 とあるが、ネットワークを充実させる手段がより具体的かつ多様になるとよいと思う。各々の機関が支援を行っても、その機関から対象者が離れてしまうと、支援が切れてしまったり、改善していた状況が元に戻ってしまったりしがち。また、一つの機関が他機関に協力を求めても支援が広がらず立ち消えになってしまうことがあるようで、具体的な連携の大切さを感じる。
163			○				予期せぬ妊娠、若年層の妊娠へのフォローが重要である。 「にんしんSOSヨコハマ」はあるが、生後0日目の死亡や、産んだけれども育てられない、という状況をなくさなければならない。 妊娠したことを家族にも伝えられず悩む子どもに、学校は即退学ではない寄り添いが必要であり、産婦人科医も産むか産まないかを迫るのではなく、若年層の居場所としての「町の保健室」の機能があれば、救える命がもっとあると考える。 学校を卒業し、就職、結婚、妊娠、出産、子育てと続く大きな変化を、滑らかに繋いでいく仕組みがほしい。
164			○				子育て中の親や家庭の抱える問題は、外部からは見えにくいことも多い。誰かが家庭を訪問する機会は、こんにちは赤ちゃん訪問以降、当事者からの発信または何か事が起こった時に限られる(以前は幼稚園により、また小中学校で家庭訪問があった)。 貧困に限らず、発信できないで困っている人や家庭に気づくくみが必要ではないかと思う。 子ども一人ひとりに対してまたは親一人ひとりに対して、困りごとに対する相談を受けることができる、制度にも詳しい専門職の配置、高齢者におけるケアマネジャー的な存在、子どもに対するケアマネジャー的な存在の制度化ができるとう良い。
165				○			小学生のプログラミング教育が進められている。学校で子どもたち一人一台のパソコン整備や貸し出しの有無が議論されているが、パソコンを持ち帰れたとしても家庭のネット環境により、学習できる子とできない子の差が出るのが予想できる。どんな家庭で育つ子も格差が出ないように、同じように学べるように、放課後キッズクラブや学童保育など小学生の放課後の居場所でのIT環境の整備、それ以外にも小学生がIT環境の整った居場所で、そこにケアする人がいる中で学習し、大人と関わるすることができる場の整備が必要と考える。
166						○	18歳になったその年の3月で児童手当などの支援を切られるという事で、「アルバイトをして助けてほしい」と頼まなくてはならないひとり親家庭もある。また、親が「大学進学するお金は用意している。安心して通えるから行きたい学校があれば合格してね」と子どもに伝えても、子どもは進学後、新しい環境への適応よりもアルバイトなどをして家を助けようとする傾向が見受けられる。同額の支給でなくても、給付型の子どもへの支援があると良い。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
167					○		コロナ禍が続き生活困窮者が増えているが、現金も食べ物もなくなるぎりぎりまで我慢している人がいる。早急に手続きを進めたいが、生活保護を受けたくない人もいて、支援の難しさがある。また、子ども食堂やフードパントリーなどで支援したいと思っても適切な人になかなか繋がらないもどかしさも感じている。NPOなどの支援団体と、行政、社会福祉協議会などが速やかに連携できる仕組み作りを望む。
168	○						困難を抱えている人への素早い対応の重要性を感じている。又、対応後の経過を追ってほしい。
169				○			関係機関との連携(保育所や学校)については、全体を見守れる体制作りが必要であると思う。
170	○						H30年の全国のこども貧困率が7人に1人というのも大変な事だなと感じる数ですが、このコロナ禍の影響でさらにその数が増大したり、深刻化しているだろうと思われます。 経済的な困窮世帯は一刻の猶予なく救済が必要でしょう。 5年間の計画で長期的に見たり継続していく必要性もありますが、まず急な変化に対応しきれない人たちを支援してあげて欲しいです。
171	○						計画としてはよくできていると思う。必要な人に支援が届くようにお願いします。
172		○					子どもの孤立について、余裕のない親は、学童などの登録に関する手続きや方法を調べたりすることが出来ない。地域に『いついてもO.K.だよ』と言える場所と「人」を配置できるといい。 この「人」が子どもの話をきいたり、一緒に遊べたり、学校の宿題をみてくれたり出来るといい。
173		○					貧困対策には教育が一番大事だと考える。学校でしっかり教育すべき。
174	○						第2章の「本市の子どもの貧困の状況」の分析は立派だが、第3章の「本市の子どもの貧困対策」や第4章の「子どもの貧困対策に関する取組」の内容が乏しく抽象的でわかりづらいとともに実効性ある取組となっていない。また、他の自治体の取組に対する分析が足りない。明石市や寝屋川市を参考にしてほしい。このまま策定せず、計画策定をやり直してほしい。
175	○						この計画だけを見ても、当事者が何の支援を得られるのか具体的にわからない。この計画書を当事者に渡してもわかるように、主要施策を具体的に、いつ、誰が、どのように、支援を受けられるか、表記してほしい。今のままでは、あまりにも抽象的です。せっかく横浜市が支援を行っていても、この計画を読んでも分からずにウェブで検索しなければわからないのでは、計画の体を成していません。横浜市が現に行ってる支援は、この計画を読めば全容が具体的にわかる位に示して下さい。
176	○						この計画に載せられた支援を分かりやすく表記したパンフレットを作成し、子どもを持つ保護者、子ども、社会的養護を受けている子どもに配布してほしい。紙媒体が難しければ、ウェブ上に作って見られるようにしてほしい。該当しそうな者には、事前に登録したLINEで、必要な支援を通知することも行ってほしい。
177	○						計画の対象が「生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの、現に困窮状態にある、又は、保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどにより、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者とその家庭」とのことだが、既に貧困状態にある子どもは7人に1人であり、その直前にある子どもを含め予防を行った方がいいこと、コロナ禍で子どもがこころの貧困や問題を抱えやすいことを考えると、限定せず、子ども全体とした方がいいと考える。
178	○						第3章の計画の進捗状況の把握となる指標が、あまりにも限定的で、この指標をもってして計画が達成されたと捉えるには覚束ない。「保育所待機児童数」は「保留児童」を含んで指標とすべきであるし、高校生の指標は「市立高等学校」に限定せずに捉えるべきであるし、社会的養護を必要とする子どもの指標は、具体的援助を行うべき指標をいくつか取り上げて捉えるべきだと思う。
179		○					明石市のように、子どもの医療費を18歳まで無料にして下さい。
180		○					0～2歳児の市民税非課税世帯や3～5歳児の保育料等利用料の無償化のみならず、明石市のように保育料を2人目から無料にして下さい。
181		○					寝屋川市のように、学童期にある子どもに自宅に持ち帰られるタブレットを貸与するとともに家庭でのWiFi端末も貸与し、コロナ禍でも安心して自宅で勉強できるようにするとともに、自宅での学習も考課の対象として評価するように、教育委員会と連携して行ってください。コロナ禍はまだまだ続くので、早急に対応して下さい。
182			○				「妊娠期からの切れ目のない支援の充実」を目指すのであれば、子どもが生まれた時に手渡す「母子手帳」を成人するまで使えるようなものにして支援内容をきめ細かく載せ、スマホにアプリで入れられるような他の自治体の取組を参考にし、積極的に知らせてほしい。
183			○				児童虐待について、子どもが自ら気付いてSOSを寄せられるように、子どもに対しても啓発授業を行ってください。「かながわ子ども家庭110番相談LINE」が書いてありますが具体的にわかりづらいので、子どもが読んでもわかるように市民向けお知らせの内容で、枠で囲んで表記して下さい。
184				○			小学校給食を無料にして下さい。

	意見箇所						ご意見
	計画全体	子どもの貧困対策の基盤	主要施策Ⅰ	主要施策Ⅱ	主要施策Ⅲ	主要施策Ⅳ	
185				○			中学校でのハマ弁を名前を変えただけのデリバリー式の給食を止めて、出来る中学校から集約して給食を作るようにし、明石市のように中学校給食を全員無料にしてください。
186				○			明石市のように、幼稚園給食を、おかずだけでも無料にしてください。
187				○			高等教育の修学支援内容が具体的にわかりづらいので、具体的に子どもが読んでも分かるように表記するとともに、横浜市立大学だけでなく他の高等教育についても支援の枠組みを拡げて下さい。借金をしなければ高等教育を受けられない子どもが多くおり、大学を出る際には借金を抱えて就職するのが当たり前の社会はおかしいです。
188				○			国策として、私立大学と見合うように国公立大学の授業料が引き上げられてきましたが、本来は、国公立大学に合わせるように私立大学の授業料を下げるべきものと考えます。大学の授業料の引き下げを、国に強く要望して下さい。
189					○		支援の内容が、必要な人に具体的に知られているとは思えません。LINEで登録してもらった人が、必要な支援を通知で受けるようにして、知らせるようにして下さい。
190						○	ひとり親家庭は、非正規雇用だから低賃金で安定しない長時間労働となりやすいことがあります。こども青少年局だけではなく、公共職業安定所や経済局市民経済労働部雇用労働課と連携して、安定した正規雇用に就けて、勤務時間中は子どもを横浜市が責任を持って見守れる体制を作ってください。
191						○	社会的養護を必要とする子どもが法的には18歳までしか面倒を見れないのであれば、20歳までは横浜市が独自に面倒を見れるように補助して下さい。横浜市が上乘せ条例を定めれば出来るはずです。
192						○	スマホ依存やヤングケアラーの問題の分析がなされているのに、具体的施策が何ら打たれておりません。喫緊の課題です。この計画で対策を打ち立てて下さい。
193			○				自分の周りにも貧困の子供がいるんだという意識を持たないと、困難をかかえた人がいても気がつかないと思います。「気づく」ということが一番大切です。市民への啓発に力を入れていただきたいと思います。
194			○				学校の負荷が大きくなってしまわないように、地域住民のコミュニティーや子育て支援機関との連携を深める基幹システムの構築が必要と思われます。
195				○			地域の居場所における体験において、就業体験を盛り込むことにより子どもが社会で活躍する将来像をイメージしやすくなるよう支援する施策も必要と思われます。
196						○	ひとり親のメンタルケアの一環として婚活や親同士のコミュニティー形成支援も有効と思われます。また、社会的養護を必要とする子どもに対しては、施設退所年齢を25歳に引き上げるにより在籍の子どもにとって身近な社会人モデルとなり将来の展望が安心して見通せる環境になると思われます。